阿見 町議会会議録

平成21年第1回定例会 (平成21年3月9日~3月24日)

阿見町議会

平成21年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(3月9日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会·····	9
• 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 0
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について・・・・・・・・・ 1	. 9
・議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決) · · · · · · · · · · · 2	2 0
・議案第2号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · 2	2 1
・議案第3号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · 2	2 2
・議案第4号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · 2	2 4
・議案第5号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · 2	2 5
・議案第6号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · 2	2 6
・議案第7号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · 3	3 1
・議案第8号から議案第16号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・ 3	3
・議案第17号から議案第24号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・・ 3	3 7
・議案第25号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · 4	l 7
・議案第26号から議案第33号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・ 8	3 4
・議案第34号から議案第35号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・・ 9	
・議案第36号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・10	
・休会の件····································	
○散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0) 3
◎第2号(3月11日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) 5
○出席, 欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

〇出席	常説明貞	員及び会	議書語	記…			• • • • •	 	 	 	 	• 1	0	5
	事日程第													
○一角	空質問 通	6告事項	一覧			• • • • •	• • • • •	 	 	 	 	• 1	0	8
○開	議…	• • • • • •	• • • • •				• • • • •	 	 	 	 	• 1	0	9
• -	一般質問	· · · · ·	• • • • •				• • • • •	 	 	 	 	• 1	0	9
	浅野	栄子・	• • • • •				• • • • •	 	 	 	 	• 1	0	9
	藤井	孝幸。					• • • • •	 	 	 	 	• 1	2	1
	細田	正幸。					• • • • •	 	 	 	 	• 1	3	6
	川畑	秀慈。					• • • • •	 	 	 	 	• 1	4	1
○散	会…	• • • • • •					• • • • •	 	 	 	 	• 1	4	9
◎第:	3号(3	月12	2日)				• • • • •	 	 	 	 	• 1	5	1
〇出席	常,欠席	「議員・					• • • • •	 	 	 	 	· 1	5	1
〇出席	常説明貞	員及び会	議書記	記			• • • • •	 	 	 	 	• 1	5	1
○議事	事日程第	第3号。					• • • • •	 	 	 	 	• 1	5	3
○一角	2質問通	6告事項	一覧。				• • • • •	 	 	 	 	• 1	5	4
○開	議…	• • • • •					• • • • •	 	 	 	 	· 1	5	5
• -	一般質問						• • • • •	 	 	 	 	· 1	5	5
		・充・												
	天田	富司男	.				• • • • •	 	 	 	 	· 1	6	4
	柴原	成一。					• • • • •	 	 	 	 	· 1	7	3
• 仁	木会の件	±					• • • • •	 	 	 	 	· 1	8	1
	会…													
- 10														
◎第∠	4号(3	8月24	. 日)				• • • • •	 	 	 	 	· 1	8	3
〇出原	第 ,欠席	「議員・					• • • • •	 	 	 	 	· 1	8	3
	常説明員													
	事日程第													
○開														
- ' '	**^ 養案第 2													
			7只以 Ŧ	权一、	口门口册.	1/1/1//								
• iii	義案第3													

	議案第5号	(委員長報告,	討論,	採決)	• • • • •	• • • • •		• • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	•• 1	9 0)
	議案第6号	(委員長報告,	討論,	採決)				• • • •			• • • • •	· 1	9 0)
	議案第7号	(委員長報告,	討論,	採決)	• • • • •	• • • • •					• • • • •	· 1	9 2)
	議案第8号	から議案第16	5号(委	員長報	告,訴	討論, 挖	采決)・				• • • • •	1	9 3	,
	・議案第17	号から議案第2	2 4 号	(委員長	報告,	討論,	採決)				• • • • •	2	0 0)
	議案第25-	号(委員長報告	5,討論	, 採決)			• • • •			• • • • •	2	0 6	,
	議案第26-	号から議案第3	3 3 号	(委員長	報告,	討論,	採決)				• • • • •	. 2	1 7	,
	議案第34	号から議案第3	3 5 号	(委員長	報告,	討論,	採決)				• • • • •	2	2 3	,
	議案第36-	号(委員長報告	5,討論	, 採決)	• • • • •		• • • •			• • • • •	. 2	2 4	:
	 議会運営委 	員会及び常任委	5員会並	びに特別	別委員	会の関	月会中に	におけ	る所行	管事務	务調査			
	について・・				• • • • •			• • • •			• • • • •	2	2 5	,
\bigcirc	閉 会											2	2 7	,

第1回定例会

阿見町告示第23号

平成21年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年3月2日

阿見町長 川 田 弘 二

1 期 日 平成21年3月9日

2 場 所 阿見町議会議場

平成21年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月9日	(月)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	3月10日	(火)	休	会	• 議案調査
第3日	3月11日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問
第4日	3月12日	(木)	午前10時	本会議	• 一般質問
第5日	3月13日	(金)	午前10時	委員会	・総 務(議案審査)
第6日	3月14日	(土)	休	会	• 議案調査
第7日	3月15日	(目)	休	会	• 議案調査
第8日	3月16日	(月)	午前10時	委員会	・民生教育(議案審査)
第9日	3月17日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設(議案審査)
第10日	3月18日	(水)	休	会	・議案調査
第11日	3月19日	(木)	休	会	• 議案調査

第12日	3月20日	(金)	休	会	・議案調査
第13日	3月21日	(土)	休	会	• 議案調査
第14日	3月22日	(日)	休	会	• 議案調査
第15日	3月23日	(月)	休	会	• 議案調査
第16日	3月24日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決・閉会

第 1 号

平成21年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成21年3月9日(第1日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 3番 川畑秀慈 君 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 10番 久保谷 実 君 11番 吉田憲市 君 天 田 12番 富司男 君 13番 小松沢 秀 幸 君 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 17番 佐藤 幸 明 君 18番 細 正 幸 君 田

○欠席議員

 2番
 久保谷
 充 君

 16番
 櫛 田
 豊 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 長 渡辺清一君 総 部 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 田 匡 弘 君 坪 都市整備部長 桑 田 康 司 君 教 育 次 長 川村 忠 男 君 防 消 長 瀬 尾 房 雄 君 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 仲 安 君 田 夫 総 務 課 尚彦 君 長 篠 原 企画財政課長 篠 﨑 慎 君 社会福祉課長兼 畄 田 稔 君 福祉センター所長 児童福祉課長 髙 須 徹 君 町民課長兼 松 本 道 雄 君 うずら出張所長 国保年金課長 吉 田 衛 君 障害福祉課長 大 塚 康 夫 君 農業振興課長兼 大 塚 芳 夫 君 農業委員会事務局長 境 課 野 利 明 君 環 長 大 課 長 水 道 横 田 充 新 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 﨑 貴 之

平成21年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成21年3月9日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調查報告

日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

日程第6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度阿見町一般 会計補正予算(第5号))

日程第7 議案第 2号 阿見町収入印紙等購買基金条例の制定について

日程第8 議案第 3号 阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について

日程第9 議案第 4号 阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第10 議案第 5号 阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制 定について

日程第11 議案第 6号 阿見町環境基本条例の制定について

日程第12 議案第 7号 阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

日程第13 議案第 8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第 9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について

議案第11号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第12号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第13号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第15号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町統計調査員設置条例の廃止について

日程第14 議案第17号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)

議案第18号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第22号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第23号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第25号 平成21年度阿見町一般会計予算

日程第16 議案第26号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成21年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第29号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成21年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成21年度阿見町水道事業会計予算

日程第17 議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の認定について

日程第18 議案第36号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

追加日程第1 休会の件

午前10時00分開会

○議長(諏訪原実君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成21年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長 (川田弘二君) 本日は、定例議会の審議に入る前に今般の懲戒処分について報告をさせていただきます。

下水道課長の収賄に関しまして、2月17日の水戸地方裁判所での初公判の内容を受けまして、 古德真二下水道課長を20日付で懲戒免職といたしました。また、これにかかわる管理監督責任 をとりまして、元都市開発部の上司の給料の10分の1減給1カ月の処分といたしました。今回、 現職の課長が公務の信用を著しく失墜させる収賄容疑で逮捕・起訴されるという事件が発生し、 町民の皆様の町に対する信頼を裏切り大きく傷つけることとなりましたことは、まことに申し わけなく、心からお詫び申し上げます。

職員に対して、綱紀粛正を強く求めていたにもかかわらず、今回の事件が発生したことはまことに遺憾であり、痛恨のきわみと言わざるを得ません。今後は職員一人ひとりがさらに気を引き締め、公務員としての自覚、法令等の遵守の徹底はもちろんのこと、事務の見直しを含めた再発防止策を講じ、町民の皆様の信頼を一日も早く回復できるように、全力で取り組んでまいります。今回の処分に伴い、私、町長でありますが、の給料の10分の1減給を3カ月、副町長の給料の10分の1減給を2カ月とするための条例制定案を今議会に提案させていただきましたので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。町民の皆様に対して、改めて深くお詫びを申し上げます。

以上です。

○議長(諏訪原実君) それでは、ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

12番 天 田 富司男 君 13番 小松沢 秀 幸 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る3月2日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果 について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

[議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇]

○議会運営委員会委員長(小松沢秀幸君) おはようございます。会期の決定について御報告申し上げます。

平成21年第1回定例会につきまして、去る3月2日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から3月24日までの16日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、 提案理由の説明、質疑、委員会付託。

- 2日目、3月10日は休会で議案調査。
- 3日目,3月11日は午前10時から本会議で一般質問,4名。
- 4日目、3月の12日は同じく10時から本会議で一般質問、3名。
- 5日目、3月の13日、委員会で午前10時から総務常任委員会。
- 6日から7日までは休会で議案調査。
- 8日目, 3月16日, 委員会で午前10時から民生教育常任委員会。
- 9日目, 3月17日は委員会で午前10時から産業建設常任委員会。
- 10日目から15日までは休会で議案調査。

16日目, 3月24日は最終日となりますが,午前10時から本会議で,委員長報告,討論,採決, 閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成をいたしました。各議員の 御協力をよろしくお願いを申し上げまして、御報告といたします。

以上。

○議長(諏訪原実君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月24日までの16日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの16日間と決定しました。

諸般の報告

○議長(諏訪原実君) 次に日程第3,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。去る2月26日に開かれました全国町村議会議長会第60回定例総会におきまして、当町議会は地域の振興・発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努めた功績により、全国町村議会議長会会長より町村議会表彰を受けましたので、御報告をいたします。

次に、この定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第36号の36件です。

次に、本日までに受理した陳情等は「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情の1件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成20年11月分から平成21年1月分に関する例月出納検査結果について 報告がありましたので、報告をいたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと おりです。

次に、平成20年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、3月5日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調查報告

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 総務常任委員会所管事務調査について御報告申し 上げます。

去る2月20日金曜日,公共交通についての事務調査を午前中日立市,午後東海村で行いました。まず,午前10時より午前11時40分日立市において,場所は日立市市議会,出席委員は私,そして,難波千香子委員,諏訪原実委員,吉田憲市委員の4名であります。議会事務局より山崎係長,そして執行部より建石企画財政課副参事の御出席をいただきました。

日立市よりは石井博人事務局長,そして議会庶務調査係から小澤貴之調査係,そして執行部より説明員として窪田建設部都市政策課長補佐兼交通政策係長の出席をいただき,ほか2名の説明員の出席をいただきました。

まず、日立市ですが、非常に行政施策が進んでおります。私たちの阿見町も何度も日立市に行って行政視察をし、それを参考にしていろいろな面でこの阿見町でもそれが使われております。そして、地域公共交通においてもですね、やはり地域の力、特に、企業城下町ということで、非常に地域力が整った日立市でありました。そこで新たな仕組みを日立市では行っております。それは地域それぞれの顔が違う、そういう状況の中で、地域交通を確立していくという、そこに地域公共交通の導入をどのようにしたらいいのかという導入の仕組みについての基準、これがバス停からの距離、運行本数等の問題から既存の公共交通によって生活手段としての移動の確保が困難な地区において、地域公共交通の導入・維持に関し、地域の組織的かつ継続的な責任と費用の分担が可能であり、次のような目的が明確な路線及び地区に導入することができる。

それはやはり公共交通不存在地区、不便地区の解消、要するに公共交通不存在地区というのはバス等の公共交通が走っていない地域であります。公共交通の不存在地区、おおむね、JRから距離が1キロ以上かつバス停からの距離が300メートル以上の地区、公共交通不便地区、おおむね8時台から16時台の1日当たりのバス運行が4便未満の地区、そして高齢者等の外出支援でありますが、高齢者社会の中で介護予防や生きがい活動支援の観点から、高齢者の移動手段の確保、こういうのも必要である。そしてまた、合併等によって少子化が進む中、学校の合併等によって児童生徒の通学手段、スクールバス等にも地域公共交通が用いられるということであります。

そして、またこれはあくまでも市民とのやっぱり契約という形になります。公共交通維持に関する市民参加のあり方ということで、公共交通維持に関する地域の理解に基づく合意形成、地域公共交通の導入・維持については市民、地域、事業者及び行政との連携が不可欠であるが、地域の財産という視点から地域が主体となって導入することと、その導入について全市的な理解を得るための方法について、地域の合意形成を図ることが必要である。非常に日立市という

ところは地域力が強いところでありまして、こういう面では地域とやはり行政が一体となって やれる土壌があります。

責任と費用の分担でありますが、地域公共交通の導入維持のための行政支援については全市的な理解を得るために市民及び地域の継続的な運行への主体的な参加と運行経費の一定額の保障や負担など責任と費用の分担を検討することが必要である。これはあくまでも受益者負担でありますから、地域もやはり負担をしなければならない。それをやはり市が補助として賄っていく。一体となって公共交通をやっていくという意思でありますね。

それで公共交通に関する本当に基本的な方針ということで、先ほども同じような話になりますが、公共交通の維持に関しては事業者の経営判断を基本とし、原則として路線バスの退出意向路線、廃止、縮小、減便、このような新たな行政支援はこういう場所においては新たな行政支援、補助は行わない。ただし、維持すべき路線については低床バスの導入支援や走行環境の整備、道路占用料の減免等、間接的な支援を維持する、検討する。

2でありますが、路線バスの退出で生じる公共交通不存在地区については市民、地域及び事業者との連携を基本に地域の財産として、地域公共交通の導入及び維持に関し、市民及び地域が責任と費用を分担することを条件として行政支援を検討する。既存の路線バスの運行がおおむね8時台から16時台の1日当たり4便未満となる公共交通不便地区についても、地域公共交通の導入・維持に関しては公共交通不存在地区に準じて行政支援を検討する。

もう1点ですが、地域公共交通については、道路状況や乗車人数等、地区の特性に応じた手段、バスとか特定大型車を含むタクシーとか、こういうものを用いる。また、そういう形態を検討する。地域公共交通導入に当たっては、高齢者の外出支援、通学手段の確保等についても考慮する。

こういう基本的な方針をもとに、実際どういうことが日立市では行われているのか。坂下地区という地区がございます。これは阿見町としてみると、やはり君原地区とかやはり吉原地区、ああいう農村地帯であります。非常に集落が点在しているその地域に、地域公共交通をやりたいというそういう平成15年、16年の2回、そういう坂下地区から坂下地区における公共交通確保についての陳情が出てまいりました。坂下地区においては、平成17年、18年度、乗合タクシー「みなみ号」試行運転、要するに、みなみ号という名前をつけた乗合タクシーで検証したわけであります。公共交通の不存在地区における移動手段の効率的確保策の検証、そういうことで、17年、18年度でそういう検証をしているわけです。事業主体は日立市ですね。これは市がまず検証する。試行運行を行う坂下地区における地域公共交通の導入を目的に、坂下地区みなみ号運営委員会が自主的に発足した。先ほども言ったとおり、その地域地域、非常に地域力があるというそういう地域でありますね。平成19年2月、坂下地区で地域公共交通の導入につい

ての地域内の合意形成がなされた。そして、世帯負担年に2,000円、これが約670世帯になります。やはり、この中で減免措置を受けられるのは、生活保護を受けているような人、そして高齢者で単身あるいは夫婦きりの世帯、片方もしくは両方が施設等に入っているそういう世帯は減免が受けられます。

事業主体は坂下地区みなみ号運営委員会が主体となって行っております。平成19年2月27日 日立市公共交通会議設置乗合タクシーみなみ号の運行計画について協議し、協議が整いました。 そして、平成19年5月7日、乗合タクシーみなみ号本運行開始になります。

では、乗合タクシーみなみ号の概要ですが、目的は先ほども言ったとおり、バス路線のない地区、交通不存在地区における生活の移動手段の確保でありますね。そして、事業主体は地域力のある坂下地区の皆さんがみなみ号運営委員会をつくって、事業主体になっております。運行概要ですが、日立市久慈川日立南交流センターを8時から16時発の1日6便ですね。土、日、祝日、お盆、年末年始はお休みであります。久慈川日立南交流センターからJR大甕駅までの片道20キロ、直線距離だと4キロなんですが、この停留所が29カ所ございます。約所要時間が1時間という時間になります。運行車両は10人乗りワゴン車、これは日立電鉄タクシーが受託しております。そして、運賃は片道1乗車当たり一律200円、先ほども言いましたが、世帯負担は2,000円です。

それで、運行経費の割合ですが、まず地域が2割、670世帯でありますから134万の負担があります。市が7割の補助をします。そうすると、約469万の補助になります。それで、10%が利用者、これが19年度の実績では3,858人、約1便当たり2.2人、何かこう少ない感じがしますが、やはり地域の公共交通を守るということではやはり経費はかかるんだなという、そういう思いをしております。

そして、今年度19年度はその坂下地区に脳外科の大きな病院ができたために、約3.0人、約1便がそのぐらい今回は乗るようになったと。その地域にそういう施設ができることによって、やはり地域公共交通の状態がよくなるのではないかなと、そういう思いを坂下地区の人はしているそうであります。

次に、日立市が考えたのは、もう1点はパートナーシップ協定方式という問題です。これは、要するに昔からある団地ですね、そういう団地がどうしても高齢化のために今までの路線バスが減便になっていく。そういう地区をやはりケアするためにはパートナーシップ協定方式をしていかなければならない。目的は地域とバス事業者が協定を結び、お互いに利用促進を目指し、利用者が少なくなり減便の可能性のある既存バス路線の維持拡充を図る、そういう仕組みを検証しているわけです。これは、諏訪学区コミュニティ推進会、これが主体となっております。これは昔、もう30年以上前に小咲台団地、平和台団地などの山側の団地ですね、高齢化が進み

将来の生活交通の確保に非常に不安であるというような状況の中でできたシステムです。非常にどこの町にでも、やはり30年以上前に団地ができるとどうしても高齢化が進み、若い人の空洞化ができてくると。そういう中でのやはりその地域の足の確保ということで、そういう面ではやっぱりバス事業者と行政と三位一体となって協定を結んで、この確保を図るということが主体となっております。

次にですね、午後、東海村のほうに行きまして、午後1時50分より2時40分までデマンドタクシーに対しての研修を行いました。そして、3時から3時30分までデマンドタクシー情報センターでどういう業務が行われているかというその検証をしてきました。

それで東海村においては、澤畑議会事務局長、樫村議会事務局次長、そして執行部より菊池 政策推進課係長、木梨政策推進課主事、そしてボランティア市民活動センターからは相巣社会 福祉協議会のセンター長がおいでになりまして、説明をいただきました。

東海村というのは、非常に東西に6キロメートル、南北に7キロメートルという非常に円形的な面積、大体37平方キロメートルの面積を持っております。そこでやはり東海駅を中心にですね、施設がちょうどいい具合に集積している施設なので、デマンドタクシーを全村で活用するというのは非常に恵まれた状況の地域になっているということであります。

それでは、目的ですが、東海村デマンドタクシー「あいのりくん」の概要ですが、目的として、公共施設や医療機関等への外出が容易にできない住民の交通手段を確保し、村内商業の活性化及び環境に配慮したまちづくりを推進する。実施主体は東海村、運行主体は東海駅構内ハイヤー組合。要するに東海駅に、そこで営業しているハイヤーの組合が事業主体になっているわけです。

本運行は平成18年4月1日から行われております。利用時間帯は月曜日から土曜日までの午前8時から4時まで、日曜日、祝日及び年末年始は運休をしております。運行は平日5台、土曜日は3台、午前8時から午後4時までの間、30分間隔で運行しております。そしてまた、この先月ですが、平成21年の2月から試行的に4時30分出発までの延長、平日2台、これを増便しております。運行地域は村内のみ、営業のための利用はできません。利用料金は1回200円でございます。利用料金、事前に村からチケットを購入するという、そういうシステムであります。そして,介護を必要とする場合は2人で200円。要するに介護者はゼロ円ということですね。そして3歳未満児は無料であります。使用車両はタクシー業者の所有する車両を借り上げる。中型車4台、その中にはリフト車1台を含んでおります。そしてワゴン車1台10人乗り。利用方法は、利用者やはり村民の利用する人は登録の交付が必要であります。そして、利用予約は情報センターに電話やファクスで利用する時間帯の便を予約する。予約は利用予定日の2日前から利用予定時間の30分前までの受け付けであります。デマンドタクシーの利用は同時間

帯の利用者と相乗りで戸口から目的地までの送迎です。そこで、予算措置でありますが、非常 に東海村、予算非常に多いんです。私たちの阿見町よりも人口は少なくても予算規模は私たち の町よりも大きい一般会計予算を持っております。そして、予算措置は19年度ベースで言いま すと、利用料収入額が870万5,800円、そして決算時で委託料内訳ですが、オペレーター人件費、 要するに先ほどもオペレーターセンターで電話受付したりするんですけど、オペレーターは3 人で1日2回交代で6人体制でやっておりますね。それが608万7,090円です。それでオペレー ター研修費、これはそれをやっぱり実行するためにはNTTの研修が必要だということで、こ れが52万5,000円,19年度はかかっております。あと、車両の借上料が2,828万41円,そしてシ ステム機器リース料,これはNTTに払っているリース料です。302万1,600円,そしてシステ ム機器保守点検委託料,これが126万であります。そしてシステム機器通信費79万1,522円,協 力印刷代,7万560円,修繕料,6万7,200円,消耗品8万7,657円,消費税が100万4,708円, 4,137万5,378円の出費が東海村であります。それで、収入が807万5,800円でございますから、 実事業費はですね、3,292万3,438円、これが東海村で支出をしている金額です。このリピータ 一が何人というと、700人だそうです。そうすると、非常に1人頭4万7,000円ぐらいの金額が、 税金が費やされているということで、少し問題があるのかなというような話をしてまいりまし た。

以上、総務委員会での公共交通に対しての御報告です。

東海村また日立市の関係職員の皆さんには大変感謝をしております。今後また阿見町においても公共交通に対して積極的なかかわりを持って、やはり地域に合った公共交通を目指して一生懸命やっていきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) おはようございます。民生教育常任委員会が阿 見町の全小中学校を視察したその報告をいたします。

民教,この視察の目的はですね,阿見町の小中学校の教育現場を把握をし、教育環境の改善及び学校の地域への貢献のあり方等について議会が把握をしまして,議会としてなすべきことを知ると,こういうことを目的にしております。

まず、視察の要領ですが、各学校に調査票、こちらから望むこれとこれを準備してください ということで調査票をまず送りまして、8項目の調査票を送りまして、事前に提出をいただき まして、今度学校に行きまして、校長先生からその調査票等に基づき説明を受ける。懇談をす るというやり方ですね。それと最後に学校の現場、校舎等を施設等を視察するというやり方で 視察をいたしました。

そこで、視察の所見と要望でございますが、20年度、年間4回にわたって全小中学校を視察をいたしましたが、各小中学校とも学校案内、学校要覧を作成をし、教育目標、重点目標、目指す教師像などを掲げ、それぞれ学校、地域の特性を活かし、熱心な教育がされていることで大変心強く思いました。ただし、その教育成果を我々は確認することができません。それで、それぞれの学校が掲げているそれぞれの目標目的を達成することを切に望むものであります。

2番目に、生徒数の推移についてでございます。平成5年から20年の15年間の生徒数の推移を見ますと、半減している学校もあり、さらに減少化傾向のある学校も見られます。また、これに反して、増加傾向にある学校は教室の不足に苦慮されておりますが、その対応に学校のみで努力をしていても限界があると思われます。中長期的な施策を早急に講ずることを望みます。

それから、生徒の安全対策についてでございますが、学校内での安全対策については各学校 とも門扉の施錠、職員の巡回、防犯グッズの設置、訓練、または学校独自で防犯ビデオを設置 するなどの安全策は図られておりますが、引き続き最悪の事態を想定しての対応をお願いをい たします。

生徒の安全対策の2番目ですが、登下校時の安全確保については、学校職員はもとより保護者、PTA、老人クラブ、ボランティア等の協力を得て安全を図っていますが、小学校低学年の児童が少人数でまたは一人で、長距離を人通りのない道を帰宅する学校、地域もあるようでございます。その安全対策については、地域、学校が一体となってさらなる検討が必要であると思われます。

次に防災訓練についてでございます。全学校とも年3回火災に対する、それから不審者に対する、それから地震に対する対応訓練は実施していますが、この訓練はマンネリ化することなく継続的に時間の許す限り頻繁に行うことが生徒の安全を守る唯一の道であるというふうに思われますので、引き続き関係者の御努力をお願いをいたします。

次に、給食費の納入状況でございますが、平均97%から100%と、おおむね納入されているようですが、過年度の未納入額、120万円近くの滞納累積のある学校もございます。その処置として不公平感の是正、直ちに取れるものは取る、すなわち、取れるものは取ることはもちろんでございますけれども、住所不明それから外国に出国して取れない人もおるようでございますが、そういう方々は早急に欠損として処理して滞納額をいつまでも高額なままあるよということではないように欠損とする方法もあるのではないでしょうか。

また、未納者への徴収方法ですが、教育委員会、教頭または先生たちが訪問して、徴収することが果たしていいのか疑問の残るところであります。県では、先生たちの負担軽減策として対策チームを設置するよう推奨していることを申し添えておきます。

6番目に、これは今から申し述べますのは、町または教育委員会へ主に学校からの要望でございます。議会からの要望も一部入っております。

まず1つに、防犯カメラの設置が最も多いようですが、これは21年度予算づけもできておりますので、一日も早い設置をお願いをいたします。

これは特異な要望というか状況ですが、教室内の電気のブレーカー、スイッチですね。スイッチボックスが黒板のすぐ下に、どういう関係なんですかね、工事の関係で黒板のすぐ下にあるんで、子供が教室を走ったりするときにですね、邪魔になるという。邪魔になるばかりでなくて、危険であるような状況がございました。直ちに、その位置を変更する必要があるというふうに考えます。

3番目に、校舎の外壁がカビで真っ黒になっている学校がありました。これは自分の学舎を 毎日見るんでございますので、これは生徒の気持ちが明るくなるような教育環境にあるとは言 いがたいというふうに考えます。速やかなる予算化が必要であろうというふうに考えておりま す。

次に、校舎の雨漏れ、それに伴い廊下への浸水、これは原因はわからないそうですけれども、早急に対処する必要があるというふうに考えます。次に、理科室の水道の蛇口から水が出ないという、5カ所中に4カ所出ないような、出てもちょろちょろというような状況がございました。これでまともな実験ができるんだろうかというふうに思います。また、実験後の手洗いができずに不安、不衛生であろうというふうに考えます。これも早急な工事が必要であろうと思います。その他、体育館の屋根の塗装、校舎の老朽化、それから武道場の床の張り替えと、るる教育委員会も予算要望に努力はしているようですが、議会からも計画的にしかも速やかなる整備をいただくようお願いいたします。これは来年度から学校の耐震化に基づく工事がされるようでございますので、調査されるようでございますので、一部これで解消されるものもあると思います。

次に、学校の地域への貢献、協力についてでござます。1番目には、地域住民へ学校の施設の開放についてでございます。グラウンド、体育館は日曜、祭日及び夜間には開放しまして、地域への協力は十分なされているようですが、グランドの開放につきましてはスポーツ団体が中心であるため、気軽に近所の親子がキャッチボール等ができるような状態になっておりませんので、何とかここを御配慮いただければというふうに思います。

次に、地域への貢献ですが、放課後児童対策についてです。放課後の児童対策は児童福祉課が実施するものだとし、ほとんどの学校が学校側の問題として理解はしてないようでございました。国、県の通達指導もあり、利用者もさらに増加する傾向にあります。この際、ぜひ教育委員会と学校が主体で実施すべき放課後児童対策であるということを理解をして、放課後も我

が学校の生徒であるという共通認識を持つよう教育委員会と学校が一体となって放課後子ども プランの一日も早い実現を望みます。既に、放課後子どもプランの検討に入っているような話 もお伺いしております。早急にお願いをいたします。

次に、阿見全小中学校どこにも身体障害者のハード面での受け入れ体制ができていないということでございます。質問によれば、対象者が入学すれば直ちに工事をするというふうに言われますが、障害者に優しい町であるためには小中学校どこか1校でもいいですから、身体障害者もいつでもどうぞというような入学しやすい環境をつくっていただくことが障害者への優しさでもあると思います。まず、1校だけでもモデル校をつくり身体障害者への受け入れを積極的に対応を強く要望いたします。

以上、学校及び議会からの要望を述べましたが、学校からの要望はありませんという学校もありました。教育委員会がよくやってくれるからとの学校もありましたが、確かに教育委員会も一生懸命よくやっているでしょうが、本当に現在の教育環境に満足しているのか、教育担当者がですね。教育環境改善に要望はないのか、甚だ疑問でございます。これは学校現場から要望が言えないような現場であれば問題だし、言わないのは関係者に問題意識が欠如しているのか、言っても無駄とあきらめているのか、これはわかりません、私には。どちらも問題です。言わないのも問題だし、ここは率直に児童生徒のために教育環境改善に要望は言うべきだと思います。執行部としてもよく耳を傾けていただきたいというふうに思います。

以上で、学校視察の委員会所見は終わりますが、教育委員会及び財政当局には将来の阿見町を背負う子供たちのために教育環境改善に敏感に反応していただきたいと思います。また、直接学校現場で日々大変御苦労されておられる先生方の生の声を聞くことができなかったのはまことに申しわけなく、残念に思います。また、別の機会があれば、ぜひ先生方の御意見も拝聴させていただければありがたいと思っております。

なお、御多忙中にもかかわらず当委員会の視察に対し、懇切丁寧に御説明をいただきました 校長先生を初め、学校関係者の御苦労に厚く御礼と感謝を申し上げます。そして、教育関係者 が毎回御同行していただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。この報告書は議長、町長、 教育長にもお届けをいたすので、それぞれの立場で御高配をお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙

を行います。本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、 議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指 名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤井孝幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤井孝幸君を茨城県後期高齢者医療広域連合 議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました藤井孝幸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2 号により、告知いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度阿見町一般会計補正 予算(第5号))

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第6、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて (平成20年度阿見町一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 本日は、平成21年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には 公私ともに御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できます ことを心から感謝申し上げます。

早速ではありますが、議案第1号の専決処分の承認を求める一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に3,480万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ135億5,249万7,000円とするものであります。その内容としましては、最近の経済情勢等にかんがみ、生活対策の一環

として家計への緊急支援を図るため定額給付金を給付することや、幼児教育期の子育てを支援 するため、子育て応援特別手当を支給することが国の第2次補正予算において可決されました。

両事業の給付を実施するに当たり、早急に事前準備に入る必要があることから、歳入で支給事務に対する国庫補助金及び繰越金、歳出では同支給事務関係経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり 承認することに決しました。

議案第2号 阿見町収入印紙等購買基金条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第7、議案第2号、阿見町収入印紙等購買基金条例の制定 についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

〇町長(川田弘二君) 次に,議案第2号,阿見町収入印紙等購買基金条例の制定につきまし

て申し上げます。

本案は、従来、茨城県が行っております一般旅券の発注申請の受理及び交付につきまして、 平成21年6月より権限事務が移されることに関連するものであります。利用者の利便性を図る ため、収入印紙類の売さばきを行うことから所要の制定を行うものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決していただきますようお願い申し 上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月24日の本会議において,審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第3号 阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第8、議案第3号、阿見町障害者施策推進協議会条例の制 定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第3号、阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について 提案理由を申し上げます。

本案は、障害者基本法第26条第4項の規定に基づき、「阿見町障害者施策推進協議会」を設置するものであります。

この協議会は、障害者基本計画策定における諮問及び障害者施策の推進機関となるものであり、その組織・運営について必要な事項を定め、もって障害者の自立及び社会参加に資することを目的として、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

8番藤井孝幸君。

- ○8番(藤井孝幸君) 今の障害者基本法ですね、これ昭和45年に国の法はできているという ふうになっていますが、今ここで、今年の4月から施行するという理由は何でしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えをいたします。

ただいまの町長の提案理由に申しましたが、このたび、4月から阿見町障害者施策推進協議会というものを設置して、新たに障害者基本計画を策定するということで、その根拠の法律が障害者基本法ということでございます。ですから、町の条例をそういう組織をつくるために条例を制定して、新たな障害者基本計画を策定するという意味での制定でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 私,ちょっと委員会で質問できないものですから、ここで。

障害者基本法はね、昭和45年にできているわけよ。それまで、昭和45年にできた障害者基本 法で今新たに、今までなくて新たにするという理由は何ですかと聞いているんです。ないから つくったのか、必要なかったからつくらなくて、今必要になったからつくったのかちゅうこと なんです。そこを質問しているんですよ、私は。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) お答えします。

今までも、阿見町の障害者基本計画というのは策定して、その委員さんも設置されていたんですが、これは設置の要綱ということで、条例としてあったわけじゃないものですから、今回、条例ということで制定して、計画の策定に策定委員として任命して、そこで計画書をつくっていくというための条例でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) じゃあ、こういうふうに理解していいんですか。今まではね、実施要綱で委員とかを推薦して、今度は23日にありますよね、障害者の基本計画が。そのときに、本来ならば、そこに出てくる委員は町の実施要綱で定められた委員が出てきているわけですよね。だけど、今度この新たなものができれば、この人たちが基本計画をつくる、審議するときの委員になるんですか。そうであれば、もっと、国が昭和45年からできているんだから、もっと早

くつくるべきではなかったのかということを私は言っているわけですよ。だから、いやいや今まではなかったんで、実施要綱でやらせていただきましたけれども、今回はこの条例でやりますというんであればそれでもいいんですけども、当然もっと早く対処しなければならないということであれば、皆様方のちょっと職務怠慢ではないかというふうに私は思ったわけですよ。そこら辺、ちょっと説明してください。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。

今まで要綱でやっていたということですが、障害者基本法の26条第4項という規定は市町村は条例に定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができるということで、あくまでもこれは努力規定でございまして、必須なわけではございません。ですから、今までそういうことで条例として定めていたものではないということで、今回設置することができるというできる規定に基づいて町が定めたものでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) あのね、こういう、できるとかちゅう何ものするとかちゅうのは法律はよくそういうふうに書いているんですよね、逃げ道を。だけど、昭和45年からあるんだから皆さん方いつも職場ちゅうか職域がかわるからね、気がつかないとこもあるかも知れませんけれども、やっぱりこういうものというのは大事なことであるんで、早目早目に手を打って実施要綱とかいうそういう一ランク下がるものじゃなくてね、もっとこういう条例を早々とつくって対処していただきたいというふうに私は思うわけです。

以上で終わります。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月24日の本会議において,審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第4号 阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第9、議案第4号、阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 次に、議案第4号、阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制 定について提案理由を申し上げます。

平成21年度の介護報酬改定において、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として介護報酬が3%引き上げられることに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するために保険料の増加分については、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになりました。

本案は各市町村が当該交付金により平成20年度中に基金を造成し、介護保険特別会計に繰り 入れるとの規定により、阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置に関する条例を制定す るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月24日の本会議において,審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第5号 阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第10、議案第5号、阿見町地域子育て支援センターの設置

及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に,議案第5号,阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律が平成20年12月3日に公布され、一部を除き平成21年4月1日から施行されることになりました。この中で、地域子育て支援拠点事業等が法律上位置づけられたことを受けて、現在の阿見町地域子育て支援センターの位置づけを明確にするとともに機能充実を図ることを目的として、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第6号 阿見町環境基本条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第11、議案第6号、阿見町環境基本条例の制定についてを 議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に,議案第6号,阿見町環境基本条例の制定について提案理由を申

し上げます。

本案は、阿見町の良好な環境を現在及び将来にわたって保全し創造することについての基本理念を定め、町・町民・事業者のそれぞれの役割及び責任を明確にするとともに、地域の特性を活かした環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、当該施策が総合的かつ計画的に推進され、もって町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的として制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 環境基本条例をつくるちゅうことは大変結構で、阿見町は環境を増進させるために創造、努力するつうふうに内容ありますけれども、この中で1つ欠けていると思うんですけども、今まで阿見町は、例えば街路事業ですよね、それからまちづくり、それから運動公園とかつうことで、それなりのまちづくりでそれぞれの事業で植栽などをしてきたわけですよね。植栽をした後の管理ですか、そういう場合、この環境基本条例の中ではどこでやるのかなっつうふうにこれを読んで思ったんですけども。

私が思うのは、これは昨年の出来事で、皆さん、町民からも批判されたということを聞いておりますけども、役場の駐車場の周りの桜の木の枝払いですよね。あとそれから、私が気がついたのは運動公園、駐車場、私はケヤキの木っつうのは広いとこは枝を十分伸ばして大木にするというのが管理が当たり前だと思っていたんですけども、それが運動公園の要するに通りの若栗から上条へ向かって右側ですよね。あそこは今まで運動公園前のケヤキの木があったわけですけども、自然に育ったやつを、これもばっさり枝払いをされちゃっていると。あとそういうことを考えると、阿見町で、これは民間がつくったまちですけれども、島津のガーデンシティ阿見ですよね。あそこのループのメーン通りがありますけれども、このまま黙っていると、あの周りにケヤキがずっと植えてありますけれども、あのケヤキもばっさり切られちゃうんじゃないかなっつう感じするわけですよね。私はまちづくりについては、やはり街路樹は自然に伸ばしていいとこはやっぱり伸ばすと。それが管理の基本だというふうに思っておりますけれども、この環境条例を指定する阿見町のいわゆる頭の中はそうじゃなくて、街路樹は切るものという感じで管理をしているのかなというふうに心配するわけですけども、その管理のいわゆる実際に植栽した後の管理について、この環境基本条例ではどこにうたってあるのか。私は緑

を守りましょうとかね、書いてあるけれども、その後の管理がやっぱり大事だと思うんですよね。その点はどうなっているんでしょうか、質問いたします。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

今回提案しております環境基本条例は、町の環境の保全及び創造に関する施策を推進していくための基本的な理念、考え方を示す条例でございます。ですので、今議員おっしゃられたような個別な事案につきましては、この後の環境基本計画というのも作成します。また、この精神は、例えば都市計画とか、緑の基本計画、そういったものにも反映されていくというふうになるものですから、具体的なところはそういった個別の計画や施策に反映されていくというようなことでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は、緑のまちづくりとかね、霞ヶ浦を保全して創造するって基本的なことを書いてあるわけですよね。で、基本的にこの基本条例がなくても、私はそういうことで今までやってきたと思うんですよ。当然、5年、10年ということで経過しているわけですから、その管理についてもやっぱりきちんとした基準っつうかね、そういうのがないと私はやたらに桜の木を切る、それから運動公園のケヤキ、伸ばしたほうがいいと思ったところも切っちまう。そのうち、学校のシンボルのケヤキだって、切られないとは限んないなっつうふうに心配するわけですけれども、それは、その後の基本計画や都市計画で、そういうことのないように決めるっつうことなんでしょうかね。それとも、まちづくりについては、何ら展望もなくてただ邪魔になるから切るみたいなそういう管理をこれからも続けていくんでしょうかね。その辺が理解できないんで私は聞いているわけです。私は今までの町のやり方は緑を守るという点からいっても、おかしいと思うから言っているわけですよね。そういう点は今までやってきたことはオーケーだっつうふうに今以上に街路樹は切るもんだっつうふうに、例えば都市計画でもそんなふうにするんですかね。その辺はどうなんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 今,御質問を受けたような点について,具体的に環境基本条例のほうではこうだああだというふうに細かいところは定めておりません。ですので,そういった,例えば街路の都市計画関係のマスタープランとかですね,そういったものとか緑の基本計画とか,また,まちづくりの個別な施策とか,そういった部分を整備するときにまたいろいろ議論をしてですね,どういった形がいいのかというふうに進んでいくというふうに考えます。○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は、具体的な事例が悪い例があるから、心配して言っているわけ

ですよ。今、坪田部長の答弁では何かいろいろ考えながらやっていくっつうことなんですけども、要するに緑のまちづくりっつうのは、例えば切るよりも伸ばすところは伸ばすっつうふうにやっていくのがいいと私は思うんですよね。そういう点はどうなのかって具体的に聞いているわけですけども、それはきちんと考慮しながらやっていくんだらやっていくっつうふうに言ったらいいでしょ。今まで、町がやっていることは、私はなってないなっつうふうに心配しているわけですよ。そういう点はどうなんでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) あくまでこれは環境基本条例で、ここで先ほど説明しましたように、阿見町の良好な環境を現在、また将来にわたって保全、創造するという、そういう点での基本計画ですから、当然その実際面ではそういう具体的な計画と関連してくるわけですけれども、基本的な考え方の整理、それで、個々の具体的なものについては既に先行していろいろな形で、例えば環境美化条例とか、景観条例とか、いろんな形での計画と関連するわけだけれども、本来はこの環境基本条例、こういうものが、全体的な理念をきちっと表現する形のものとして、先行してあるべきであったんだけども、それがない。それを今の時点で、さらにその辺の考え方も明確にするために基本条例というのをつくるということだから、そういうふうに基本条例の性格というものを理解して、当然それとの関連でいろいろな具体的な計画、そういうものが不備な点があるとすれば当然修正する、充実させる、そういう形で対応するということになるんだと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 結構です。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 話は基本条例、町長の話でよくわかりました。ただやはり、これだけのものをつくって、一番の基本条例ですから、これだけのものをつくるということは今後ですね、やっぱり施策に反映させていかなければならないというのが、これ一番大事な点だと思うんですよね。物をつくってもそれが前に進まないんじゃだめだ。そういう点ではやはりISO取得、やっぱり霞ヶ浦を私たちは湖岸に持っているわけですから、そういうものも含め、あと、平地林が非常に多い。町長も里山等でね、一生懸命平地林の保護ということでやっていますけれども、そういうことを考えればバイオマスを考えたり、いろいろなものをやっぱり施策の中でやはりきちんとしていく。このことをやっていかないと、何のためにこれができたのかということになりますので、その点はやっぱり施策として推進していっていただきたい。ちょっと質問にはなりませんけど、要望として、今後の展開を考えたときにこういうことはやっぱりきちんとやってもらいたいなということで要望をしときたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 11番吉田憲市君。

○11番(吉田憲市君) この基本計画ですね、条例ができたということはですね、非常にいいことだなと、またすばらしいことだなと思っております。それでまた、今までのお話を聞きますと、これは基本のことであって、これからの細部にわたる計画ですか、そういうものをこれから行っていくということなんですが、私、この条例に対してですね、非常に期待を持っていたんですが、盛り土堆積ですね、盛り土条例ありますよね、それで非常に前年度かな、20年度各部落でですね、また継続して農業委員会のほうにもですね、盛り土、要するに廃棄物の処理といいますかね、それも懸念されるようなですね、場所が申請が出てきているということをですね、加味しますと、この基本計画、細部にわたる計画をですね、即急がなければならないと思うんですが、基本的なですね、施策、計画というのはですね、いつごろになるんでしょうかね、その時期的なもの。それから今の進捗状況などもお聞かせいただければ、ありがたいなと思います。

○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) まず、この環境基本条例の基本的な考え方、理念ということで、今おっしゃられたような町の責務、それから町民の方の責務、それから事業者の責務というようなそれぞれの責任を定めております。それによって、今度個別のいろんな規制の条例やら、計画をつくっていくということになります。この環境基本条例に続いて、環境基本計画を作成するわけなんですけども、それは21年度から作成する予定、21、22年度2カ年かけまして、いろんな方、町民の方を初め、いろんな方の御意見を伺いながら作成していきたいというふうに考えてます。それとまた、それに並行して、今おっしゃられたような盛り土条例の部分で不足しているところ、例えば、土を運ぶ切り土とかですね、土砂を運ぶようなところの部分も不足しているとこがありますので、そういったものも基本計画をつくった後、待ってては遅いもんですから並行して整備をして、そういった違法なものを防いでいきたいというふうに考えています。

○議長(諏訪原実君) 11番吉田憲市君。

○11番(吉田憲市君) 町のですね、積極的な取り組みというのは、今部長のお話の中でわかりました。

しかしですね、欲を言うならば、もう既にそういう申請者がですね、出てきておるということでですね、かろうじて農地にかけてですね、農業委員会のところでストップをかけているというような状況ですので、例えば、それが地目が農地でないと、山林だとか原野だという場合にはですね、資材置き場の条例も阿見町にはございません。ですから、資材置き場と称してですね、不法投棄される可能性がですね、これは十分にあります。まして、圏央道が開通しまし

てね、非常に利便性においてもいいほうにおいても利便性がいいし、悪いほうにおいても利便性がよろしいのでね、その辺ですね、21年度、22年度と計画があるようですが、できるだけ早くですね、その措置を講じていただきたい。またですね、盛り土条例の中で足りないものがですね、土取りの条例、これ土取りという問題が出ておりますので、土を取ることに対しては何ら規制がないんですよね。これはいち早くですね、そういう中に盛り込んでいただきたいなというふうに思います。これは要望です。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第7号 阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第12、議案第7号、阿見町墓地等の経営の許可等に関する 条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 次に,議案第7号,阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定 について提案理由を申し上げます。

本案は、町内において墓地、納骨堂、及び火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に関する基準となる条例であります。墓地等の経営については、永続性と非営利性が確保されなければならないこと、また周辺の生活環境との調和が必要なことなどを考慮し、町民の宗教的感情、公衆衛生その他公共の福祉を勘案し、「墓地等の経営の適正化」と「良好な生活環境の確保」を図る目的で制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 墓地等の経営の許可に関する条例っつうのは、私初めて見るわけですけども、今までなくて支障がなかったっつうふうに思うんですけども、ここでこの条例を制定する理由は何なんでしょうか。

で、あと、町長が認めればその限りではないっつうふうに条文があるわけですけども、例えば、墓地についてですね、第10条ですか、周囲に塀等を設けるとか、面積、雨水が滞留しないとか、緑地を設けるとか、通路はコンクリートとか、便所ごみとかそういうのを設けることと書いてありますけれども、例えば、既存の墓地ですね、阿見町町内には何十カ所もあると思うんですけれども、その既存の墓地が狭くなって、その隣へ拡張したいという場合には、この新しい墓地条例、この関連はどうなるんでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

まず1点目の、今の時点でなぜ制定するのかということなんですけども、この墓地のですね、墓地埋葬に関する法律という国の法律がありまして、今までといいますか、地方分権一括法が制定される前まではその許可の権限が県のほうに国のほうから移ってました。委任されているというのかな。それが地方分権一括法の後ですね、県のほうから各市町村にその許可が移されました。町のほうでは、今までそうやって規則とかですね、要綱で対応していたんですけども、やはり墓地をつくりたいという業者の方もおりますし、いろんな許可をしてくれという話もございますので、ここできちんと整理をしてですね、条例ということできちんと強化を図ってですね、適正な墓地の建設やら運営をしていくべきだということで制定をしたものでございます。

それともう1点,町長が認めればいいという8条の1項のことと,認めればこの限りではないですか。それと,既存の墓地の拡張の件なんですけども,既存の墓地,各地区にございます墓地が手狭になっての拡張という場合は手続は申請という形でしてもらいますけども,それは今申し上げました町長の認める範囲というようなことで,許可はされていくというふうに思います。ただ,新たに霊園とかですね,業者がつくる場合はこの条例に沿って,きちんと許可をするかしないか決めていくということになります。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第 8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第 9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について

議案第11号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第12号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第13号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第15号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町統計調査員設置条例の廃止について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第13、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、議案第11号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第13号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第14号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について、議案第16号、阿見町統計調査員設置条例の廃止について、以上9件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第8号から議案第16号までの条例改正及び条例廃止について申し上げます。

まず、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険運営協議会の委員長を会長に改め、まちづくり懇話会委員、男女共同参画プラン推進委員会委員、障害者施策推進協議会委員、観光プロデューサー、観光物産普及推進員、学校評議員、いきいき学校保健委員会委員、生き生き学びの町AMI推進会議委員及び専門委員会委員、ふるさと文芸検討委員会委員、青少年有害図書立入調査員、老人ホーム入所判定委員会委員、地域ケアシステムサービス調整会議委員、子育て支援ネットワーク会議委員、児童館運営委員会委員、児童育成指導士、環境審議会委員の設置の適正化に伴い、当該委員等の報酬及び費用弁償を定めることが必要になったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例よる定めが必要な附属機関について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。

本案は、統計法の改正に伴い、個人情報保護条例の規定する個人情報の範疇について所要の 改正を行うものであります。

次に,議案第11号,阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の額、災害障害見 舞金の額、及び災害援護資金の限度額等がそれぞれ引き上げられたことに伴い、他市町村の同 条例と比較し、均衡を図るため金額を引き上げるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号、阿見町介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険料率が事業運営期間である3年間を通じての支出及び収入等の状況を勘案 して設定することとされているため、平成21年度から平成23年度までの介護保険料率について、 介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算出した額に改正 すること、及び介護保険法施行令の規定に基づき、保険料に関する第1号被保険者の区分を改 正するものであります。

また、平成21年度の介護保険制度改正のうち、介護報酬の引き上げに伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付を受け、平成21年度から平成23年度における第1号保険料率の軽減を 附則に定めるものであり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号、阿見町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、町国民健康保険の被保険者としない者の規定の中に、小規模住居型児童養育事業を 行う者に養育が委託されている児童を追加するものであり、所要の改正を行うものであります。 その内容としましては、平成20年12月に改正された児童福祉法において、養護を必要とする 子供を支援するため、養育者の住居において家庭的な養育環境のもと、子供を養育する小規模住居型児童養育事業が平成21年4月1日から創設されることになり、この事業において養育されている扶養義務者のない児童の医療費については、児童福祉法により県が費用負担することとされているため、町国民健康保険に加入することなく医療を受けられることから、町国民健康保険の被保険者としないものとするものであります。

次に、議案第14号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。 本案は、少子化対策、子育て支援対策の一環として、妊産婦や子育て家庭にかかる経済的負担を軽減し、町医療福祉費支給制度の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

その内容の1つ目の改正としましては、妊産婦に係る改正であります。

妊産婦の医療費補助につきましては、茨城県医療福祉費支給制度により県の助成を受け、保 険診療該当のすべての疾病を対象に町助成を行ってきたところであります。

しかし、県におきましては、昨今の厳しい財政状況をかんがみ、7月1日から助成の対象を 妊娠高血圧症候群など、妊産婦特有の疾病に限定するとした制度に見直したため、町としまし ては、母体の健康保持と健やかな子供の誕生を願い、保険診療該当のすべての疾病について助 成の対象とする、現行の助成制度を引き続き維持していくために、所要の改正を行うものであ ります。

2つ目は、乳幼児に係る改正であります。

乳幼児の医療費助成につきましては、ゼロ歳児から小学校入学前までの乳幼児にかかる医療費助成を行っておりますが、保護者等の所得によっては助成の対象とならない乳幼児がいたため、10月1日から所得の制限を撤廃し、すべての乳幼児を助成の対象とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、健やかな成長を支援するために改正するものであります。

なお,これらの改正につきましては、少子化対策、子育て支援対策の観点から、町が単独で 医療費助成を行うものであります。

次に、議案第15号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町で現在実施している資源循環型社会の構築に向けてのごみの分別及びリサイクルの推進において、不法な資源ごみの持ち去りが後を絶たないことから、ごみ置き場に出された資源ごみの所有権を明示するとともに、収集運搬業者を限定することにより不法な持ち去りの防止を図るものであります。また、家電リサイクル法の改正に伴い、特定家庭用機器に衣類乾燥機を追加するものです。これらの内容につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号、阿見町統計調査員設置条例の廃止についてであります。

本案は、統計法の改正により、同法に設置根拠を置いていた条例を廃止するものであります。 以上、議案第8号から16号までの提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただ きますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) 議案第15号の阿見町廃棄物処理条例の一部改正についてで、新しく乾燥機を加えると。で、2,000円となっていますけれども、これは聞きたいんですけども、一般の家庭の人が町のクリーンセンターですか、あそこへ電気製品を持っていく場合にはどういう処理の仕方がされているのか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。例えば、これからいっぱい出ると思うんですけども、テレビとか、テレビは特に地デジがあれば、電器屋が持っていけばそれでいいんですけども、それ以外でクリーンセンターに持っていく場合はどうなのか。それから洗濯機とか乾燥機なんか個人の家庭で出て持っていく場合はどうなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) この家電リサイクル法に決められています特定家庭用の電気製品なんですけども、この処分は基本的に自分で処分しなければいけないということですので、通常は新しいものを買った場合、地デジの例が出ましたけれども、買った場合は古いものを処理費を払って、その事業者、その電気の業者の方に引き取ってもらうということになっています。

町のほうで収集、町のクリーンセンターのほうに出す場合は、シールをですね、その定まった料金を支払った証明のシールをですね、張っていただいて町のほうに出していただくということになっています。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号から議案第16号については、会議 規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会 に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いをいたします。 議案第17号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)

議案第18号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(諏訪原実君) 次に,日程第14,議案第17号,平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号),議案第18号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第19号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第20号,平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号),議案第21号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号),議案第22号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第23号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号),議案第24号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第17号から第24号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第17号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4億7,228万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ140億2,478万5,000円とするほか、繰越明許費の補正及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第1款町税では、米国発の世界的な金融不安を背景とした円高等の影響により、大規模法人の大幅な減収が見込まれるため、法人町民税法人割を減額する一方、固定資産税の償却資産を 増額。

第15款国庫支出金では、子育て応援特別手当交付金、定額給付金給付事業費補助金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を新規計上。

第16款県支出金では、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金を増額する一

方、補助金の精算方法の変更に伴い、医療費補助金を減額するものであります。

第18款寄附金では、寄附の増に伴い、予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金を増額。

第19款繰入金では、老人保健特別会計が精算事務のみになることに伴い、前年度繰越金相当額を一般会計に繰り出しすることとし、老人保健特別会計からの繰入金を増額する一方、事業費の確定などに伴いその財源を調整するため、基金繰入金を減額するものであります。

第20款繰越金では、歳出の財源として前年度繰越金を充てるため増額。

第21款諸収入では,事業繰り越しに伴い荒川本郷地区都市再生機構負担金及び阿見吉原地区 道路整備負担金を減額。

第22款町債では、事業費の減に伴い、都市計画街路整備事業債及び予科練平和記念館建設事業債を減額するものであります。

次に、4ページからの歳出でありますが、事業費の確定などによる計上が主なものとなって おります。

第1款議会費では、議会活動費で費用弁償を減額。

第2款総務費では、国の第2次補正予算に関連し、財産管理費で、歳入でも申し上げました、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、町内における主要施設等の誘導サイン及び観光サインを整備するため、案内板設置工事を新規計上、そのほか生活対策の一環として家計への緊急支援を図るため、定額給付金給付事業費を新規計上するものであります。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国保財政安定化支援にかかる繰出額の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額。児童福祉総務費で、幼児教育期の子育てを支援するため、 子育て応援特別手当を新規計上。そのほか、保育所費で保育所運営費の各種賃金を減額するものであります。

第4款衛生費では、予防費で予防接種委託料、健康増進費で健康診断等委託料、塵芥処理費 で霞クリーンセンター運営費の各種委託料を減額。

第5款農林水産業費では、農業委員会費で農業委員会事務費の農地流動化補助金を増額する 一方、農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものであります。

第6款商工費では、商工業振興費で定額給付金支給に伴う地域経済活性化対策として、プレミアム付商品券事業補助金を新規計上する一方、阿見東部工業団地企業誘致事業の企業立地奨励金を減額。

第7款土木費では、街路事業費で荒川本郷地区都市計画街路整備事業の道路工事、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を減額する一方、土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第8款消防費では、常備消防費で常備消防事業の備品購入費、非常備消防費で団員報酬・福

利厚生費の報奨金を減額。

第9款教育費では、事務局費で幼稚園就園奨励事業の奨励費補助金、予科練平和記念館費で 同記念館の建設工事を減額するものであります。

第11款公債費では、元金及び利子の償還費を減額。

第12款諸支出金では、歳入でも申し上げましたが、予科練平和記念館整備管理基金に対する 指定寄附金が増えていることから同基金積立金を増額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費補正でありますが、財産管理費ほか9件について、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

7ページの第3表,地方債補正につきましては,事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第18号、国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に1億889万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ48億6,003万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、退職被保険者の増加が見られなかったことなどにより、国民 健康保険税を減額する一方、一般会計からの国保財政安定化支援にかかる繰出額の確定に伴い、 一般会計繰入金を増額。そのほか、前年度繰越金を増額するものであります。

歳出では、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費を増額する一方、退職被保険者等の療養給付費を減額、そのほか、支払準備基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第19号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億9,336万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億8,082万8,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。歳入の主な内容としましては、繰越金を増額する一方、事業費の減等に伴い、下水道費国庫補助金、一般会計繰入金及び下水道債を減額するものであります。

歳出では、下水流量の減に伴い霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理費負担金を減額するほか、公共下水道整備事業で、発生土処分地設計の実施年次見直しや事業費の確定等により、測量・設計・監理委託料、下水道工事及び調整池整備工事等を減額するものであります。

次に、3ページの繰越明許費でありますが、公共下水道整備事業につきましては、関連事業の調整に伴う吉原東地区下水道工事、関係機関との調整に伴う荒川本郷地区の調整池整備工事が遅延となることにより、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、県霞ヶ浦浄化センターの電気設備工事の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第20号、老人保健特別会計補正予算について申し上げます。

本案は, 既定の予算額に1億129万4,000円を追加し, 歳入歳出それぞれ3億9,954万円とするものであります。

その主な内容としましては、一般会計の歳入でも申し上げましたが、当会計が精算事務を残 すのみになることに伴い、前年度繰越金相当額を一般会計に繰り出しするもので、その財源と しましては、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第21号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から6,830万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億7,736万3,000円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業の保留地処分金を減額する一方、 同事業の繰越金を増額するものであります。

歳出では、事業費の確定により本郷第一土地区画整理事業における整地等工事及び補償金等 を減額するものであります。

3ページの繰越明許費でありますが、本郷第一土地区画整理事業につきましては、関連工事に時間を要したことにより、公園整備工事が遅延となり、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第22号、農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から1,175万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億3,871万3,000円とするほか、地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、事業費の確定等により各地区の一般会計繰入金を減額する一 方、消費税還付金の額確定により諸収入を増額するものであります。

歳出では、事業費の確定などにより実穀上長地区の補償金を減額するものであります。

4ページの地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第23号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は, 既定の予算額に5,421万5,000円を追加し, 歳入歳出それぞれ19億6,508万7,000円と するものであります。

歳入の主な内容としましては、交付率の改定に伴い調整交付金を増額するほか、介護従事者の処遇を改善するため、次年度より介護報酬の改定が予定されており、そのための保険料の上昇に対処するため交付される、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を新規計上。

そのほか,介護給付費準備金繰入金を減額する一方,前年度繰越金を増額するものであります。

歳出では、利用者の増等に伴い居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及 び高額介護サービス費を増額。そのほか歳入でも説明しました、臨時特例交付金を財源とする 介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立金を新規計上するものであります。

次に、議案第24号、後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から3,214万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,897万8,000円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

その主な内容としましては、新たな保険料軽減措置に伴う収入見込み額の減により、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するもので、その財源としては、後期高齢者医療保険料を減額するものであります。

次に、3ページの繰越明許費でありますが、後期高齢者医療制度の保険料軽減対策に伴う電 算システムの改修が年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであり ます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時07分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

10番久保谷実君。

○10番(久保谷実君) それでは、議案第17号の32ページの負担金、補助金及び交付金の中のプレミアム付商品券補助金について、質問をいたします。

これ, 定額給付金のプレミアム券の補助金だと思うんですけども, これについてのどのような事業をどのようにして考えているか, まず質問します。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

このプレミアム付商品券事業補助金1,000万円ですけども,まず定額給付金が国の法案が通りまして,今から手続を始めて阿見町でも給付するということになっています。それで,それ

にあわせまして、地域の商業の活性化を図るという意味で商工会がですね、中心になりまして、商品券、「まいあみクーポン券」という仮称ですけども、を発行して皆さんに使っていただくことを考えています。その発行総額は1億円、プレミアムが1,000万円つきますので、1割つきますので1億1,000万円の発行というふうに計画をしております。枚数が、千円券9枚とか、500円券4枚とかいうようなことを考えているようです。商工会のほうでは、今、参加ですね、販売できる商店の調整を進めているところということになっています。町のほうもですね、地域の商業の活性化を図るといういい機会でありますので、そのプレミアム分ですね、1,000万円の補助を行うというような内容でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 10番久保谷実君。
- ○10番(久保谷実君) これは1,000万円、1万円で1,000円をつけるという意味なんですか。 それとも、2,000円で考えれば、5,000円券なんですけども、そこのところをちょっとお願いします。

それと、今度は今言った話では、商工会の持ち分というのはないんですか。全部町が負担を すると、その点が1つ。

それから、今販売の方法とかいろいろ言いましたけども、時期とか、あるいはこれを例えば 使える店、それはどのように限定するのかということ、その点をお聞きします。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

販売の単位ですけども、商品券1万円単位で売っていくということでその1万円で1万1,000円分の商品券が買えるということです。発行総額、上限といいますか、1億円、1億1,000万円ですね、を発行したいということで、その全部売り切った場合ですね、1億1,000万円ですので、実際の金のやりとりは1億円分ですので、その1,000万円、使える1,000万円、上乗せの部分は町のほうで補助をしますということです。

わかりますでしょうか。

- ○10番(久保谷実君) わかるわかる。商工会の持ち分はないということですね。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) それでですね、商工会のほうも事務経費というのを考えております。約300万円ぐらいだと思うんですけども、それは参加していただきます取扱店が一部負担するのと、商工会が負担する分がございます。これは商工会と取扱店のほうで負担していくということになります。その取扱店のほうなんですけども、町内の商工会の加盟店で今募集、調整を図っているとこということです。

あとですね、ほかのところでも商工会の調査をしているんですけども、こういった商品券を 発行しますと、どうしても大型店舗ですか、ここでいう、例えばカスミとかタイヨーとか、が 集中しがちだというふうなことで、こちらのほうが参加してもしいただきました場合は、使える額を限定していこうと。例えば、2,000円までとか、ということを今考えて調整中だということです。

- ○議長(諏訪原実君) 久保谷実君。
- ○10番(久保谷実君) 定額給付金ですか、もう日本では配ったところもあるということで、テレビでもマスコミでも大いに撮られているんですけども、それぞれの地域がこの定額給付金をいかに自分たちの地域振興のために使うかということでかなり頭を痛めていると思うんですね。その中に阿見町も入って、こういうことを考えているんですけども、7億1,000万ですか。7億1,000万強のこの金が阿見へ来るということで、今聞いた話では非常に商工会のためにも立つし、町の商工活性化にも役に立つんじゃないかと思っています。そういう意味ではひとつ、せっかく7億来るわけですから、いろんな知恵を出しながら、まだ流動的な部分もあるでしょうから、この定額給付金が地域の商工会の活性につながったと、そういう認識を持って使えるようなことを、そういう方法を一生懸命これからも見つけてほしいということをお願いをしときます。
- ○議長(諏訪原実君) 13番小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) 細田さん,関連なんで先に。

関連なんですが、もし仮にこれ1,000万円以上の申し込みが出たというようなときには改めて、例えば6月補正とかということも考えられるのかどうか。1億じゃ、町で出すのは1,000万でしょ、町で出すのは。町のほうで直接、プレミアムの分だけを1,000万円出しますよということでしょ。だから、1,000万円を対象にすれば、1,000万円ということであれば、1割で考えれば1億だと。

[「1億の1割が1,000万」と呼ぶ者あり]

○13番(小松沢秀幸君) うん。1億の1割が1,000万ということだよね。

だから、それがもし仮に、希望者が多くなったときに、例えば6月補正ということもあり得るのか。それともう一つは、これも1割なんだけれども、できるならば2割ぐらい、2割もしくは3割になったらば、これは間違いなく町の商工振興策としてかなりの金額が町に落ちるのではないかと、そんな思いもするんですが、これいかがでしょうね。2割とか3割という可能性はありますか。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

まず,希望者が今発行総額が1億円ということなんですけども,多くなった場合ということなんですけども,今のところ商工会では上限を1億円ということで,それで1億円に対して準

備を商品券も準備しますからということで進めております。ですので、町もそれに合わせて、10%の1,000万円の補助というふうにやっております。

この商品券は法律で期間を限定しなくちゃいけない。6カ月以内かなということで、こういったスポット的な商品券は限られているそうで、例えば、カスミとかですね、西武とかで売っている商品券とは別みたいなんで、期限が限られてますので、6カ月以内になろうかと思うんですけども、そこで売り切っていくということです。

もし好評で、もっと売れたという場合ですけども、こういったときはまた商工会のほうで対応を考えて、もしもっと売っていこうということになれば、また町のほうとの協議ということになるかと思います。

もう1点の、そのプレミアム分をもっと増額できないかということなんですけども、町のほうでも商工会のほうとよく協議をしまして、また他市町村ですね、とのほうとも、よく調査をしまして、1割がいいだろうというようなことで、この商品券に関しては決めております。ほかにいろいろな定額給付金に係る地域振興という考え方があろうかと思いますけども、この商品券に関しては1割ということです。

- ○議長(諏訪原実君) 13番小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) どこだっけ。つくばみらいだっけか。つくばみらい。20%, 20%。 それから全国で一番高いところが67%。ぜひ20%, 30%を視野に入れてもらいたいと。以上で す。
- ○議長(諏訪原実君) 質問ですか。要望ですか。
- ○13番(小松沢秀幸君) 要望でいいです。

[「今考えているから」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) はい,要望で。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 議案第17号の歳入の部分で質問したいと思います。

町長から大企業の税収減で町民税のうち、法人町民税ですか、3億4,500万が減収になったと。この大企業の法人税減については12月の議会ですか、そのとき減収1億7,300万と答弁があったと思うんですけども、それに比較すると、2倍に減収なっているわけですよね。その辺の見通しはどうだったのかというのと、あと、大企業っつうのは何社なのかちょっと答弁を願います。

あと、それから町税の固定資産税について6,500万プラスになっているわけですけども、普通予算を組むとき、固定資産税はパーセンテージ、評価額が決まっているわけですから、この6,500万の増というのは原因が何なのかも質問したいというふうに思います。

その2点、よろしくお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) まず、法人税のほうから御説明します。

12月の段階ではそういう説明でしたけれども、実際に企業は新聞等で公表されてっから、名前を言っても大丈夫だな。まずいか。これは会社は1社です。1社。そこで、その会社は決算期が1月です。12月。わかったのが11月末と、正式には。当初はその1社で7億8,000万ほど見積もっておりましたけども、実際にそれが3億8,900万というかなりの額に落ちたということで、今回このような減額補正になったということでございます。

それと,固定資産ですが,これは償却資産,つまり東部工業団地,企業が進出しております。 それに伴う償却資産が見込めるということで増額計上をいたしました。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 2点目の固定資産の償却資産ということなんですけども、これは当初予算ではわからなかったっつう意味なんですか。あと、償却資産の内容というのはどういう内容なんでしょう。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 償却資産,企業ですと、いろんな機器類があります。したがいまして、当初ではやっぱりどういう機械が入ってくるのかは見込めない部分があります。その機械、どのような機械があったのかというのはちょっと今ここではわかりませんけれども、それなりの機械が1つの企業で入ったということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 議案17号ですね。15ページの行政情報ネットワーク運営事業の中の電算システム委託料ですね、それからその下の住民情報ネットワーク運営事業の電算システム委託料、これ双方、300万と500万の減額なんですよ。かなりの減額をしておりますけれども、この減額の理由を伺いたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 契約差金でございます。契約差金。つまり、入札差金。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 入札の差金ということですけれども、これ、内容は全然変わらなかったんですか。もう最初から、金額からするとかなりの減額になっているんですけれども、当初の内容と入札の差金ということですから、入札条件は同じだと。単なる差金、もう一度お尋ねしますけれども、入札した単なる差金と考えてよろしいわけですね。内容が違うんだったら、お

示しいただきたい。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) お答えします。

単に入札差金でございまして、当初予算ありますけれども、住民情報ネットワーク運営事業は1億5,400万の予算、これに対して500万の差金が出たと。もちろん内容は変わりません。単なる差金です。あとのほうもそれの金額に対して、6,400万ありますけれども、それに対して316万の差金が出たということで、単に差金でございます。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑ありませんか。 11番吉田憲市君。

○11番(吉田憲市君) 議案の17号、ページ数は31ページです。新規就農者支援事業80万の減なんですが、この新規就農者支援事業というのはですね、大体年間80万でしたよね。1人当たりに対してね。それで、80万減ということで新規就農者事業のですね、現状は今どうなっているのかということと、それからですね、今後また新規就農者事業のですね、町としての取り組み方をお聞きしたいと思います。それとですね、食の安全とかですね、そういう面で今大きな問題になっていると思います。それで、農業後継者、まあ、1代の農家だと農業後継者がいないと、育たないということで、これ、その1つの一環として、新規就農者事業というのを始めたと思うんですよね。ですから、農業振興に対してのすべてが新規就農者事業ではないというふうに私も思っておりますけれども、その一環としてせっかくいい事業が阿見町として始めた、行われたわけですから、これがですね、マイナスされているということは、非常にですね、気になるところであります。ですから、今の2点について説明をお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

新規就農者支援事業補助金ですけども、当初180万円を予算にしておりました。これは、新しく就農された方に助成をする制度なんですけども、独身の方と既婚者の方で金額が違いまして、既婚者の場合は月15万円の12カ月、独身の方は10万円のまた12カ月ということなんですけども、今回の場合は新規就農された方、3人目ですけども独身の方でして、それで10カ月分、ですから6月からですか、助成を始めました。で、100万円ですのでその差額の減額補正をしたということでございます。

現状なんですけども、今まで、3人の方がいろいろそのほかにも就農したいという方も、問い合わせとかいろいろありましたけども、現実農業をやって経営を立てていくということはかなり厳しいものがあろうかと思います。現実、そういうふうに町の補助の、助成の対象となった方がこの方で3人目ということでございます。

今後の取り組みということなんですけども、もちろん農業の振興ということに関しては、まず今の農家の方が高齢化してですね、それで後継者の方もいないということで、新たに農業に取り組む方がぜひとも必要だということを考えておりまして、こういった新規就農者の支援にも取り組んでいるわけです。ですので、今農業後継者の方も認定農業者の方もおりますけども、そういった方に農地を集約してですね、できるだけ大きな農業で経営を確立してもらうとともにですね、新たに農業者の方をこういった形で参入してもらうということが必要かと思います。

で、今、雇用の問題でいろいろ失業者の方とかがいっぱいいると。で、仕事を、職を探しているという話がありますけども、現実、だからといって、会社をやめたからすぐ農業に取りかかれるかというのは、やっぱりなかなか厳しいという、すぐにできるもんじゃないということがやっぱり全国的にあるみたいなんですけども、できるだけそういった方もですね、意欲のある方はぜひこちらのほうも参入していただきたい、来ていただきたいということでこれからもPRに努めていきたいと思います。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号から議案第24号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いをいたします。

議案第25号 平成21年度阿見町一般会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第15、議案第25号、平成21年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 平成21年度の当初予算案の御審議をお願いするに当たりまして、平成21年度の町政運営の基本方針について、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

私は、平成6年に阿見町長に就任して以来、一貫して「清潔・公平・公正」、「対話の政治」を町政運営の基本とし、「まちづくり懇話会」や「町民との語る集い」、「町長への手紙」等により、多くの町民の皆様方の御意見をお伺いしながら、「みんなの声が活きるまちづくり」に全力で取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、議員各位並びに町民の皆様の御支援と御協力をいただき、町政は着実 に進展しております。ここに改めて深く感謝を申し上げます。

さて、我が国の経済は、米国発の世界的な金融不安を背景とした円高等の影響により、企業 収益が減少するなど、厳しい状況に直面しております。昨今の原油価格の下落による一定の効 果が期待されるものの、金融危機の深刻化や株式・為替市場の大幅な変動などから、雇用情勢 を含め、景気の状況はさらに厳しくなると見込まれます。

国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと、平成20年度末で約778兆円の見込みとなっており、依然として改善が進まず、財政状況は極めて硬直化した状況にあります。本町の財政状況につきましては、歳入面では、円高等による企業収益の減少や大規模法人の組織再編に伴う町税の減収が見込まれ、一般財源総額が減少するなど厳しい状況にあるとともに、歳出面では、扶助費や他会計への繰出金が高負担になっており、公債費においても、償還ピークを越したとはいえ、依然として大きな財政負担となっております。

このような状況におきまして、町では、行政改革大綱に基づき、職員数の削減や事務事業の 見直しによる歳出削減を図るとともに、町税を中心とした収納対策の強化などにより自主財源 の確保に努めてまいりました。

また,町民ニーズに迅速・的確に対抗できるよう行政組織の整理統合・見直しを行うなど, 行政改革を推進し町民サービス向上に取り組んでまいりました。

さらに、幹線道路や都市公園整備の推進、工業団地への企業誘致、土地区画整理事業地内への商業施設誘致及び予科練平和記念館の工事着手など、生活基盤・都市基盤の整備・充実を図るとともに、町政の指針となる「阿見町第5次総合計画後期基本計画」の策定を行ってまいりました。

また,以前から取り組んでいる大学連携につきましては,茨城大学に続き,県立医療大学と 地域連携協力協定を締結し,保健・医療・福祉の分野はもとより,教育・文化・産業など,さ まざまな分野で連携が図られるよう体制整備に努めてまいりました。

今後も、こうした成果をさらなる阿見町の発展につなげるため、全力を傾注し、将来に向け た確かなまちづくりを進めてまいります。

特に、町民との協働、民間活力の導入、さらには、負担の適正化など、効率的な行政経営を 推進するとともに、施策の選択と集中により限られた財源の有効活用に努めながら、地域特性 を踏まえたまちづくりを推進してまいります。

次に、町政運営の重要課題の取り組みについて、第5次総合計画の施策の大綱に沿って、基本方針を申し述べてまいります。

1つ目は、「みんなの声が活きるまちづくり」であります。

町民の声を着実に反映し活かすことのできる「協働のまちづくり」を目指すため、主体性と自己責任に基づく町民参加を推進するとともに、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有して地域の課題等に取り組む地域コミュニティー活動や町民活動について積極的に推進してまいります。

また、NPO法人やボランティア団体の育成・支援につきましては、町民活動センターを中心に推進してまいります。

さらに、大学との連携につきましては、昨年から茨城大学と取り組んでおります、阿見町地域公共交通総合連携計画策定に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

県民医療大学につきましても、地域連携協力協定に基づき、具体的な事業連携について検討するとともに、さまざまな分野で連携を図ることにより、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

2つ目は、「環境を守り育むまちづくり」であります。

地球温暖化による異常気象や生態系への影響など、地球規模での環境問題が深刻化する中、 環境保全に取り組むための総合的な指針となる、阿見町環境基本計画を策定し、町民と行政が 一体となって環境に優しいまちづくりを推進してまいります。

また,ごみの減量化や資源化,地球温暖化対策を行うなど,環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を進めるとともに,廃棄物の不法投棄の監視・取り締まりを強化するなど,環境美化への取り組みを推進してまいります。

さらに,ごみ処理施設の適正な維持管理,計画的な維持補修に努めるとともに,効率的な施 設運営に努めてまいります。

その他, 恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう, 平地林や河川・湖沼などを積極的に 保全してまいります。

3つ目は「安全で安心に暮らせるまちづくり」であります。

町民が安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境を目指し、上水道及び公共下 水道の整備促進を図ってまいります。

特に上水道事業につきましては、供給区域の拡大を図り普及促進に努めてまいります。

また,農業集落排水事業につきましては,現在進めている実穀上長地区の早期完成を目指す とともに,既に供用開始となった地区においては,接続率の向上を図りながら,維持管理費用 の削減に努めてまいります。

さらに、町民が安全に暮らすことのできるまちを目指し、阿見町地域防災計画に基づき、総合的な防災対策を推進するとともに、大規模災害や複雑多様化する災害出場対応の充実を図ってまいります。

また、首都圏中央連絡自動車道の開通やあみプレミアム・アウトレットの開業に伴い、道路 交通量の増加が想定されることから、交通安全対策に努めるとともに、都市化に対応した防犯 対策を進めてまいります。

4つ目は「健やかで明るくやさしいまちづくり」であります。

健康と福祉のまちづくりをさらに推進するため、「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町 民の主体的な健康づくりを積極的に推進するとともに、医療機関との連携を図りながら、地域 医療の充実に努めてまいります。

また、平成20年度に導入された長寿医療制度につきましては、制度の安定した運営が維持できるよう、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知・啓発に努めてまいります。

さらに、児童対策につきましては、放課後児童クラブの多様なニーズに対応するため、新た に吉原小学校区に設置するとともに、第一小学校区においては、学校敷地内に専用施設を整備 して放課後児童の健全育成に努めてまいります。

また、曙・青宿保育所統合整備につきましては、平成22年4月の開所に向け、本年度より工事に着手いたします。

その他,障害者福祉においては,現行の障害者基本計画の見直しを行い,障害者福祉サービスの充実と障害者の自立支援を推進してまいります。

5つ目は「いきいき学びのまちづくり」であります。

心豊かな人づくりを目指し、みずから学びみずから考える力、社会の変化に適切に対応できる力を育てるため、幼児教育、学校教育の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館などの学校施設の耐震化を年次計画により順次整備するとともに、防犯対策として監視カメラの設置を進めてまいります。

さらに、学校給食の安全性と質の向上を確保するため、給食センターの建て替えについては、 民間資金等の活用による公共施設の整備手法であるPFI方式により整備してまいります。

また、町民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に 評価されるよう、さらなる生涯学習社会の実現に向けて取り組んでまいります。

予科練平和記念館につきましては、平成22年2月の開館に向けて施設の整備を推進するとと もに、町民はもとより多くの方々に、戦史の記録を伝承し、次の世代へ承継できるよう、あら ゆる広報媒体を活用した広報活動を展開し、全国へ発信してまいります。

6つ目は「暮らしを支える活力あるまちづくり」であります。

安定した暮らしを将来にわたり支え、活力とにぎわいのある地域産業を推進するため、農業の振興については、農業後継者の育成や認定農業者に対する支援・相談活動を行うなど、担い 手農家の育成に努めるとともに、耕作放棄地の拡大防止と有効活用に取り組んでまいります。

また、農産品のブランド化や環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の浸透を図るととも に、地産地消を推進してまいります。

商業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会と連携を図りながら、地域商業の活性化に努めてまいります。

工業の振興につきましては、引き続き、県と連携をとりながら、阿見東部工業団地への企業 誘致を推進するとともに、地元企業を紹介するパンフレットを作成・PRし、あわせて地元雇 用対策を図ってまいります。

また、消費生活につきましては、消費者として権利が守られた安心・安全な生活の実現を目指し、消費生活センターの相談体制の拡充・強化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館など、広域 的な集客施設を有効活用するとともに、町の重要な観光資源である霞ヶ浦を初め、町内に埋も れている観光資源を再発見・再価値化し、観光プランの確立に努めてまいります。

さらに、誘客を促進するため、観光キャンペーンやイベント、多様な広報媒体による観光PRを行うとともに、アウトレットモール内に「あみコミュニケーションセンター」を設置し、観光情報の提供・発信に取り組んでまいります。

7つ目は「快適で便利な美しいまちづくり」であります。

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう都市基盤整備を図り、快適で美しい都 市環境づくりに努めてまいります。

まず、将来の発展に欠かせない都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、圏央道の2つのインターチェンジを基点とする道路ネットワークを構築するため、都市計画道路阿見・小池線などのアクセス道路の早期完成を引き続き県に要望するとともに、町事業である荒川沖・寺子線については、県道土浦・龍ヶ崎線まで延伸整備に着手してまいります。

一方,生活道路である町道整備につきましては,新たに国の交付金制度を活用し,積極的に整備促進を図ってまいります。

また,現在整備中の本郷第一土地区画整理事業につきましては,事業の早期完了を目指すと ともに,保留地分譲の促進を図るため,引き続き民間ハウスメーカーとの共同分譲などの多角 的な販売対策を推進してまいります。 荒川本郷地区につきましては、整備を進めていた都市計画道路の開通とともに用途地域・地 区計画の都市計画変更を行い、適切な市街地の誘導に努めてまいります。

吉原地区につきましては、第一期施行地区である吉原東地区の整備促進を図るとともに、あ みプレミアム・アウトレット開業の効果を活用した土地利用の誘導について、茨城県とともに 積極的に努めてまいります。

交通体系につきましては、平成20年度に設立した、阿見町地域公共交通活性化協議会において、阿見町地域公共交通総合連携計画を策定し、町民ニーズや地域事情に即した公共交通の活性化に取り組んでまいります。

その他,公園・緑地などの保全・整備や,良好な住環境づくりを目指すとともに,魅力ある 景観形成の整備促進を図ってまいります。

最後に「効率・効果・透明性を大切にするまちづくり」であります。

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズを的確にとらえ、新たな視点に立った行政改革大綱及びその実施計画を策定し、積極的な行政改革を推進してまいります。

また、限られた財源の効果的配分や公有財産の有効活用を図るなど、効率的で弾力性のある財政運営を目指してまいります。

加えて、自主財源を安定的に確保するため、公平・公正な課税、収納対策のさらなる強化を 図るとともに、民間活力の導入など、徹底した経費の削減を行い、財政の健全化を図ってまい ります。特に、収納対策につきましては、組織体制の強化を図り、滞納処分の推進に努めてま いります。

以上,町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが,平成21年度より,阿見町第5次総合計画後期基本計画がスタートいたします。本計画では,町民の役割を明示するなど協働のまちづくりを積極的に推進してまいります。これから目標を実現していくには,町民と意識を共有していくことが大切でありますので,総合計画の広報版を町内全戸に配布するなど広報活動を図り,本計画の内容とともに協働についての理解と協力を求めてまいります。

また、外部評価制度を取り入れた行政評価による進行管理を実施するとともに、職員一人ひとりが目的意識を持って施策に取り組むなど職員一同と一丸となり、施策の実現に向けて努力してまいる所存であります。

ここに改めまして,議員各位並びに町民の皆様方には一層の御支援と御協力をお願い申し上げ,平成21年度の施政方針といたします。

なお、主な施策の概要につきましては、副町長より説明いたします。

- ○議長(諏訪原実君) 副町長大﨑誠君。
- ○副町長(大﨑誠君) それでは、平成21年度の主な施策につきまして、第5次総合計画の施

策の体系に基づき、その概要を御説明いたします。

まず、「みんなの声が活きるまちづくり」であります。

町民と行政との「協働のまちづくり」を推進するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

協働のまちづくりでは、身近な取り組みを通してまちづくりの裾野を広げてまいります。まず、地域の公園・緑地を自分たちで管理する里親制度の拡充を図るとともに、年次計画により整備する街区公園の設計について、地域住民が2世代・3世代で参加し公園設計を行政と協働で行うワークショップ方式を取り入れ、将来の里親制度参加につなげてまいります。新年度は、岡崎第一公園、第二公園においてワークショップを実施してまいります。

町民参加では、町民主体の実行委員会により全町的な触れ合いを目的として開催している「まい・あみ・まつり」が、20回という大きな節目を迎えます。開催に当たりましては、町民ニーズを的確にとらえ、より多くの町民が参加できるよう、実行委員会に対し積極的に支援してまいります。

当町の特性を活かした大学連携につきましては、茨城大学及び県立医療大学と締結した、地域連携協力協定に基づき、これまで以上に連携を強化してまいります。

茨城大学との連携では、昨年度から工学部と連携により取り組んでいる「地域公共交通」につきましては、町内公共交通の新たな指針である総合連携計画の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。農学部の連携においては、農業対策推進会議や地産地消ワークショップにおいて検討されてきた施策を推進するとともに、学術的な観点から意見を聴取し、農業振興につなげてまいります。

県立医療大学との連携では、従来から取り組んでいる介護データベースの構築や「あみ健康づくりプラン21」の中間評価及び高齢者の転倒予防のためのサポート事業などに続き、今後の連携事業に対する意見交換会等を実施するなど、新たな事業連携について検討してまいります。

大学連携につきましては、よきパートナーシップを築き上げていくことで、双方にとってよりよい発展が図れるよう、各分野において積極的に取り組みを進めてまいります。

予科練の地である当町の責務として平和行政の推進があります。予科練平和記念館から平和 行政を発信するとともに、新年度からは各中学校代表の生徒たちを毎年8月に開催される広島 平和記念式典へ派遣し、戦争の悲惨さや命の大切さ、そして平和の尊さについて体験し、平和 意識の高揚を図ってまいります。

「環境を守り育むまちづくり」では、地球環境での環境対策の取り組みや環境保全、ごみの減量・資源化、環境美化などを推進してまいります。

まず、自治体が環境保全に取り組むための総合的な指針となる「阿見町環境基本計画」の策

定に着手いたします。

また、京都議定書の目標達成に向けた、第二期阿見町地球温暖化対策実行計画により、町も一事業者としての緑のカーテン事業や冷暖房管理を徹底するなど温室効果ガスの抑制・削減に努めるとともに、町民においては環境家計簿の普及促進やレジ袋の無料提供中止など、身近な温暖化対策を推進してまいります。レジ袋の無料提供中止については、6月実施を目途に関係機関との調整や、町民の周知・啓発に努めてまいります。

ごみ処理施設につきましては、新年度より霞クリーンセンターに専門知識を有する技術者を 委託配置し、施設の維持・修繕計画を立案しながら適正な管理運営に努めるとともに、環境に 配慮した施設の稼働を図ってまいります。

自然環境保全につきましては、平地林の保全整備について県の森林湖沼環境税により拡充された制度を活用し、整備面積の拡大を図ってまいります。

また、霞ヶ浦保全についても同様の制度により、高度処理型浄化槽の設置を推進し水質汚濁 防止に努めてまいります。

「安全で安心に暮らせるまちづくり」では、町民が安全・安心に暮らせるまちを目指し、上 下水道等の整備促進や防犯・防災対策を推進してまいります。

まず、安心の生活環境に不可欠なインフラとしての上下水道の整備につきましては、上郷配水場と追原配水場とを連結する大環状管の整備が完成します。今後はこの大環状管から各地域への幹線を整備し、供給区域の拡大を図り普及促進に努めてまいります。新年度には、筑見地区への供給を8月に開始する計画で現在事業を進めております。

農村集落の下水道整備事業である農村集落排水事業につきましては、福田地区において工事が完了し新年度より供用が開始されます。迅速な供用と早期の全戸接続を目指し、森林湖沼環境税により新設された接続補助制度を積極的に活用して推進してまいります。

町民が安全に暮らすための地域防災につきましては、現在見直しを進めている地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速に対応できるよう町民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災備品・備蓄品等の充実を図ってまいります。

また、圏央道の稲敷インターチェンジまでの開通やあみプレミアム・アウトレットの開業に 伴い、道路交通量の増加が想定されていることから交通安全対策に努めるとともに、都市化に 対応した防犯対策を、牛久警察署や阿見地区交番と連携して取り組んでまいります。

消防・救急につきましても同様に、圏央道延伸に伴う管轄区域の拡大に対応するため、署員の教育・訓練を実施して体制の充実強化を図るとともに、広域での連携・協力体制を図り、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

「健やかで明るくやさしいまちづくり」では、子供からお年寄りまでのすべての町民が、健

康で元気に暮らしていくことのできる地域社会の形成を目指し、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、町民の健康づくりを積極的に推進してまいります。

まず、母子保健事業では、妊婦の健康診査の公費負担をこれまでの5回から14回に拡充する とともに、出産後には保健師等の訪問活動による育児支援等の強化を図ってまいります。さら に、乳幼児医療費助成における所得制限を10月から撤廃し、すべての乳幼児に対し医療費を助 成してまいります。

また、児童福祉事業では、曙・青宿統合保育所の整備に着手します。平成22年4月には町内初の病後児保育等を含めた定員120名の民間保育所が開所される予定であります。

放課後児童クラブにつきましては、これまで7校で実施しておりましたが、新年度より吉原 小学校区においても新たに設置することとなり、町内全小学校区に設置することとなります。

また、児童数の増加により分散設置しておりました第一小学校区につきましては、専用施設を整備して統合を図り、放課後児童の健全育成に努めてまいります。

このように, さまざまな少子化対策等を実施し, 安心して出産・育児・子育てのできる環境 づくりを進めてまいります。

健康づくりの推進につきましては、本年度に見直した「あみ健康づくりプラン21」に基づき、 健康診査等の町民の主体的な健康づくりを推進してまいります。また、地域の緊急医療体制の 拡充を図ることから、東京医科大学霞ヶ浦病院に対し救急医療機器等整備の助成を近隣市村と 合同で実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、長寿福祉計画等に基づき、元気わくわく支援事業等の高齢者が 家庭や地域の中で生きがいを持ち健康で活き活きと生活が送れるよう、さまざまな支援を実施 するとともに、介護保険では、介護保険事業計画に基づき、介護に必要な人に必要な介護サー ビスの提供ができる体制を整え、高齢者が安心して暮らすことのできる介護サービスの基盤と 制度の円滑な運営に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、これまでの給付事業や地域生活支援事業等の福祉サービスに加え、新たに難病患者に対するホームヘルパー派遣等の難病居宅生活支援事業を実施して、障害者福祉の充実を図ってまいります。

また、期間満了となる障害者基本計画については、障害者や学識経験者から成る、障害者施 策推進協議会を設置し、新たな基本計画を策定して障害者に対する総合的な施策について検討 してまいります。

「いきいき学びのまちづくり」では、心豊かな人づくりを目指し、みずから学びみずから考える力等を育てるため、学校教育等の充実を図ってまいります。

まず,学校教育につきましては,新学習指導要領に小学校では平成23年度から,中学校では

平成24年度から移行することが決定しております。そのための移行措置期間として、新年度から小・中学校において新しい内容での教育が始まります。これらを円滑に移行するため、教育委員会指導室の体制を1名増強し支援強化を図ってまいります。

また、各学校において児童生徒の「基礎的・基本的な知識・技能の習得」と「みずから学びみずから考える力の育成」を図るため、少人数学習や習熟度別学習などを実践するに当たり、 ティームティーチングや地域人材を活用し、多様な指導方法や学習内容の充実を図ってまいります。

学校施設の耐震化につきましては、校舎・体育館などの学校施設の耐震化を年次計画により順次実施してまいります。新年度は、阿見小学校、阿見中学校において耐震補強実施設計を行うとともに、君原小学校においては耐震診断を実施し、次年度から工事等の準備を進めてまいります。

また,防犯対策として,全小学校において防犯監視カメラを設置し,児童の安全な教育環境 の確保を図ってまいります。

給食センターの改築につきましては、平成25年度の供用開始を目指し、民間資金活用による 社会資本整備事業であるPFI方式での建設に向け準備を進めてまいります。新年度において は、敷地拡張のための用地取得を実施いたします。

いつでもどこでもだれでも学べる環境づくりを目指している生涯学習につきましては、町民 みずから主体的に活動できる場を提供するとともに、町民ニーズに合った事業を推進してまい ります。

また、ふれあい地区館につきましては、活動開始から18年が経過しております。さらなる創意工夫や町民への事業啓発活動を積極的に行い、新たな魅力ある事業と触れ合いの場を提供してまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、従来のスポーツ振興とあわせ、町民の健康や体力づくりのための生涯スポーツの振興についても積極的に取り組んでまいりました。その生涯スポーツ振興につきましては、住民会員の主体的な運営組織による総合型地域スポーツクラブ(仮称)「阿見いきいきクラブ」の設立を平成22年度目途に、積極的に支援してまいります。

予科練平和記念館の整備につきましては、平成22年2月開館を目指し、建築・展示等の建築 物工事や外構の公園整備工事などの施設整備を推進してまいります。また、魅力ある記念館と するための運営方法の確立や関係機関との連携協力を推進するとともに、集客を図るための広 報活動を積極的に展開してまいります。

「暮らしを支える活力あるまちづくり」では、安定した暮らしを将来にわたり支え、活力と にぎわいのある地域産業を推進するため、農業・商業・工業・観光の4部門の振興や活性化を 図ってまいります。

まず、農業振興です。当町の農業につきましては、農家数の減少や農業従事者の高年齢化・ 後継者不足等により耕作放棄地が増大するなと、深刻な課題に直面しております。そのため、 この課題を直視するとともに、各種団体と連携し、阿見町に適した共助を中心とした自立でき る近郊型農業経営モデルづくりに取り組んでまいります。

さらに、国が推進している担い手を中心とした集落営農への周知・誘導を進め、多くの資格 ある農業者を担い手・認定農業者へと誘導し、活気ある農村づくりを推進してまいります。

一方,耕作放棄地につきましては、実地調査をもとに地域の状況を的確に把握し、耕作放棄 地対策協議会等において検討を行い、JA等との連携のもとに解消に向けての施策を実施して まいります。

また、地産地消の推進につきましては、消費者に対し阿見町推奨農産物や地場農産物の周知・広報等の購入促進策を強化するとともに、消費者の求める、安全・安心で高品質な農産物の安定供給ができる農業体制の構築を支援してまいります。

さらに、学校給食においても、地場農産物を活用し、子供たちに、生産者の顔が見える給食を提供し、食生活の健全化や地場農産物を知る食農教育を推進してまいります。

商業の振興であります。当町では、近年中小の既存店が衰退していく中、大型店舗やロード サイド型店舗の出店が見受けられ、地元の既存店にとっては大変厳しい経営環境にあります。

このようなことから、行政では地元商工会等にさまざまな事業補助や支援等を実施し、魅力 ある商業環境づくりを行ってまいりました。新年度はさらに、地元商店街活性化策として本年 度に実施した「がんばる商店街支援事業」の成果を継続させるとともに、「活力ある元気な商 店支援事業」を新たに実施し、引き続き商工会等に対し支援してまいります。

一方,消費者の立場から消費生活につきましては,悪質商法等の消費者被害を防止するため,消費生活センターの相談日を週3日から5日に拡大するなど,体制の充実を図るとともに,消費者リーダーの育成を強化し,町民の安全な消費生活を推進してまいります。

工業の振興につきましては、阿見東部工業団地への企業誘致活動を積極的に推進しているところです。

現在は、進出企業が14社中12社が操業を開始している状況であり、今後も県企業局と連携を 図りながら、圏央道効果や奨励金交付など、当団地の優位性をPRするとともに、町内企業紹 介パンフレット等を作成するなど、積極的な誘致活動を展開してまいります。

また、町民の就業機会確保のため、町内企業から求人情報を収集し、町ホームページ等に求 人情報を提供するなど、地元雇用についても推進してまいります。

観光の振興につきましては,あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館などへの来

訪者を町内に周遊させるための取り組みとして、観光プロデュース事業や、前述の活力ある元 気な商店支援事業等を実施してまいります。

その観光プロデュース事業につきましては、本年度に提案されたアイデアプランについて、 観光用DVDやパンフレット等の作成を初め、早期の具体化を図り、当町の観光についてPR をしてまいります。

さらに、霞ヶ浦沿岸市町村と連携し、霞ヶ浦のさまざまな観光資源を結びつけた広域周遊マップを作成するなど、霞ヶ浦を活かした広域観光についても推進してまいります。

また、観光情報の提供発信として、あみコミュニケーションセンターを設置するとともに、 町内主要公共施設等8カ所に観光情報サインの設置や、誘導サインを主要交差点等に設置し、 町民及び来訪者への適切かつ円滑な誘導を図ってまいります。

「快適で便利な美しいまちづくり」では、計画的な土地利用を推進するとともに、都市基盤の整備を図り、景観に配慮した都市環境づくりを目指してまいります。

まず、土地利用につきましては、阿見町の特性を活かし自然と都市が調和したまちづくりを 実現するため、線引きや用途地域の見直しを行い、適正なまちづくりを誘導してまいります。 新年度においては、荒川本郷地区の用途地域を第一種低層住居専用地域から、第二種住居地域 など適正な用途に見直しを行います。

身近な都市基盤である町道整備につきましては、近年財政事情により整備費を抑制しておりましたが、新年度からは国の交付金制度を活用し、5カ年計画により整備を進めてまいります。 単独事業と合わせますと、5カ年で整備総延長約10キロメートルを計画しております。

景観形成につきましては、阿見町の美しい自然環境を守り育て、魅力ある景観づくりに努めてまいります。まず、国道125号バイパスの南平台周辺において、緑豊かな田園景観を活かした景観形成道路のモデル区間として適切な維持管理を図ってまいります。

また,市街地内の貴重な平地林を指定保全する,町民の森事業については,中央五丁目地内の約1~クタールの山林を指定し,町民に開放するとともに適切な保全管理を図ってまいります。

これらの町民の森や一部の公園・緑地につきましては、ボランティアによる里親制度によって維持管理が行われております。里親制度のさらなる拡充に向け取り組みの周知・啓発を行うとともに、ボランティアへの支援についても積極的に実施してまいります。

最後の「効率・効果・透明性を大切にするまちづくり」では、社会情勢や町民ニーズを迅速・的確にとらえ、新たな視点に立った行財政運営に取り組むとともに、地方分権化に対応した自立する自治体を目指してまいります。

まず、行政改革につきましては、現行の行政改革大綱が期間満了となることから、時代に対

応した簡素で効率的な行政運営の確立に向けた新行政改革大綱,並びに実施計画の策定を進めてまいります。

行政評価制度につきましては、本年度までに事務事業及び施策を対象とした内部評価に取り 組んでまいりましたが、新年度においては制度をさらに前進させ、外部評価制度の導入を図っ てまいります。

人事管理については、人材育成基本方針の「目指すべき職員像」を実現するため、本年度と 新年度の2カ年で、新たな育成型人事評価制度を構築してまいります。

財政の健全化につきましては、事業の優先的な選択により限られた財源の重点的配分を図り、 効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでまいります。また、将来にわたる町税と財 源の的確な把握と、財政需要を勘案した中長期的な財政計画の策定により、計画的な財政運営 を図ってまいります。

入札・契約制度につきましては、施工実績や施工能力等の価格以外の技術的要素を含めた総合的な評価を行い、技術と価格の両面から最もすぐれた落札者を決定する、総合評価落札方式を試行導入するとともに、入札参加者が一同に会することなく入札を実施する、郵便入札制度導入に向けた検討を進めてまいります。

以上,阿見町第5次総合計画の後期基本計画に基づく主な施策の概要について御説明申し上げました。

議員皆様方には、施策の実現に向け、御協力いただきますようお願い申し上げまして、説明 を終わらせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 大分長くなりますけれども、よろしくお願いします。

引き続きまして、議案第25号、平成21年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げますと、歳入面で町税など一般財源の減少が見込まれたことや、歳出面で他会計への繰出金や公債費が高負担となっており、大規模事業による負担増が見込まれていることから、あらゆる財源確保策を講じるとともに、一層の歳出削減に取り組み、町民生活の向上のため真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだものであります。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、134億5,500万円で、前年度と比較しますと1.8%の増となっております。

この増の主な理由としましては、予科練平和記念館整備事業や道路新設改良事業の増、都市

計画道路荒川沖・寺子線整備事業や保育所整備事業の新規計上などによるものであります。

歳入におきまして、円高の影響等により、企業収益が減少傾向にあるなど景気の後退が予測されるため、法人町民税の大幅な減収が見込まれ、町税全体で7.0%の減額計上。その一方、地方交付税では、法人町民税の大幅な減収が反映し、基準財政収入額が大幅な減となり、普通交付税は平成20年度の不交付から転じ交付が見込まれるため、交付税全体で大幅な増額計上。町債では予科練平和記念館建設事業債の増や地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の増などにより、町債全体では81.0%の増額計上となっております。

このように歳入面では、町税の大幅な減収が懸念されるところではありますが、平成21年度は阿見町第5次総合計画後期基本計画の初年度となる節目の年であります。前期計画施策の仕上げを行うとともに、後期計画を推進するため、施策の立ち上げを図っていかなければなりません。

このため、町民生活の充実・向上に必要な事業の推進は必要不可欠なものであると考え、特に重要施策の推進のために生じる財源の不足につきましては、基金を取り崩して対処したところであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、PFIアドバイザー委託など3件について、 期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、保育所整備事業など4件について、限度額、利率等を設定するものであります。

以上、一般会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長から説明させますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部 長渡辺清一君。

〇総務部長(渡辺清一君) それでは、議案第25号、平成21年度一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成21年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。

第1項,第1目個人町民税では,現年課税分全体で,前年度と比較しまして0.6%の増額計上。

第2目法人町民税では、法人税割で円高の影響等により、企業収益が減少傾向にあるなど景気の後退が予測されるため38.2%の減、現年課税分全体では、前年度と比較しまして33.8%の

減額計上。

第2項,第1目固定資産税では,3年に一度の評価替えの年に当たるため,土地で1.9%の減,家屋では5.4%の減,現年度課税分全体では,前年度と比較しまして2.7%の減額計上。

第5項都市計画税では固定資産税に連動し、現年度課税分全体では、前年度と比較しまして7.9%の減額計上。

町税全体では、前年度と比較しまして7%の減額計上となっております。

13ページの第11款地方交付税では、先ほども町長も話されましたけども、企業収益が減少傾向にあるなど景気の後退が予測されるため、税収の大幅減が見込まれることなどを考慮し算定した結果、普通交付税は平成20年度の不交付から交付に転じ、地方交付税全体で383.5%の大幅な増額計上となっております。

15ページ,16ページの第15款国庫支出金の第1項国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金の増などにより、前年度と比較しまして18%の増額計上。

16ページの第2項国庫補助金では、曙・青宿統合保育所整備に対する補助のための、次世代育成支援対策施設整備交付金の新規計上、阿見吉原東土地区画整理事業関連の町道整備や霞ヶ浦平和記念公園整備事業実施のためのまちづくり交付金の増などにより、前年度と比較しまして60.2%の増額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして37.6%の増額計上となっております。

17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、国庫負担金と同様、障害者自立支援給付費負担金の増、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増などにより、前年度と比較しまして13.4%の増額計上。

17ページ,18ページの第2項県補助金では、放課後児童クラブ整備費補助金や妊婦健康診査 拡充支援事業費補助金の新規計上、そのほか浄化槽設置事業補助金の増などにより、前年度と 比較しまして29.2%の増額計上。

18ページ,19ページの第3項委託金では,茨城県知事選挙費委託金や衆議院議員総選挙費委託金の新規計上がある一方,個人県民税徴収取扱委託金の減などにより36%の減額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し4.1%の増額計上となっております。

20ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金では、各種事業の実施に当たり、事業債の抑制に努めるとともに財源不足を補うため、財政調整基金を初め、各種特定目的基金を活用するものであり、前年度と比較しまして29%の減額計上。

20ページから23ページの第21款諸収入では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業に係る都市再生機構負担金の皆減などにより、前年度と比較しまして25.4%の減額計上。

23ページの第22款町債では,予科練平和記念館建設事業債の増や地方交付税の振替措置であ

る臨時財政対策債の増などにより、町債全体では、前年度と比較しまして81%の増額計上となっております。

次に、24ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較しまして8%の増額計上。

26ページからの第2款総務費でありますが,第1項総務管理費の第1目一般管理費では,特別職及び職員の給与関係経費,臨時職員賃金,文書管理,電算システムなどに要する経費が主なもので,ネットワークサーバーの更新による行政情報ネットワーク運営事業などの増により,前年度と比較して13.5%の増額計上。

34ページ,35ページの第6目会計管理費では,戸籍回転保管庫購入費の皆減による物品管理費の減などにより34.5%の減額計上となっております。

35ページから37ページ第7目財産管理費では、町内の主要施設等の誘導サイン及び観光サインの整備工事の新規計上による財産管理費の増などにより99.6%の増額計上。

37ページから40ページの第8目企画費では、職員給与関係経費、企画事務費、行政評価システム導入支援事業、公共交通計画策定事業などに要する経費が主なもので、高速バス運行事業補助金の新規計上による企画事務費の増や職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較しまして14.4%の増額計上。

41ページから44ページの第10目町民活動推進費では、職員給与関係経費、自治振興費、町民活動センター事業などに要する経費が主なもので、集会施設新築事業補助金の皆減による集会施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして19.8%の減額計上。

47ページ,48ページの第12目諸費では、中郷地区実施のための町界町名地番整理事業の増などにより、前年度と比較しまして618.1%の大幅な増額計上となっております。

49ページの第2項徴税費の第2目賦課費では、土地家屋評価委託料の増による賦課事務費の増などにより、前年度と比較しまして、29.3%の増額計上。

49ページ,50ページの第3目徴収費では,職員給与関係経費及び町税徴収に要する経費を計上しているもので,町県民税所得変動還付金の皆減による徴収事務費の減などにより,前年度と比較しまして55.4%の減額計上。

53ページから58ページの第4項選挙費では、衆議院議員総選挙事業、茨城県知事選挙事業及び阿見町長選挙事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして2,115.5%の大幅な増額計上となっております。

次に,第3款民生費について申し上げます。

61ページから63ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会助

成費の減などがある一方,国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などにより,前年度と比較しまして2.8%の増額計上。

63ページから68ページの第2目老人福祉費では、老人保護措置事業、敬老事業、シルバー人材センター助成費、介護予防事業などが主なもので、地域介護・福祉空間整備補助金の皆減による、高齢者福祉事務費の減などにより、前年度と比較しまして17.1%の減額計上となっております。

68ページから72ページの第3目障害者福祉費では、障害者介護給付事業や障害者訓練等給付 事業の増などにより、前年度と比較しまして21.8%の増額計上。

73ページの第5目老人医療給付費では、老人保健特別会計への繰出金の減などにより、前年度と比較しまして91%の減額計上となっております。

79ページ,80ページ児童福祉総務費の第2目児童措置費では、児童手当支給事業の増により、 前年度と比較しまして4.9%の増額計上。

80ページから85ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、曙・青宿統合保育所整備のための社会福祉施設整備補助金の新規計上による保育所整備事業の増などにより、前年度と比較しまして12.4%の増額計上。

85ページから88ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費に要する経費が主なもので、事業拡充に伴う指導員賃金の増による放課後児童健全育成事業の増、第一小学校地区の専用施設整備のための放課後児童施設整備事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして80.4%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

88ページから90ページの第1項保健衛生費の第1目保健衛生総務費では、妊婦健康診査の公費負担回数の拡充による母子保健事業の増などにより、前年度と比較しまして28.1%の増額計上。

94ページから96ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、霞クリーンセンターの維持補修工事の減などにより、前年度と比較しまして13.8%の減額計上となっております。

97ページ,98ページの第3項環境衛生費の第1目環境総務費では,職員給与関係経費,龍ヶ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので,牛久市・阿見町斎場組合の負担金の増などにより,前年度と比較しまして11%の増額計上。

98ページから100ページの第2目環境整備費では、浄化槽設置事業の増などにより、前年度

と比較しまして46.2%の増額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

100ページから102ページの第1項農業費の第1目農業委員会費では、農業委員会事務費の増などにより、前年度と比較しまして10.7%の増額計上。

103ページから106ページの第3目農業振興費では、農林水産業振興のための補助金、ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので、水田農業構造改革対策事業や平地林保全整備事業の増などにより、前年度と比較しまして15.3%の増額計上。

107ページ,108ページの第5目農地費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較しまして15.9%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

108ページから110ページの第1項商工費の第1目商工総務費では職員給与関係経費,まい・あみ・まつり事業などに要する経費が主なもので,職員給与関係経費の増などにより,前年度と比較しまして2.1%の増額計上。

110ページ,111ページの第2目商工業振興費では,商工業の振興,阿見東部工業団地への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので,企業立地奨励金の減による阿見東部工業団地企業誘致事業の減などにより,前年度と比較しまして13.9%の減額計上。

111ページ,112ページの第3目観光費では、あみプレミアム・アウトレット内に設置する観光物産の紹介コーナー、あみコミュニケーションセンター運営事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして823.6%の大幅な増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

115ページの第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では,道路の維持補修や交通安全施設整備に要する経費を計上しているもので,道路橋梁維持補修事業の増により,前年度と比較しまして3.3%の増額計上。

第3目道路新設改良費では、まちづくり交付金の活用による道路新設改良事業の増により、 前年度と比較しまして106.1%の大幅な増額計上となっております。

116ページから118ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務費及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので、町民の森指定による景観整備事業の増がある一方、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして2.2%の減額計上。

118ページ,119ページの第2目街路事業費では,都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の新規計上がある一方,荒川本郷地区都市計画街路整備事業の減などにより,前年度と比較しまして73.4%の減額計上。

119ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が減となり、前年度と比較しまして19.6%の減額計上となっております。

120ページ,121ページの第4目公園費では、霞ヶ浦平和記念公園整備事業、街区公園整備事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして261.8%の大幅な増額計上。

122ページ,123ページの第6目土地区画整理費では、土地区画整理組合助成金の増による中郷土地区画整理事業の増などにより、前年度と比較しまして29%の増額計上。

123ページの第7目開発費では、阿見吉原東土地区画整理事業関連の町道整備に対する分担金の減による、阿見吉原土地区画整理事業の減により、前年度と比較しまして26.7%の減額計上となっております。

次に, 第8款消防費について申し上げます。

126ページから130ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、備品購入費の減による常備消防事業の減などにより、前年度と比較しまして3.1%の減額計上。

132ページの第3目消防施設費では、防火水槽設置などの消防施設整備に要する経費が主な もので、前年度の水槽付消防ポンプ自動車購入費の減による消防機械力整備事業の減などによ り、前年度と比較しまして83.8%の減額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

133ページから137ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び職員の給与 関係経費、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事業、語学指導事 業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、幼稚園就園奨励事業の減などがある 一方、職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較しまして14.3%の増額計上。

137ページから145ページの第2項小学校費の第1目学校管理費では、阿見小学校耐震工事の実施設計委託料の新規計上による学校施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして12.7%の増額計上。

149ページから153ページの第3項中学校費の第1目学校管理費では、小学校費同様、阿見中学校耐震工事の実施設計委託料の新規計上による学校施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして5.5%の増額計上。

159ページから169ページの第4項社会教育費の第3目公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しているもので、職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較しまして6.2%の増額計上となっております。

173ページから175ページの第6目予科練平和記念館費では、平成22年2月オープンに向けての各種工事請負費の増などにより、前年度と比較しまして119.3%の大幅な増額計上となって

おります。

179ページから181ページの第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、用地取得費の新規計上などによる、給食センター整備事業の新規計上により8.1%の増額計上となっております。

182ページの第11款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、長期借入金の元金及び利子の減により、前年度と比較しまして11.4%の減額計上となっております。

182ページ,183ページの第12款諸支出金の第1項基金費では、学校施設耐震化基金費の皆減などにより、前年度と比較しまして96.2%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後3時からといたしたいと思います。よろしくお願いします。

午後 2時45分休憩

午後 3時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 予算編成に当たっての基本的な考え方ですが、今年は一般会計で財源の厳しい中で1.8%の増額をしておりますけども、この基本的な考え方の中に、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うとともにというふうに書いていますが、ちょっと私なんか、この予算書と主要施策、主要な予算の概要とか見てもですね、特に財源の重点配分をしたところがちょっと見えないんですね。その重点配分をしたというところを、大幅にここを削ってここに重点を置いたというようなことがあれば教えてください。お願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 文言のね、部分について来られましたけれども、これは基本的な 考え方を申し上げているという部分で毎年そんなに変わってない文言になっているかと思いま す、前を見ておられるならば。私も財政ずっとやってきましたけれども、大体こういった形な んで、その辺は形ですからその辺はその辺として御理解をいただきたいと思います。まあ、言

うとね、重点施策の分についてだけありますから、こういうことに配分しましたというやつについて。

まず,これは,先ほども主な施策の概要の中でも当然話したことですが,水事業に対応した施設の更新,これは上水道の給水区域を早期に拡大するということで取り組んでますね。大環状線の整備,それから,給水区域拡大ということで,筑見地区なども視野に入れたその沿線も大環状線の沿線も含めた中での,一般会計か。

[「一般会計」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) 一般会計。一般会計では……。

[「町長にかわってもらったほうがいいんじゃねえか」と呼ぶ者あり]

- ○総務部長(渡辺清一君) じゃあ、終わります。
- ○議長(諏訪原実君) 終わり。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 重点配分という言葉を使ったけれども、とにかく21年度に重点的に新しい仕事とか、そういう形で取り組んでやったと。例えば、予科練平和記念館というのはもうこれは22年度オープンということで、まさに重点的にあれやっていますね。それから、例えば、曙・青宿保育所の統合、あれも具体的にやっている。それから、放課後学童クラブについて、新しい施設をつくった。あれも今までいろいろ議論されてきたけども、できなかったものをあれだけまとめたものを単年度でやる。それから、学校の耐震化についても、新しく建て替えということではなかなかできないということでやってきたんだけども、方針が、耐震補強で対応できるものについてはそれでいいという話になったんで、その流れの中できちんとやるということで、阿見小、阿見中について実施設計をやって、次の年度には具体的にやるというような形で、これはまさに重点的にやったということね。PFIについても、方向を出して土地を購入という形で取り組んだ。

そういう形で、今まで懸案になってきていたようなことをきちんとやるように、まさに金の 点ではそれは3億とか5億とかまとまった形で1つの事業ということじゃないんだけども、今 言ったような事業については、まさに重点的にやったという。

それから、そのほかにも、こういうのをカウントすれば、今まで町道整備というのは非常におくれている、そういう指摘がされたことについてまちづくり交付金というものを使うような手法を導入して、新規路線については倍増するような形をとった。それから、今まで荒川本郷地区について、これは都市再生機構からの、いってみれば、負担金があったということで、ああいう形で対応してきたんだが、それがちゃんとした県道までつながらないような形になっているんで、継続してそこもやれるような形をつくったと。そういう形でね、具体的にそれぞれの重点的な事業、目に見えるような形で成果がちゃんと出るような形での事業に取り組んでい

る。もっと言えばあると思うけれども、例示をすればそういうことに重点的にやったと、そう いうことで御理解いただきたい。

- ○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 先ほどの説明でですね、去年とこれと変化をしたちゅうのは、今の町長の説明でよくわかりました。あと、こういう事業をやめてこうしたということがあったら教えてください。特に。
- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) やめたと言えば、やめたと言うより、ある整理がついたからその事業 については事業費を使うことが必要なくなる。例えば、荒川本郷地区の道路整備、まさにあれ は重点的に国の補助金、それから、都市再生機構の負担金というもの、そういうものを使って 重点的にやってきた。あれはちょっと繰越分がありますけれども、あれも基本的には20年度に 終わったわけだから。だから,終わったものを今度,次のものに結びつけていく。そういう形 ですよ。それから下水道事業についても,かなり荒川本郷地区重点にやって整備が進んで,調 整池についてはもうちょっと今度はペースダウンしてもいいだろということで調整して下水道 費が減ってますね。そういう形,具体的に。本郷第一地区についても,大体事業完了の見通し がついて事業費も減ってきている。そういう全体の流れの中で、今度そこで今まで別のところ で重点的に使っていたものをそれを減ったことによって、次のところで重点的に使える、こう いう形ができてきた。もっと全体的な話で言うと、公債費の負担というものが全体として一般 会計としてはこういう状況になってきているんで、公債費については80%増という話がありま すけれども、これは、そういう今まで重点的にやってきたものが償還が大分済んできてこうい う状態になったんで、今度別に重点的な形で道路整備とか、そういうことに注ぎ込める形にな ってきた。そういうことを全体的に言っているんで、例えば1つ2つの事業でこれが重点的だ とか、そういうことじゃなくて、全体の中で見ていただきたい。一番重点的というとやっぱり あれでしょ。予科練平和記念館ね。これはまさに21年度に完了させるということで,やってい るわけですから。そういうことですね。

○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) わかりました。私はちょっと心配したのはね、ずっと継続してきて、重点配分をするために、継続してきた、極端に言えば福祉の事業をどっか削ってこっちに回したとか、そういうのがなければもう大安心なんですよ。今、町長が言われましたようにね、4項目、5項目ぐらいの新たな事業、新たなやり方を今後町としても明るい材料ですのでね、耐震化にしても、大変明るい材料ですので、これの推移を見守らせていただきます。我々も協力できるところがあれば協力をいたしますので、よろしくお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 補足させてください。今はハード事業だけ言ったけれども、説明の中でね、例えば、妊産婦に対する対応とか、ああいうものでもやっぱり全体の中で何とか回せる分ができたんで、県がやめると言った分まで、町が肩代わりしてやると。それから、乳幼児について所得制限を外して全部対象にするとか、まあ、そういう形で対応できるものについては対応している。それも金目というよりやっぱり重点的な考え方としてそういう対応をしているということです。
- ○議長(諏訪原実君) 藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 大いにそういう面はPRしたほうがいいですね。PR。これだけでは 読めない。終わります。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は財源問題についてちょっとお聞きしたいと思うんですけども、歳入で特に法人税が33.8%減額と。先ほど説明ありました20年度の補正予算の減額よりも、計算してみると法人税については1億1,600万ですか、そのぐらい減額しているわけですよね。当然、法人税割1社だけが払ってるっつうことではないと思いますんで、法人税を払っている会社は何社ぐらいあるのか、1つお聞きいたします。

あと、それから、当然法人税だけじゃなくて、企業も固定資産を払っていると思うんですけども、阿見町3カ所の工業団地があるわけですけれども、その企業の固定資産税つうのは固定資産税の中で何%ぐらいの比率を占めているのかもお聞きしたいというふうに思います。

あとそれから、今年の収入の中では、交付税が今まで不交付団体が一気に4億1,000万、そのうち3億ですか、普通交付税が予算計上してあるわけですけれども、全国的に恐らく交付団体、県内でも交付団体であったものが不交付団体になると。そうすれば当然財政需要額の差額は交付税として入ってくるっつうことになると思うんですけども、当然国も金がないっつうふうにになれば、この3億のうち、先ほどの説明の中では、臨時財政調整債ですか。それも発行するっつうことを言ってますけれども、その交付税についてはどのくらいの発行額になるのか。その3点についてお聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) まず第1点目の町内企業で法人税を納付しているのは何社かということですが、49社の中で40社です。

それと、企業の工業団地ベースでいいというような話でしたけれども、工業団地ベースの企業の固定資産税、これは土地家屋、償却資産とあるわけですが、これはちょっとそこまでのデータを今持ってないもんですから……。

[「おおよそでいいですよ」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) それは後でということでお願いしたいと思います。

それから,交付税では国のほうは地方財政計画の中で,来年度,つまり21年度は増額するということを既に発表していますけれども,発行額と先ほど言われましたが,その発行額という意味がちょっと私理解できませんでしたけれども。地方交付税の中での普通交付税はそういうことで,国のほうでも地方に対して,地方財政計画の中で増額して,交付するという考え方を持っているわけです。ですから,その財源として,いわゆる原資はいわゆる国税5税ですね。これが原資となっているわけですが,国税3税の32%,あと消費税と,まあ,ほかにもあるわけですけども,それが原資となっています。それでもし金が足らないということであるならば、やっぱり国そのものが特別会計から借り入れをしてそれでやる。地方にその財源を回すというのが従来のやり方ですから,そういう形で来るものと思われます。それが現実的にどうなるのかちゅうことは今のところ想定しておりません。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 交付税で普通交付税,それから特別交付税ですか。普通交付税が3 億,特別交付税が1億1,100万と。先ほど言った臨時財政調整債というのはこの特別交付税の ことを言っているんですか。町長が説明した臨時財政調整債で対応していくっつうのはどうい う意味だったんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 臨時財政対策債等の特別交付税の関係ですけれども、特別交付税は先ほど普通交付税でもお話しましたが、原資が基本的に決まっておりまして、特別交付税は普通交付税みたいに一定の算式によって割り出す。基準財政収入額、支出として需要額ですね、その需要額に収入が足りない分については、普通交付税で交付されるものと、あと特別交付税のもちろん原資の率も決まっていますけれども、これはそのほかに地方によって特殊需要、特殊な財政需要があれば、もちろんこれは決まっていますけども、そういうものに当てはまるものがあれば、特別交付税措置するというのが従来の考え方でこれは現在も同じです。それと、臨時財政対策債というのは、もちろん20年度もこれは国のほうから阿見町はどのくらいの財政に対する、地方債ですけれども、このくらい割り当てますよという割当制で来ます。その負担というのは、国と地方でいずれ負担するという内容のものになってきます。それが、21年度においては、20年度決算見込みを言いますと、3億約9、000万ですが、それが21年度は7億900万円、これが見込めるということで、それを財源として今回は充当しているというのが全体的な阿見町の歳入構造の一部です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) その臨時財政の地方債で、今、国と地方で負担をしていくんだと。 私は、国で後で年度ごとに返していくのかなっつうふうに思ったんですけども、この割合とい うのはどんなふうになっているんですか。ちょっと説明をしてください。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) ちょっと私,先ほどの答弁間違った部分がありました。

この臨時財政対策債は、これは地方普通交付税で全部この元利償還金について、国のほうで 交付税の中で措置してくるという性質のものです。

[「全然違うべ」と呼ぶ者あり]

- ○総務部長(渡辺清一君) 間違いました。済みませんでした。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑ありませんか。 細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 今度は別な問題で。

町長の主要施策の中で、霞クリーンセンターですね。技術者を専門家を雇うという説明が概要の中でありますけれども、これは本当の、よく知っている人じゃないとせっかく雇っても意味をなさないんじゃないかなという、そういう心配もあるわけですけども、この点については議会側からやっぱり専門家を雇う必要があるんじゃないかということで、行政改革特別委員会でも提言の中に入っていたと思うんですが、どういう人をつうか、募集してどういう人を雇うつもりなのかちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

専門の技術者の派遣業務委託なんですけれども、予算書の95ページの委託料の一番下ですね。施設維持管理委託料1,800万円余りです。これ、今おっしゃられたように、議会のほうの提言もございまして、専門的な職員またはそういった人を雇う必要があるだろうというような提言がございました。実際に本当に専門、かなりの知識がないとこのクリーンセンターの維持管理の点検ができないもんですから、必要性を感じまして、今年度検討をいたしました。職員でできないかどうかというのをちょっと検討したんですけども、やはりかなり長期にわたって、クリーンセンターのほうに勤務をしてですね、知識を蓄えないとなかなかできない。ただ、その人が余り長期になると異動しなくちゃいけないものですから、次、異動するまで、また、異動の方が来て、それをその方と一緒に、その職員と一緒に知識を蓄える。そういうやり方をして、一人ひとりがかなり長期になってしまうものですから、ちょっと職員では無理だろうというようなことで、委託をするということになりました。経費的にも委託、人件費等比較しまし

て、委託のほうがかなり安くできると、かなり安くできるという計算があったものですから、 委託することにしました。

それで、御質問のどういった人かということなんですけれども、今、この業務でですね、このクリーンセンターの維持管理を全体を委託しているんですけども、霞クリーンセンターに常駐している民間の職員ですね。民間の社員ですか。その方が一度その会社を離れてもらいまして、派遣の会社に移ってもらって、その派遣の会社から委託、阿見のほうが委託してきてもらうというようなことで、専門技術者の確保を考えています。ですから、今の民間の立場である職員がその会社のほうを離れて、直接こちらに職員として採用するのではなくて、委託、派遣委託と、派遣で委託するというようなことでその派遣会社に移ってもらって、その方に来てもらうというようなことを考えております。

○議長(諏訪原実君) いいですか。18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) これは一般的な心配ですけども、当然今までの人が別の会社に移って、そこから派遣されるということになると、実情はわかるわけですけれども、1つ心配は、今までずっと長く1社でやっているわけですよね。その下で働いた人が5人とか6人とかいると思うんですけども、その人が別れてまたチェックするっつうことになると、一般的にはそのチェックが甘くなるんじゃないかなという感じ、なれ合いになるんじゃないかっつう感じもするんですけども、その辺の考慮というのはどんなふうにしているんでしょうか。私は逆に言えば、違う視点で阿見のあそこのクリーンセンターを見るっつうことが私は一番改革っつうかね。改善するのにベターになるんじゃないかなという感じもするんですけども、その辺の心配っつうか、基本的な考え方はどんなふうにしているのか、ちょっとすっきりしないという感じがするんですけども、どうなんでしょうか。その人がだめだとかそういうことじゃなくて、できれば今の設備を長持ちさせて、維持費がかかんなくなればいいわけですよね。そのためには、やはり専門家というのは、議会が言ってんのは、別な観点で阿見の4億、5億ですか、その施設を見られる人のほうが改善は指摘ができるんじゃないかっつう感じはするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えします。

町のほうで考えましたのは、やはり施設はそれぞれ固有個別のもので、プラントとしてつくっているものですから、そこをよく知っている人がいいだろろというようなことを考えまして、 先ほどちょっと申し上げられなかったんですけども、焼却炉の運転管理を今委託していますけど、そこの所長さんを雇い直すっつうんですかね、委託し直すというんですかねということで考えてます。なれ合いとかいうお話が出ましたけれども、こちらのほうで業務委託仕様書とい うのをかなり細かくつくりまして、日々の日報とかですね、報告とかですね、きちんと出して もらうと。毎日協議をしてどういった仕事をやっているのか、どういった状況なのかというの をきちんと把握をしながら、仕事を進めていきたいと思います。

それで、ちょっと年齢が私、確認できなかったんですけども、このクリーンセンターの使用 の耐用年数ですね、を考えながら、またその所長さんの年齢も考えながら、その方がやっぱり クリーンセンターの将来の耐用年数と大体ほぼ合うようなことを考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) クリーンセンターについてはね、前進できるようになればいいなというふうに思っておりますので、その新しい人についてもきちんと仕事をしてもらいたいということについて要望をしておきます。

あと、もう1点質問なんですが、中郷区画整理事業ですね、今年度、あそこの組合に1億7,000万ですか、補助金が支出、予算載っておりますけれども、たしか七億八千万だか九千万、七億八千万ですか、あそこへ年払いで補助をしていくっつうになっていたと思うんですが、中郷の区画整理組合については、その補助はいつ終わるんでしょうか。今年で大体終わるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) お答えいたします。

21年度, 1億7,000万を補助するということで予算に計上させていただきました。残りの額でございますが, あと1億ほど補助が必要だということで, 今, 考えております。それにつきましては, 次年度以降, 予算をどのくらい入れられるかということになりますけれども, 今年, 1億7,000万入れておりますから, 次年度1億入れていただければ, それで中郷のほうにつきましては完了というような形で考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 17番佐藤幸明君。
- ○17番(佐藤幸明君) 今,細田議員から質問がありましたクリーンセンターの件なんですが,答弁の中で寿命と定年とを考えてというようなお話がありました。炉の寿命というのは確かにこれあるでしょう。でも,その寿命を延ばすがためにそういう人を頼むんですよ。そういうことも頭に入れておいていただいて,ここで壊れるんだからもういいんだということじゃなくて,これを幾らかでも先へと使えるようにということのために,そういう人を。そしてなおかつ職員であれば,もっと安いんだろいうということで,委員会の中からそういう話をまたお願いをしてきたわけです。そういうことをよく御理解いただいて,頭からもう1回言いますけどね,頭から寿命がここだからもういいんだという考えは払拭していただきたい。そして,1カ月でも1年でも,そういう人を頼むことによって長く使えたと。町民のためになったんだと

いうようないい答えを出していただきたいとお願いをします。要望です。

- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 3点ほど質問をいたします。

まず、1点目ですけど、先ほど細田議員からありましたけど、財政についてなんですけれども、全体的に特別会計も入れまして5億9,000万くらいの昨年と比べて減収になるというような説明をいただきました。その中で、それをどうやって補てんをしていくの、充当していくんだということで、先ほど来説明があったように、地方交付税の3億2,000万だとか、町債6億2,000万だとか、臨時財政対策債の3億3,000万だとかというものがあるんですけれども、私ここで1点心配なのがですね、6億2,000万の町債なんです。この6億2,000万を町債で埋めようとしている。これ事業が多いものですから、苦労された予算編成だと私は思いますけれども、この6億2,000万の町債を今回予算を通すということになりますと、全体的に公債費比率というのはどのくらいになるのかお示しいただきたいと思います。大変、数字的に当町もいい方向には向いていると思うんでけれども、数字的に余りよくなかったんじゃないかというふうに思っていますので、その点を1点お願いします。

それからですね、概要のほうの9ページになりますけれども、昨年もちょっと質問をいたしましたけれども、職員の人件費ということで質問させていただきますけれども、全体的に6,000万ほど、まあ職員給与は3,000万ですけれども、共済の負担金だとか、退職の組合の負担金だとか、合わせると6,100万ぐらいの削減をしております。昨年も7,700万削減しているんですけれども、それに比べて昨年は臨時職員3,500万、人的なやつは出ませんでしたけれども、3,500万かかって増やした。それが今年も2,500万ほど臨時職員を増やしていると。正職員を減らして臨時職員で充当していくという方向については問題ないと思うんですけれども、よくいう職員の平均給与というようなことで、それぞれが数字が出ていまして、ひとり歩きをするところがありますので、21年度の当初予算でうちの職員の平均給与はどのくらいなのかお示しをいただきたいと思います。

それから、人数的に当初何人ぐらいいるのか、正職員が何人ぐらいいるのか、臨時がわかれば教えていただきたいんですけれども、臨時については時間的に2時間勤めたり、8時間勤めたりいろいろあると思うんで、なかなか難しいところがありますけれども、人的なことがわかればお示しをいただきたいと思います。

それからですね、その次のページの10ページなんですけれども、3点目です。物件費の委託料なんですけど、昨年と比べて、2億1,800万委託料が増額をされています。先ほどクリーンセンターの話がありまして、予算書を見ても今度の補正を見てもかなりの入札等を含めて削減をしている状況があります。クリーンセンター、立派なものだと私は思っていますけれども、

この状態で2億1,800万ほどの増額をした、この辺の増の主な理由を教えていただきたい。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- 〇総務部長(渡辺清一君) まず 1 点目の、21年度 6 億何がしの公債を発行して、その残高は どうなるのかということですけども、まず20年度末の残高を言いますと、一般会計ですが、 110億6,000万、で、これが元金償還をしますんで 6 億2,000万借り入れても、21年度末残高は 若干減りまして、110億3,400万という残高になります。

それと、職員給与21年度、これは全会計合わせた形、町長、副町長を除きますけれども、全会計合わせた中でのトータルでいきますと、1人当たり、これは給料、職員手当、共済費を足しますと、1人当たり814万円、給料だけですと388万8,000円、年間ですね。これが平均給与です。職員数は341人というのが21年度予算の内容です。

あと、賃金の話ですけれども、職員を減らしてその分臨時職員を増やして、そのことによる増額ということでは実際はなくてですね、この2,539万4,000円の増というのは予科練、一般事務として予科練で7名、それから放課後児童指導員賃金ということで、これが8名、そのほか、保育所での調理補助員で4名、実際に給食センターでの職員3名分退職していますんで、その補充としては3名ありますが、この職員減に伴っての臨時職員の増というのは3名でして、あとは、そういった予科練とか先ほど言いました放課後児童クラブとか、そういう部分での増えているものであると、21年度の賃金はですね。

それと、委託料、今年の委託料の増の主なものでちょっと御説明しますと、行政情報ネットワークでの電算システム委託料、これはネットワークサーバーの更新ということで、約5,200万ほど、それから財産台帳、これを更新するための委託料として1,500万、それから町界町名地番整理でこれが1,400万、それから妊婦健診、公費負担の部分での委託料が2,100万、それから霞クリーンセンターでの先ほどちょっとありましたけれども、その委託のやつで1,800万、それから都市排水路の台帳整備作成ということで、約2,300万、それからPFIアドバイザー委託料が1,600万。これが臨時的な、ある意味では経費が主なものになるかと思います。妊産婦の場合はこれから経常的にいくと思いますけれども、あと、霞クリーンセンターも経常で当然行くと思いますけれども、基本的には臨時的な経費で21年度の委託料は増になっていると。そのほか、何百万台というのも結構数はございますけれども、主なものについて今申し上げました。

以上です。

[「公債費比率言ったっけ」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 先ほどの公債費比率残高に関係してですね、ちょっと参考までに

ということで、実質公債費比率、これがどうなるのかという20年と21年では、20年度は12.9%ですね、それが1.8ポイント下がりまして、21年では11.1%を考えております。

○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) まず、1点目の財政のほうなんですけれども、公債費比率が下がったということは、ほかの事業が払うものがなくなったというようなことですね。そう理解します。

それからですね、職員の平均給与なんですけれども、昨年697万という覚えがあるんです。 それが800万になってしまったのかという、これ、100万ほど増えてしまったのが、ちょっと私 腑に落ちないですけども、その理由がわかれば。去年700万弱なのが800万になっていると。給 与でも388万となっていますけれども、これは退職金から何から何まで含めた、手当も含めた 人件費になると思いますので、もう一度確認をいただきたいと思います。

それからですね、委託料につきましては先ほどこの前段で質問しましたけれども、これからできるだけ入札しっかりやっていただいて、できるだけ低くするというようなことで、先ほどの話だと新規事業を含めて事業が多くなっているところもありますので、その分の増なのかなというふうに理解します。そういったことで、入札をしっかりやっていただいて、できるだけ削減を図っていくということでお願いしたいと思います。

それから、あと1点なんですけれども、職員の削減というようなことで、恐らく国のほうから純減5%ということで、22年の4月ぐらいまでにやりなさいと。当町ではそれにはもう達成しているんではないかなと思いますけれども、その辺の状況と、これから先ですね、純減5%を目標を達成した後はどうするのかということ。

それからあともう1点、聞きたいんですけれども、臨時職員を雇ったときには、予算の中でもこの辺がこの事業、例えば今回だったら定額給付金の事業が増えるんで臨時職員を何人追加しますというような、そういった意味での私たちがわかるような臨時職員の配置を各課ごとの予算編成の中に出していただけると、すごくわかりやすくて、そうするとその関係のこういう仕事にはどのぐらいのお金が出ているんだということがしっかりわかるんで、その辺のところができるかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) まず,職員給与の話,質問にありますけども,ちょっと去年が説明した欄っつうか,その考え方じゃなくて,私は退職手当は全部含めた中でさっき話したのでその数字が違っておるわけで,去年は1人当たり,345人でしたけれども601万1,000円,それが600万という話をされたかと思うんですが,それが今年平均で行きますと,21年では若干下がりまして,若干ですが,599万6,000円,去年の言った数字に対して,同じとこでいきますと,今言ったような数字になります。人数は変わりませんが。

職員の削減,これは達成しました。職員削減計画,国が示した部分のやつでそれで行きますと,阿見町は22年4月1日,17年から22年4月1日で357名となればよいわけですが,それは20年の4月1日にもう既に達成しておりまして,21年の4月1日では,急遽退職とかいろいろありましたけども,そういった状態もありまして,353名となる予定です。これは間違いないと思いますけども。今後の考え方,その辺で,考え方についてはやはりそういうことを達成していますんで,急遽減った部分もありましたから,その辺のところについては補充をしながら考えていきます。補充しながらね。今年も2月で退職願を出してやめたのもいるわけなんです。あと古徳の関係とかありましたけれども,そういった部分についてまたさらに来年退職する……

[「将来の削減計画」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) 将来の削減計画は昨年に既に達成したので、これ以上削減する……。

[「達成したからいいちゅうもんでもないでしょ」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) 達成したからいいというものでももちろんないけれども……。

[「考え方なんで、計画を見直すということで、考え方だけ」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) 先の話になりますけども、行政改革大綱という見直しもありますんで、その時点で考えていきたいというふうに、考えていくようになるかと思われますという答弁のほうがいいんですかね。

それともう1点ですね。臨職の配置というか、こういうのもどこにどうなっていくんだっつ うのは示してほしいということですが、そういう方向で考えていきたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) 確認をしたいんですけど、やっぱり給与についてはですね、ひとり歩きしちゃうんですよ。一回聞くたびに金額が違うと。皆さんが言っておられる、龍ヶ崎あたりではおれんところはこれぐらいだよと言われます。そうすると、私んところは幾らだと普通に言っているのは、人件費を含めて、人件費というのは退職引当金とかいろんな手当を含めたやつが1つと、それから今言っている純給与というんでしょうかね。2つあると思うんですよ。普通はどっちを使っているのかというのがまず1つと、そのどっちとも今ちょっと21年当初予算で幾らになるのかもう1回聞かせてもらっていいですか。621万だとか、660万だとか、590万、その前は800万というような話もされてました。それから388万だという話も出ていましたので、間違えない数字を、これは皆さん聞いていますので、阿見の議員さん、おたくの職員平均給与幾らなんだいと言われたときに、ちゃんと答えが出せるような数字を出してもらいたいんですよ。人によっては580万だと言う人もいるし、800万だと言う人もいるし、やっぱり議会なんで

すから、ちゃんとした数字を出してもらって、それは1年間それで行くというのが当然だと思うので、それが1点と、それから先ほどお話の中に、一番最初職員の人数はどのぐらいいますかという話は341人という話をされましたよね。じゃ、今のと353人という話になっています。これはどちらが正しいのか、2点、もう長いですから、聞きたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) まず,給与のほうから,給料のほうですね。昨年も既に説明したと,それと同じ考え方で行きますけども,まず,純給与と,今言われましたけど純給与,これは退職手当負担金,それから特別負担金を除いたもので昨年説明してありますんで,それでいくと今年21年度は599万6,000円,昨年の当初では601万1,000円です。それと,そういったものを含めた数字,金額でいきますと,昨年は717万7,000円,21年度は709万3,000円です。

[「全然違う、さっきから言っているのと」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) これが議員が言われた形の去年の数字が出ると、欄を違えて私がまた言ったものですから、それで行くとそういう金額が出ます。

それと341名というのは、これは予算に上げた職員数と、ここには私などいう退職する人間は除かれたままですが、新採用する数字が入っておりません。これから、つくる分は従来からすると6月の定例議会でそれを補正するという考え方ですね。これ、353というのは採用後、今退職者する、これは、21年4月1日採用も含めた数字が353名ということですから予算と私の言った人員削減関係の話の数字ですね、定数とはその違いが出てまいります。以上です。

- ○9番(千葉繁君) わかりました。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。13番小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) 今の千葉議員のほうからの質問もあったんですが、ちょっと角度 が違うんで改めて確認をさせていただきます。

今日の阿見町予算の概要1ページの後段のほうに、いわゆる入ってくるお金というのは少なくなると、減収が見込まれていると。歳出では公債費が依然として高負担となっていると。そのマイナス部分は基金に求めているんだけれども、基金はこのまま行くと、なくなってしまう可能性がある。というのは限界に近づいていると、こんなふうにこの概要の中で語っています。ということは、このままで行くと、ますますお金がなくなるよと、こんなふうに言っているわけですよね。ところがその反面では、実際に公債費は81%も一般会計でアップしている。全体的に見れば、低くはなっているとはいうものの、まだ危ないよというふうにこの中で語っています。それから、町長の施政方針の中でも、やはり公債費においても償還ピークを越したとはいえ、依然として大きな財政負担となる。そういう中で今回は増やそうとしているわけですよ

ね。そこのところの説明をどんなふうにするのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

〇町長(川田弘二君) だから、先ほどの千葉議員の説明の中にもあったけれども、従来、現在の公債費比率がね、非常に高いというのは、ある時期に、例えば霞クリーンセンターとかさくらクリーンセンターとか、いろんな形でいわゆるかなり金のかかるものを重点的にやった。それの償還が非常に負担になってたわけですね。それが大体ピークを過ぎてきて、22、3年になるとかなりもう減る。具体的にさっき説明があったように、21年度でそれだけの公債費を借りても20年21年比べると、年度末では負担比率は下がる。そういう状況になるし、その先になるともっと下がる見通しがある。そういう状況の中で、特に100年に一回なんていう表現は使いたくないけれどもそういう状況の中で、やっぱり積極的にやるべきものはやる必要がある。そういう全体の状況判断の中で、積極的に公債費も増やしてやるという形の予算を組んだと。

だからさっき、藤井議員の話もしましたけれども、必要なものについてはやはりきちんと手当をするという形で、特に特徴的なのは道路新設について随分、特に天田議員あたりからは道路を増やさなきゃだめだというようなことを随分言われたけど、ずっと抑えてきた。そういう状況の中で、国の補助金を使ってできるだけ積極的にやる、そういう仕組みまで導入した。それで、国の補助金を使えるということは国からの補助金が来ると同時にその補助残分についてのかなりの部分を起債を受けられる。これも非常に大きな意味があるわけですね。そういう要素も含めて21年度については、とにかく全体の公債費がどういう状況になるか、そういう全体の流れというものを見て判断した上で、特に、予科練平和記念館、かなり集中投資になってその分の起債も含まれているわけだから、そういうものも含めて対応すべきだし、対応できる、そういう判断で。だから、21年度分を公債費を増やしたから、それが今度どんどん増えるとか、そういうことじゃないんで、そういう点で理解をしていただきたいと、こう思います。

- ○議長(諏訪原実君) 13番小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) どうもありがとうございます。となると、この中ではいわゆるもっと財政が硬直化しちゃうんではないかという危惧をした表現になってんだと思うんですが、その財政硬直化をしない、いわゆる健全とは、健全な、ある意味では公債費、いわゆる、借入金というのは健全だと呼ばれる基準というのはどの辺に、いわゆる一般会計総額なり、または一般会計だけではなくて、特別会計も含めた総額の中では、何%ぐらいまでというのが健全と呼べる範囲なのかどうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 一応, 健全財政を維持するための各指標というのが, ありますけれども, 今ちょっと手持ちにないんで, 資料を持ってきます。

で、その前にですね、さっき細田議員からあった数字が手元に来ましたんで。これ20年度の数字になりますけども、固定資産税、福田、筑波南第一、東部工業団地の土地、建物、償却資産込みでの固定資産税は10億8、000万円。都市計画税がありますんで、これが1億1、900万、合わせますと、工業団地からで固定資産税、都市計画税同じような関係のものなんですけども、合わせますと12億500万円です。もし、これが工業団地別に説明したほうがよろしければ、その数字もわかりますけれども。

[「せっかくだから説明してください」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) そうですか。じゃ、福田、ただ固定資産税については土地、建物、 償却資産込みで来ますので、別々にはわかりませんが、福田が7億2,800万円、都市計画税、 7,600万円、計8億500万円、それから筑波南第一、これが固定資産税は2億6,000万円、都市 計画税3,400万円、計2億9,000万円。東部工業団地、固定資産税9,200万円、都市計画税900万円、計1億1,000円、以上です。

[「比率は」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) 比率って何。

[「固定資産」と呼ぶ者あり]

○総務部長(渡辺清一君) これはそこまで出してない、出してない。

それでは、小松沢議員のやつで、公債費比率、やっぱり健全財政を維持するための公債費比率というのはどの程度が望ましいのか、これは10%以下が望ましい。財政指標の中ではそのようになっております。

- ○13番(小松沢秀幸君) これは総額で、トータルで。一般会計で、トータルで。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 失礼しました。一般会計総額ではなくて、これはこういった公債費比率というものをはじく場合には、公債費に充当された一般財源が、これが標準財政規模というのがあるんです。これは一定の算式で出しますけれども。阿見町の行政を運営していくためには、どの程度のものが必要なのかというのがこの財政指標とかそういうのをやる場合に、分析する場合に使うものですけれども標準財政規模、ですから阿見町の予算総額とかそういう見方ではありません。分析するためのものはあります。それに対して10%以下が望ましい。
- ○13番(小松沢秀幸君) それは今お幾らなんですか。
- ○総務部長(渡辺清一君) 阿見の公債費比率は19年度で15.6%,20年度は出てねえか,これ。 [「決算ベースで」と呼ぶ者あり]
- ○総務部長(渡辺清一君) 決算ベース, これは決算ベースだからな。20年度はまだ出ておりません。

[「これには12.1と出てんだ」と呼ぶ者あり]

- ○13番(小松沢秀幸君) 標準財政規模というのは阿見町ではお幾らになるの。幾らになる の。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) これは19年度決算です。90億4,403万2,000円,これが阿見町の19年度の標準財政規模です。
- ○議長(諏訪原実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 済みません、確認しますけれども、先ほど、私の質問では公債費比率は20年は12.9%、21年は11.1%になる見込みだと、こういう話をされませんでしたか。また、ちょっと数字が違うんですけれども。だから、じゃあ、今までより下がってよかったねという話をしたんですよね。町債が上がっても。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 先ほどの数値は公債費比率ではなくて,実質公債費比率。
- ○9番(千葉繁君) どっか一緒にしましょうよ。
- ○総務部長(渡辺清一君) 間違いなく先ほどは実質公債費比率で数字を申し上げました。それは、公債費比率と実質公債費比率というのはどう違うのかという分では、実質公債費比率は先ほどの比率は普通会計と一般に言いますけれども、一般会計のみじゃなくて普通会計と言いますが、そういう分析の仕方。それであって、そこに公営企業、公営企業関係。これ下水道も入るだろう。水道と下水道が入ります。阿見町は下水道が非常に大きいですけど。それが入った場合の数字では、先ほど千葉議員に言った数字が正しい数字ということで。
- ○9番(千葉繁君) その10%以下というのが望ましいというのは……。
- ○総務部長(渡辺清一君) それは公債費比率。
- ○9番(千葉繁君) ごっちゃごちゃになっちゃう。
 - [「2つの指標があるなら2つの指標があるって説明しないと、数字だけじゃわかんねえ」 「公債費比率を聞いてんじゃねえのか、さっきは」と呼ぶ者あり〕
- ○9番(千葉繁君) 意味わかったよ、おれ。おれは本当は公債費比率聞いたんだけど。ちょっとまとめてくれる。
- ○議長(諏訪原実君) その辺のところを冷静にお願いします。
- ○総務部長(渡辺清一君) 統一して、実質公債費比率でいきますと……。
- ○議長(諏訪原実君) 部長、ここで暫時休憩したほうがいいですよ。ちょっと冷却期間おいたほうが。
- ○総務部長(渡辺清一君) これ別に読み上げればいいだけだから。

○議長(諏訪原実君) まあ、それではいいでしょう。ここで暫時休憩といたします。 会議の再開は午後4時25分からといたします。よろしくお願いします。

午後 4時15分休憩

午後 4時25分再開

- ○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) それでは、御説明いたします。

公債費の割合でございますが、19年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律という ものが改正になりまして、この指標ですが、今までは一般普通会計の割合を公債費で出してい た公債費負担率が主だったんですが、19年度からは特別会計、下水道ですとか、そういった特 別会計の繰入金まで含めた中でその公債費比率がどれぐらい充てられているかというそういっ たものを示した指標、実質公債費というのがございます。こちらで19年度から決算ベースで統 一されましたので、こちらの数字を御説明申し上げます。

こちらでございますが、まず上限といいますか、まず18%を越えると起債が許可制になりま す。県の許可,国の許可制になります。それから,25%を越えますと起債が制限されるという ようなことでございます。それで、阿見町でございますが、決算が出ておりますのが19年度で は14.5%という実質公債費比率になっております。これはあくまでも決算ベースですので、20 年それから21年につきましては、20年は決算見込みでいきますと12.9%になる、今のところ予 想でございます。それで、21年度の予算におきましては、11.1%になるというような、先ほど 総務部長がお答えした内容と同じでございます。そういったことですので、実質公債費に統一 させていただきますので、よろしくお願いいたします。

[「さっきの15.6というのは何の数字なんですか」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) ほかに。

篠﨑慎一君。

○企画財政課長(篠﨑慎一君) 先ほどのは公債費負担比率でございます。ですから、それは 一般財源に占める公債費の割合ということですので、その辺はちょっと忘れていただきまして、 実質公債費比率というようなことで、統一させていただきたいと思います。ちなみにですね、 19年度の県内の状況でございますが、44市町村中阿見町におきましては17位でございます。半 分,半分よりも上のほうの数字というようなことでございます。

〔「19年」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長(篠﨑慎一君) 19年度決算でございます。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。 柴原成一君。
- ○6番(柴原成一君) 予科練記念館についてですが、来年2月オープンということでこれは 絶対成功させなければならない立場であると思います。

今回の予算書, 土木費121ページに2億1,300万,173ページ教育費に6億3,300万と入ってます。予科練記念館というのは、当初スタートの時点から終わるまでに一体幾らかかるものなのでしょうか。一度確認したいと思いますので、その数値がわかれば、人件費を抜いたもので結構ですのでお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 副町長大﨑誠君。
- ○副町長(大崎誠君) 全体事業費で申し上げますと、13億1,600万ということになります。 事業の内訳でいきますと、用地取得とか委託費、工事その他というようなことで分かれます。 ○議長(諏訪原実君) 柴原成一君。
- ○6番(柴原成一君) そうしますと、当初の予算どおり進んでいるということの認識でよろ しいんでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 副町長大﨑誠君。
- ○副町長(大﨑誠君) この事業費の中で現在推進しているということで御理解していただいていいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに。 倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 今回の予算では、大変子育てについては力を入れた大変すばらしい 予算だと思いますけれども、出産貸付金というのが304万となっておりますけれども、何か少 ないような気がするんですけれども、これはどういう割り振りで304万という数字を出したん ですか。63ページです。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。

出産貸付金につきましては、出産一時金38万円が支払われることになっておりますが、それの8割、30万4、000円、これを貸し付けるというようなことで、これを10件見込んでおりまして、304万ということでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) それじゃ、これは大変すばらしい数字だということだね。借りなく ても大丈夫だっつう人が多いわけですから。ね。わかりました。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

議案第26号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成21年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第29号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成21年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成21年度阿見町水道事業会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第16、議案第26号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第27号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号、平成21年度阿見町老人保健特別会計予算、議案第29号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第32号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号、平成21年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 議案第26号から第33号までの平成21年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は7件で、予算総額は105億7,400万円で、前年度との比較では7.5%の減となって おります。 その内訳でありますが、議案第26号、国民健康保険特別会計予算は、45億9,200万円で2.6% の減。

議案第27号,公共下水道事業特別会計予算は、22億7,700万円で6.3%の減。

議案第28号、老人保健特別会計予算は、1,500万円で95.0%の減。

議案第29号,土地区画整理事業特別会計予算は,7億300万円で25.5%の減。

議案第30号,農業集落排水事業特別会計予算は,4億4,500万円で27.9%の減。

議案第31号,介護保険特別会計予算は、19億7,200万円で5.0%の増。

議案第32号,後期高齢者医療特別会計予算は,5億7,000万円で2.4%の増となっております。 また,議案第33号,水道事業会計予算は,13億3,469万9,000円で2.5%の増となっております。

以上、特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきま しては、担当部長から説明させますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。引き続き、担当部長から議案 に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第26号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

〇民生部長(横田健一君) それでは、議案第26号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計 予算について御説明いたします。

予算書の195ページをお開きください。

平成21年度の予算総額は45億9,200万円で,前年度と比較しまして2.6%の減となっております。これは,歳入歳出とも国保税調定,療養諸費,介護納付金,共同事業拠出金など数年次の実績内容などから,それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。208ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして10.7%の増額となっております。主に人事異動等に伴う職員給与関係経費の増によるものであります。

211ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案 し、前年度と比較しまして1.9%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高 額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

213ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、これまでの老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、高齢者の医療費を支えるために支出していた老人保健拠出金が後期高齢者支援金となったもので、前年度と比較しまして9.6%の増額計上となっております。

214ページをお開きください。

第5款老人保健拠出金につきましは、平成19年度の概算拠出額に係る実績精算分のみの計上により、前年度と比較しまして69.9%の減額となっております。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度と比較しまして14.9%の減額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして0.6%の減額計上となっております。

216ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドッグなどによる疾病予防対策、無受診者世帯の報 奨、医療費通知、さわやかフェア時配布の健康カレンダーなどの医療費抑制・制度啓発のため の諸経費や特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しているもので、前年度と比較 しまして9.9%の増額となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。戻りまして203ページをお開き ください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして1.2%の減額計上となっております。

これは、国保被保険者の加入状況等を勘案したもので、医療分、介護納付金分、後期高齢者 支援金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

204ページをお開きください。

第3款国庫支出金,第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は,歳出の一般療養給付費,介護納付金及び後期高齢者支援金等に係る負担金で,前年度と比較しまして3.8%の減額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして2.2%の増額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして11.1%の増額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては,近年の

交付状況から,前年度と比較しまして31%の減額計上となっております。また,特別調整交付金は,市町村の国保運営努力に応じ,国の予算範囲の中で,申請を行った市町村を県及び国において評価査定し交付されるもので,不確定な性質から当初予算では科目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして8.9%の減額計上となっております。

次に,第4款療養給付費等交付金につきましては,平成20年度において退職被保険者の増加が見られなかったことから,この状況を勘案すると,歳出の退職被保険者療養諸費も減少となり,これに伴い交付金も減少するため,前年度と比較しまして24.6%の減額計上となっております。

次に,第5款前期高齢者交付金につきましては,平成20年4月からの制度改正において,65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するために設けられたもので,前年度と比較しまして8.3%の増額計上となっております。

次に、第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財 政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして 4.4%の減額計上となっております。

次に,第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては,高額療養費に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で,前年度と比較しまして6.9%の増額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても同様に、共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして1.1%の減額計上となっております。

以上,共同事業交付金全体では,前年度と比較しまして0.2%の増額計上となっております。 第9款繰入金につきましては,前年度と比較しまして3.3%の増額計上となっております。

一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等、及びその他繰り入れとして、町医療福祉制度による国保医療費波及分補てん経費などとなっております。 以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) それではここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項 の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。よろしくお願いします。

次に、議案第27号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長(桑田康司君) それでは、議案第27号、平成21年度公共下水道事業特別会計 予算について御説明申し上げます。

225ページをお開き願います。

21年度予算総額は22億7,700万円となり,前年度と比較しますと6.3%の減額計上となっております。

次に、231ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較いたしますと11.5%の増となります。

第2款第1項の使用料につきましては、前年度と比較いたしまして9.4%の増額となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、吉原東土地区画整理事業の整備促進により、前年度と比較いたしますと33.5%の増となります。

第4款第1項の県負担金につきましては、吉原東土地区画整理事業の整備促進により、 204.7%の大幅増となります。

次に、232ページになります。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、前年度と比較いたしますと、19.6%の減となっております。

第7款繰越金については、前年度と同額計上となっております。

第8款諸収入については, 筑波南第一工業団地下水道整備に伴う負担金収入が事業終了により完了したため, 大幅な減額となっております。

第9款第1項の町債につきましては、荒川本郷地区調整池築造工事の事業量減少に伴い、 34.6%の減額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。233ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料、及び受益者負担金賦課徴収事務であります。前年度と比較いたしますと9.5%の減額計上となっております。

次に、235ページをお開きください。

第2目の維持管理費でありますが、これは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び下水道処理に対する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。前年度と比較いたしますと5.1%の減額計上となっております。

次に、236ページになります。

第2項の下水道事業費ですが、主なものといたしましては、人件費を含めた事務費、吉原東 土地区画整理事業工事委託費、荒川本郷地区における調整池及び下水道管路整備、並びに霞ヶ 浦流域下水道事業負担金であります。前年度と比較いたしますと4.6%の減額計上となってお ります。

次に、237ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共 下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金及び利子の償還費であります。前年度 と比較いたしますと7.6%の減額となっております。

次に、238ページになります。

第3款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りますが、228ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法について定めたものであります。

以上で御説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) ただいま、17番佐藤孝明君が退席いたしました。

したがいまして、ただいまの出席議員は15名です。

次に、議案第28号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長(横田健一君) それでは、議案第28号、平成21年度阿見町老人保健特別会計予算 について御説明いたします。

予算書245ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度の予算総額は1,500万円で,前年度と比較しまして95%の大幅な減となっております。これは、老人保健制度が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、現診療分に係る支払いは発生しないものの、平成20年3月診療分までの月おくれ請求分や再審査請求分に係る支払いが生じることから、歳入歳出それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いた します。253ページをお開きください。

第1款医療諸費につきましては、医療給付費、医療費支給費などの減により、前年度と比較 しまして95.3%の減額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。戻りまして251ページをお開き ください。

第1款支払基金交付金につきましては、歳出の医療給付費等に係る公費負担割合12分の6を 計上しているもので、前年度と比較しまして95.3%の減額となっております。

第2款国庫支出金及び第3款県支出金につきましては,第1款支払基金交付金同様,歳出の 医療給付費等に係る公費負担割合,それぞれ12分の4,12分の1を計上しているもので,前年 度と比較しまして国庫支出金,県支出金ともに95.3%の減額となっております。

第4款繰入金につきましては、歳出の医療給付費等に係る町負担分を計上しているもので、 90.4%の減額計上となっております。 以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 次に、議案第29号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司 君。

〇都市整備部長(桑田康司君) それでは、議案第29号、平成21年度阿見町土地区画整理事業 特別会計予算案について御説明申し上げます。

予算書の255ページをお開き願います。

平成21年度の予算総額は7億300万円となり、前年度と比較しますと2億4,000万円の減額計上となっております。これは、本郷第一地区の公共施設整備事業の減によるものです。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書の261ページをお開きください。

第1款第1項の国庫補助金につきましては、前年比0.6%の減額計上となっております。

第2款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き、岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年比30.3%の減額計上となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比8.5%の増額計上となっております。

第5款第1項の雑入につきましては、岡崎土地区画整理事業精算金の徴収によるもので、前年比23.8%の減額計上となっております。

第6款第1項の町債につきましては、前年比41.6%の減額計上となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の262ページをお開き願います。

第1款の事業費,第1目岡崎土地区画整理事業費の主なものは,役務費及び委託料で,前年度と比較しますと49.5%の減額計上となっております。減の主な理由としましては,地役権設定に伴う作業が終了したことによるものであります。

第2目本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、人件費、委託費及び工事請負費で、前年度と比較しますと39.4%の減額計上となっております。減の主な理由としましては、道路及び供給処理施設の整備が完了したことに伴い、工事量が減少したことによるものであります。

予算書の264ページをお開き願います。

第2款の公債費でありますが、起債の元利償還に充てるもので、前年度と比較しますと 3.7%の減額計上となっております。

予算書の265ページをお開き願います。

第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りまして、予算書の258ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては,借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであ

ります。

以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 次に、議案第30号についての説明を求めます。生活産業部長坪田匡弘 君。

○生活産業部長(坪田匡弘君) 議案第30号,平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

271ページをごらんいただきたいと思います。

21年度の予算総額は4億4,500万円で,前年度と比較しまして27.9%の減となっております。 これは,福田地区の工事完成に伴う事業費の皆減と,実穀上長地区の管路築造工事で事業進 捗に伴う事業費の減少があるため,大幅な減額となったものであります。

主な事業内容としまして、実穀上長地区では汚水処理施設建設工事を予定しており、さらに継続して管路築造工事を、また、福田地区では、供用開始に伴う汚水処理施設等の維持管理費を新規に計上、そのほか小池地区と君島大形地区では、汚水処理施設等の維持管理費を計上しており、さらにすべての地区の地方債元利償還金を計上しております。

それでは、歳入から御説明いたします。277ページをごらん願います。

第1款分担金及び負担金は、受益者分担金であり、実穀上長地区では、21年度に予定している事業費対応分を見込んでおります。なお、小池地区、君島大形地区、福田地区は新規加入のための科目設定のみであります。

第2款使用料及び手数料は、小池地区・君島大形地区の使用料と督促手数料のほか、新たに 福田地区の使用料と督促手数料を計上、並びに実穀上長地区の督促手数料を計上しております。

第3款国庫支出金は、実穀上長地区事業に対する交付金であり、補助率は50%であります。 278ページをごらん願います。

第4款県支出金は、福田地区・実穀上長地区事業に係る地方債の償還に対する補助金、及び 福田地区に係る排水設備の接続支援事業に対する補助金であります。

第5款繰入金は、一般会計から7,351万3,000円を繰り入れ、それぞれの事業の財源調整を図ったものであります。

第6款繰越金は、各地区の前年度繰越金を計上しております。

第7款諸収入は、雑入として消費税還付金を計上しております。

第8款町債は、実穀上長地区事業に伴う起債であります。

次に、歳出について御説明いたします。279ページをごらん願います。

第1款事業費の主な内容としまして、15節工事請負費では、実穀上長地区の管路築造工事、 及び汚水処理施設の土木工事を予定しております。前年度比36.6%の減となります。 280ページ下段からをごらん願います。

第2款管理費は、21年度から供用を開始する福田地区の汚水処理施設等の維持管理に要する 経費を新規計上、及び小池地区と君島大形地区の汚水処理施設等の維持管理に要する経費であります。前年度比76.6%の増となっております。

282ページをごらんください。

第3款公債費は、小池地区・君島大形地区・福田地区・実穀上長地区の長期借入金の償還金 及び利子であります。前年度比12.5%の増となります。

283ページをごらんください。

第4款諸支出金は、農業集落排水事業減債基金費であります。県の要項に基づき、福田地区 及び実穀上長地区事業に係る地方債の償還に要する財源としての交付金を、基金として積み立 てるものであります。

第5款予備費は、30万円を計上しております。

戻りますが、274ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額、利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第31号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) それでは、議案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算 について御説明いたします。

289ページをお開き願います。

平成21年度の介護保険特別会計の予算総額は19億7,200万円で,前年と比較しまして約5.0% の増となっております。これは,要介護認定者数が約6.2%増加することが見込まれ,これに伴う保険給付費の伸びによるものであります。歳出の約94%を占めるこの保険給付費の財源につきましては,歳入における国・県の負担金,支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして、介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御説明いたします。

300ページをお開きください。

初めに,第1款総務費第1目一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが,従事職員の人事異動に伴う職員関係経費の減や,消耗品費の減額等により,前年度と比較して5.7%の減額計上となっております。

301ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、消耗品費の

減等により、前年度と比較して1.5%の減額計上をしております。

302ページをお開きください。

第3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を 計上しており、前年度とほぼ同額で0.9%減の計上となっております。

303ページの第4項趣旨奨励費につきましては、介護保険料の改定に伴い、情報提供用冊子等の消耗品費で72%の増額、第5項計画策定委員会費につきましては、第4期介護保険事業計画の策定業務の終了により、88%の減額となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。

303ページから305ページの第1項介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス費が9.2%の増額になる一方、施設介護サービス費が3.9%の減額となるほか、居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費の伸びにより、居宅介護サービス計画費も26.7%の増額計上となっております。

同じく305ページから306ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましても、介護予防サービス給付費が12.6%の増額となるほか、介護予防福祉用具購入費、住宅改修費の伸びにより、介護予防サービス計画給付費も13.2%の増額計上となっております。

第3項その他諸費では、国保連合会による審査件数を前年と同件数を見込み、同額の計上となっております。

307ページの第4項高額介護サービス等費につきましては、前年度と同額、高額介護予防サービス費は前年度実績により、4倍増となっております。第5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、平成21年度からの新規給付で、要介護者の一年間の自己負担額が、医療費に支払った金額と合算して一定基準額以上となった場合に助成を行うものです。

307ページから308ページの第6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう、負担限度額を設け、その差額について公費負担するものであり、平成20年度の給付実績に基づき、前年度と比較して17.8%の増額計上となっております。

次に、309ページから311ページの第4款地域支援事業費についてであります。第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、要介護認定を受けていない高齢者のうち、町で実施する集団健診等で、要介護状態になるおそれが高いと判定された特定高齢者に対する、通所型介護予防事業及び、第2目介護予防一般高齢者施策事業費の、筋力向上事業と口腔機能向上事業を実施しておりますが、前年度実績から14.2%の減額計上となっております。

310ページの第2項包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターが行う介護予防

ケアマネジメント事業,総合相談事業,権利擁護事業,並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上したものであり,前年度と比較して1.1%の増額計上となっております。

311ページの第3項家族介護支援事業につきましては、前年度まで一般会計予算にて実施していた事業でありますが、介護保険法上、給付費の3%以内で地域支援事業の予算を設定できるとの規定により、新たに介護保険特別会計予算にて計上するものであります。

また,第5款基金積立金につきましては,介護保険料の増収分及び,前年度繰越金による余剰金見込み分を,翌年度以降の保険給付費の不足分に充当することを目的に,介護給付費準備基金に積み立てをするものであります。

次に、312ページから313ページの、第6款諸支出金、第7款予備費につきましては、前年度 とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入部門につきまして御説明いたします。戻りまして297ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために調整交付金として交付されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増及び、介護保険法にて3年ごとに定めることが義務づけられている老人福祉計画及び介護保険事業計画の第4期計画の策定に伴う保険料の改定により、前年度と比較して18.6%の増額計上となっております。

次に,第2款使用料及び手数料につきましては,督促手数料を前年度と同額を計上しております。第3款国庫支出金につきましては,保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金,また,市町村間の財政力の格差を調整するために,第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や,所得水準の格差に基づき交付される調整交付金,並びに地域支援事業に係る交付金で,保険給付費総額の増に伴い,前年度と比較して17.4%の増額計上しております。

第4款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る30%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して0.8%の増額計上しております。

次に、298ページの第5款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の20%が県の法定負担分であり、前年度と比較して3.0%の増額計上であります。

第7款繰入金,第1項一般会計繰入金,第1目介護給付費繰入金につきましては,保険給付費に対する12.5%の市町村の法定負担分であり,前年度と比較して4.3%の増額計上をしております。第2目地域支援事業繰入金の介護予防事業につきましては,事業費の12.5%が市町村の法定負担分で14.1%の減額,第3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業につきましては,20%の市町村の法定負担分で,6.2%の増額,第4目事務費等一般会計繰入金につきましては,前年度と比較して8.4%の減額計上となっております。

次に、299ページの第7款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金 を保険給付費の財源に充てるものでありますが、保険料収入の増により、繰入金の計上がござ いません。

第8款繰越金及び第9款諸収入につきましては,前年度とほぼ同額の計上になっております。 以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第32号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 議案第32号,平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書319ページをお開きください。

平成21年度の予算総額は5億7,000万円で,前年度と比較しまして2.4%の増となっております。これは,歳入歳出とも前年度の実績内容などから,それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。327ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、 主に人事異動に伴う職員給与関係経費の増により、前年度と比較しまして28.1%の増額となっております。

328ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分など、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして1.2%の増額計上となっております。

それでは、歳入の主な項目について説明をいたします。戻りまして325ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、低所得者などの負担軽減を図る観点から、さらなる保険料軽減措置が設けられたことにより、8.9%の減額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、

広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と 比較しまして11.9%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 次に、議案第33号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司 君。

○都市整備部長(桑田康司君) 議案第33号,平成21年度阿見町水道事業会計予算について御 説明いたします。

335ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万3,412戸、年間総給水量を416 立方メートル見込みました。給水量の内訳としまして、県企業局からの受水量386万立方メートル,自己水源30万立方メートルを予定しております。

次に, 第3条収益的収入及び支出でございますが, 前年度比3.5%増の9億523万6,000円を 計上しております。

その主な収入でありますが、水道料金で8億7,060万9,000円、前年度比3.6%増を見込んでおります。主な支出ですが、県企業局に支払う受水費3億7,418万3,000円、減価償却費1億8,814万7,000円、支払利息1,996万9,000円でございます。

336ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。資本的収入ですが、29.7%減の1億4,287万9,000円で、加入分担金を倍増の4,638万9,000円、工事負担金54.6%減の4,209万円、企業債を5,440万円計上しております。加入分担金ですが、筑見区の専用水道を町水道に移管するという合意がなされたことにより大幅増となっております。工事負担金ですが、県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管布設を、町が受託工事として行うもので、県からの負担金でございます。企業債は過去高金利で借り入れた企業債について、補償金支払いを必要としない繰り上げ償還が承認されたことにより、昭和61年、昭和62年度の起債の借りかえを行うものであります。

資本的支出は、0.5%減の4億2,946万3,000円で、建設改良費は6.3%増の2億6,849万7,000円計上しております。その主なものは、新設管——大環状管でございますが、これの布設工事9,513万円、老朽管の布設替え工事及び旧市街地の布設工事3,300万円、吉原区画整理地内の受託事業1,568万円であります。また、水道設備管理システム——マッピングと言っておりますが、これの導入1,900万5,000円を予定しております。

企業債償還金でございますが、昭和60年度から平成19年度の企業債の元金を償還するもので あります。 第5条企業債でございますが、起債の借りかえを行うもので、限度額等を定めたものであります。

なお,資本的収入額が資本的支出に対し不足する2億8,658万4,000円は,減債積立金,過年 度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

- ○議長(諏訪原実君) 天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 土地区画整理事業をですね、土地区画整理事業の261ページ、不動産の売払収入で、本郷第一土地区画整理事業保留地処分金4億5,210万2,000円、これの内訳ですね。私、補正で聞こうかなと思ったけど、「なし」なんて言っちゃったもんでね、聞けなかったんですよ。保留地の売払収入がね、50%以上これ減額補正になっているんで、この20年度の補正でね。それで、これは4億5,210万2,000円の売払収入、保留地の処分ということなんですけど、何区画ぐらいのことを予定しているのか。財産収入。ページ数は261ページですよ。本郷第一土地区画整理事業事業保留地処分金。
- ○議長(諏訪原実君) 資料を今もうすぐ、答弁できるそうです。明快に答弁するそうです。 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) お答えいたします。

不動産売払収入の4億5,442万円でございますが、1区画を200平米としまして、37区画、全体といたしまして7,400平米、これに平米6万円の単価を掛けまして、この4億5,442万円という額で今回、計上させていただきました。

- ○議長(諏訪原実君) 天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 補正の中でね、やっぱり3億幾らという、もう半分以上売り払いが売れてないというのは、これはどういう原因なのかと思って一応質問したんですよ。私が区画整理課に行くとバラがどんどん咲いてて、これは売れてんだなと、これはいい傾向にあるなという思いをしたんですね。それだから、やはり、町長非常に厳しい状況なんで、どういう形で売っていくかとか、そういうことも考えていかないとまずいのかなと。今ほら、太陽光のパネルの補助を出してとか、そういう考えを持ってね、土地政策をしていかないと土地が売れないんじゃないか。何か付加価値をつけて売っていくというそういう努力をしていかないと難しいのかなという思いはしているんです。今の37区画、やっぱりこの1年で売り切れるというそういう自信は、部長ございますか。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 37区画ということで目標として掲げさせていただきました。 この区画数につきましては、ぜひとも年度内に売却いたしまして、これだけの歳入を確保した いと、そのように考えております。

あと、分譲の仕方、売り方につきましては、議員御指摘のとおり、確かに、今いろいろと難しい状況があります。今までのところは、おおむね順調にですね、売り始めたところにつきましては、売れてきている経緯がございますが、ここへ来て、不景気、100年に一度とか言われてますが、そういった状況もありまして、今後とも売り上げがこのように伸びていくかどうか、その辺のところについては難しい部分もあるかと思います。ただいまの付加価値をつけてという取り組みの話でございますが、それにつきましては、売り方としまして、1つは住宅メーカーとそういったものとのタイアップをいたしまして、販売力ですね、そういったものは民間にやはり力がありますので、そういったところを活用しまして、売っていきたいというようなことで、そういった取り組みをしておるところでございます。また、その付加価値につきましても、いろいろと知恵を絞りながら考えていきたいと、そのように考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 今,部長の答弁で、今の天田議員の関連なんですけど、ここのところに来てちょっと景気が悪いもんで売りが鈍っているという話を聞いたんですけれも、数を売り出しました5区画は全部売りましたよね。売れたのに、ここに来て景気がこういう景気で売れ行きがこんなんだということは、赤い印をつけるのはどっかにせものが1カ所ぐらいあるんですか。この景気でやっぱり町はすごいなと思って、私は関心しているんですけど、あれうそかどうか……。
- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) ただいま、ちょっと誤解を招く言い方があったかと思います。 懸念をしておるということで私は申し上げたつもりでございます。今までのところ順調に来て おりまして、今後このとおりずっと行けるのか、このままですね。いろんな厳しい状況になっ ていく中で、このまま行けるのかどうかそういったことについては注意していかないと、この ままずっと売れるものとして考えてしまっては危険なこともあるので、そういった意味で販売 のほうに力を入れていくと。油断しないで入れていくんだというような考えで申し上げたつも りでございます。大変失礼しました。

[「自信があるっちゅうかと思ったよ」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。 細田正幸君。 ○18番(細田正幸君) 議案第30号の農業集落排水事業特別会計予算。一度聞きたいなと思ってたんですけども、農業集落排水事業が進んでおります。当然、農業集落排水事業ですから、うちの密集してないところもやっているわけですよね。あと、町ではいわゆる合併浄化槽についての補助金の事業もやっているわけですけれども、農業集落排水を計画するときに、例えば、小池なら小池、福田なら福田でもいいんですけども、1軒100メートルも200メートルも離れているところがあると。そこへ、例えば本管を持っていくのにはかなりのお金がかかると思うんですけれども、その辺の収益分離点というのは設計の段階でどういう基準で設計しているのか教えてもらいたい。私は、例えば100メートルも先離れたところは合併浄化槽でやったほうがよっぽど安いのかなっつうふうには思っているんですけれども、実際はどんなふうになってるのか説明をお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 今の御質問すべて私答えられないんですけども、今言われたように、余りの飛び地の場合ですね、管を伸ばしていくんではなくて、その事業の中で浄化槽を取り入れていくというようなやり方をやっております。どこまで離れていると浄化槽対応にするのかという考え方はちょっと今資料がございませんので、申し上げられませんけども。余りに不効率な場合はそういった浄化槽対応もするということでございます。

済みません。それで、浄化槽対応にする判断なんですけども、管を入れた宅地からですね、 飛び地で100メートル以上離れた場合には、管を伸ばしていかないでそういった浄化槽の対応 にするということでございます。

- ○18番(細田正幸君) はい、わかりました。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに何かありませんか、質疑。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号から議案第33号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告 されるようにお願いをいたします。

議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の認定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第17、議案第34号、町道路線の廃止について、議案第35号、 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 次に、議案第34号及び議案第35号につきまして提案理由を申し上げま す。

まず、議案第34号、町道路線の廃止につきましては、主に、荒川本郷地内都市計画道路の供 用開始に伴う路線の廃止であります。

次に、議案第35号、町道路線の認定につきましては、主に、荒川本郷地内都市計画道路の供 用開始に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重に審議の上、議決いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号から議案第35号については、会議 規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会 に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いをいたします。

議案第36号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第18、議案第36号、町長及び副町長の給料の減額に関する 条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第36号、町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定 につきまして申し上げます。

本案は、元下水道課長の収賄に関しまして2月20日付で懲戒免職とし、これにかかわる管理監督責任を問いまして、当時の上司を処分いたしましたが、懲戒処分に伴い、私(町長)の給料の10分の1の減給を3カ月、副町長の給料の10分の1の減給を2カ月とするために所要の制定を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重に審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) この減給というのは、根拠というのはこうしなくちゃならないだろうという慣例かどうかわかりませんけれども、減給したからといって今後なくなるかどうかはわかりませんが、もしああいう事件が起こる前にカットしていたらああいう事件は起こらなかったという可能性もございません。ですから、そんだけの金額をカットするというのは根拠とか、世間一般でこのくらいしなくちゃなんないということはあるんでしょうか。それだけちょっとお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) その辺の判断は非常に難しいところです。今度の事件、新聞報道によれば家庭内の問題、その辺が1つ問題になって経済的に非常に苦しい状況に追い詰められた。その中で、ああいうことが起きてきたという。まあ、言ってみれば、これを具体的に問題が起こらないような形で事前に対応するというのは非常に難しい要素がある話だと思います。しかし、結果として町の管理職にある職員がああいう問題を起こした。それについて、直接上司の者に対しても、減給処分という形で処分をした。そういう事実があって、正直言って内容については本当に具体的にわかって、どういう形で対応すれば、これが、ああいう事件が起こらなくて済んだのか、起こさなくて済んだのか、これは難しい問題であります。

しかし、懲戒処分になった元下水道課長また上司まで含めて処分した。そういうことが大き く新聞報道されて非常に阿見町のイメージをダウンさせた。そういうことについての総合的な 判断として、具体的な処置の仕方というのは3カ月がいいとか2カ月がいいとか、この辺の判 断というのは非常に難しいんですけども、やはり一般常識よりは少し重い形で責任というもの を取る形をとったほうがいいんじゃないだろうか。そういう判断のもとにやったということで、このことがやはり職員に対する意識づけにも役立つんじゃないだろうか。そこまで厳しい判断をしたんだという、そういう受けとめ方をしていただきたい。町民の皆様にもそうしていただく。つい最近、あれは愛知県庁ですかね。何十億かのお金を不正に処理したような話があって、それに対する県知事の処分というのは10分の1減給、2カ月というものでした。そういうものと比べると随分違うなという感じはしますけれども、自分のこの問題に対する厳しい判断の仕方だと。こういうことで皆さんにも理解していただきたいと思うところです。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 確かにやったほうがいいのかもしんねえけんども、これは子供じゃないから管理はそんなにしきれねと思うんですよ。まして、その当時の部長だって、そう家庭ん中のことまでは監視はしきれないです。ましてや町長だって家庭の中のことまで小学校の子供じゃありませんから、管理はしきれませんから、そんだけの金額、自分で罰を受ければいいという考えもあるかもしれませんが、そこまでやってもなかなかこれはやんのも無理かなという感じもするんです。そんで私は発言したんですが。そんだけの必要はないと思うんですが、難しいところで、私もこうしろああしろとは言いません。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようにお願いをいたします。

休会の件

○議長(諏訪原実君) 次に、休会の件を日程に追加の上、直ちに議題としたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

追加日程第1 休会の件

○議長(諏訪原実君) これより、追加日程第1、休会の件を議題といたします。 議案調査の都合により、3月10日を休会にしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 5時51分散会

第 2 号

〔 3月11日〕

平成21年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成21年3月11日(第2日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 2番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 3番 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁 君 10番 君 久保谷 実 吉田憲市 11番 君 12番 天 田 富司男 君 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 17番 君 佐 藤 幸 明 18番 細 正 幸 田 君

○欠席議員

16番 櫛田 豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 大 﨑 誠 君 長 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 長 渡辺 総 部 清 一 君 民 生 部 長 横田健一君

生活產業部長 坪 田 匡 弘 君 都市整備部長 桑田康司君 教 育 次 長 川村忠 男 君 消防 長 瀬尾房雄君 長 総 務 課 篠原尚彦君 企画財政課長 篠崎慎一君 町民課長兼 松本道雄君 うずら出張所長 商工観光課長 木内良夫君 学校教育課長 黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 﨑 貴 之

平成21年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成21年3月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成21年第1回定例会

一般質問1日目(平成21年3月11日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者
1. 浅野 栄子	 阿見町の地域公共交通について パスポートは地元で 	町	長
2. 藤井 孝幸	1. 不祥事再発防止策について	町	長
3. 細田 正幸	1. 阿見町内企業の非正規労働者派遣切りの実態はどうなっているのか	町	長
4. 川畑 秀慈	1. IT事業費の経費削減について	町	長

午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(諏訪原実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、7番浅野栄子君の一般質問を行います。

7番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[7番浅野栄子君登壇]

○7番(浅野栄子君) 皆様,おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

公共交通についてです。私が阿見町住人となりましたのは38年前、阿見町のチベットと言われておりました君原地区でした。本町の公共交通は、路線バスが唯一の機関で、通勤や通学、通院など、町民の暮らしに欠くことのできない交通手段でした。バスは君島でも午前・午後と4便ずつありました。道路は雨が降ると泥んこ道になり、車は屋根上まで泥がはね、一体どんな山奥から通っているのと言われたものでした。

江戸崎へ, 土浦へ。近所の人たちは, バスに乗って買い物, 遊びに, 行き来していました。 バスの中で交わされる和やかな会話は, 人と人とのきずなを生み, 地域も生き生きとしていた ように思います。阿見坂下の商店街へ, 肉やコロッケなども買い求めに行きました。町の中で の行き来が盛んにでき, 生活のある風景がそこにありました。

しかし、現在はどうでしょうか。道路の整備に比例してマイカーを保有する家が増え、遠路まで買い物、旅行と出かける人を見かけるようになりました。バスに乗る人も減少したのでしょうか。乗客の少ないところは、便の縮小・廃止される地域も出てきました。こういう状態の中で、徐々に高齢化し、運転が困難になり、移動手段の確保を考えざるを得なくなってきました。ぱっと見渡せば、本当にバスの便がなく、病院、買い物、役場、公民館など、生活をしていく上の移動の足が見当たらなくなってしまいました。しかしながら、交通不便地域は昔から

存在していましたし、その追い打ちをかけているのが今の状況ですから、ますます困る状態は 深刻になるばかりであります。

町は、平成10年度より、高齢者の移動制約者対策として、町内の福祉施設などへ無料で巡回する福祉バスを運行することにしましたが、周知が行き届かないのか、利便性が悪いのか、走行中のバスの中はいつも人影がありません。先日、阿見町の郊外をめぐり、バス停を探しましたがなかなか見当たりません。君島のバスは、江戸崎へ午前7時31分、8時26分の2本、午後は14時1分、16時41分の2便。土浦方面は午前3便、午後1便。土日は午前・午後1便ずつで、これに乗って町へ出かけると1日かかりそうになってしまいます。

大形地区にはありません。飯倉地区とその道すがらは、江戸崎方面と荒川沖東口方面で、阿 見にいながら、阿見方面の道筋がありません。福田地区は、集落の入り口がバス停で、7時28 分1本きりです。集落の端からバス停まで何キロか歩いてこなければなりません。鈴木の宿通 り、現在バスは通っていません。実穀十字路から小池方面のところにも、バス停は見当たりま せん。このように、路線バスが貴重な交通手段であったのに、廃止や便数削減され、移動手段 がなくなってしまったのです。

この影響を受けている交通過疎地域の高齢者,子供,学生にとって,交通手段がないのは生活する上で大変不便であることは言うまでもありません。しかも,高齢者はこれからますます増えていくというわけであります。公共交通の導入のかぎを握る交通弱者といわれる高齢者は,平成11年では65歳から74歳の方が3,795人,75歳以上は2,403人,高齢化率13.4%。これが平成20年になると,65歳以上74歳未満が6,365人,75歳以上が3,912人,高齢化率22%であります。

高齢化率7%は高齢化社会、14%以上は高齢社会と言われますから、阿見町は高齢社会なのであります。高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送れる地域福祉の推進、つまり高齢社会に対応するため保健医療など、これまで実施してきた介護予防事業だけでなく、生活支援として足の確保は最も重要な事業とならざるを得ません。現に、高齢者の生きがいづくりで、生きがいを持ち、生き生きと生活をしていると思われる高齢者の、福祉センターまほろばの延べ利用者数は、19年度4万9、215人で、平成25年度は5万5、000人を目標としていると第5次後期計画の高齢者の生きがいづくりでうたっております。

元気な高齢者は町の活気のもとでもあります。また、高齢者が利用するだけでなく、通勤・ 通学者の足としても利用できる幅広い層への交通体系の試行が望まれるわけであります。県の 他市町村でも、この公共交通に対しての取り組みは早く、阿見町の取り組みは早いとは言えま せん。むしろ、これまで交通過疎地域の方がよく我慢をしているなという気持ちにもなります。

過日,天田総務委員長が研修視察された日立市の公共交通の取り組みを報告されました。ひたちなか市では、2006年10月にはコミュニティーバス「スマイルあおぞらバス」を運行し、06

年から08年にかけて6,500人から7,500人の利用者があり、08年3月には9,000人を突破したということで、バスと人との関係が大変うまくいっている様子がうかがえました。導入のねらいは、マイカー利用が難しい高齢者等交通弱者の移動手段確保と、公共交通機関へのアクセス不便な地域の解消という視点で見事にマッチしたということです。

この、ひたちなか市については、今年1月28日の新聞にも掲載されていました。内容は、1月27日に地域の公共交通ネットワークを確立する総合連携計画、2009年から2013年の素案がまとまり、現在の公共交通を補完する乗り合いタクシーを9月ごろまでに導入する方向であると。また、自宅から目的地までドアツードアで運ぶ、完全デマンド型乗り合いタクシーについても検討を始めたということで、相乗効果があらわれている様子がうかがえます。

その他の県内の市町村の新交通体系を見ますと、44市町村中、試験運行を含めると24市町村が既に実施しております。ユニークな名前で上げてみますと、東海村の乗り合いタクシー「あいのりくん」、代金は200円。土浦市コミュニティーバス「キララちゃん」100円。筑西市乗り合いタクシー「のり愛くん」300円、つくば市コミュニティーバス「つくバス」200円、つくばみらい市コミュニティーバス「みらい号」100円、守谷市コミュニティーバス「やまゆり号」100円など、乗ってみたいという思いに駆られる名前で、市や町や村を走っているわけであります。

しかし、このコミュニティーバスやデマンド型乗り合いタクシーの試行は、成功ばかりでなく失敗例もあり、一度失敗してしまうと再生するのは非常に困難と言われますので、慎重の上、 用意周到な計画が必要であります。

平成19年10月,国土交通省が地域交通の活性化及び再生に関する法律を施行し、公共交通に取り組む地域の協議会に対して支援するための支援金を計上し、地域格差のない、地域交流の活性化を図る交通網の整備に取り組む市町村へ、交付金を充てることになりました。その地域交通活性化再生総合公共事業の創立に伴い、阿見町では平成19年茨城大学と提携して、連携計画調査受託研究を立ち上げ、平成20年には法定協議会を設置、平成21年には地域交通連携計画を策定し、平成22年には試行運転を開始するという計画が進んでいるわけであります。

町民のアンケートを実施して、そのニーズの結果の考察をもとに、試行に向けての準備がなされているところであるということですが、計画の進行状況など、町民への周知がないため、どのように進んでいるのか皆目わかりません。早急な開始を望んでいる町民にとっては、情報を得たいのが本心であります。

その情勢はどのようになっているのか、事業内容の進捗はどうなのか、運行計画や実施時期 はいつなのかなど、公共交通に関しての全容解明を質問いたします。御回答をよろしくお願い いたします。 以上。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 浅野議員の阿見町の公共交通についての御質問についてお答えいたします。

阿見町の公共交通につきましては、平成20年第3回定例会、紙井議員の一般質問にもお答えしましたように、少子高齢化やモータリゼーションの進展により、近年の公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、当町における公共交通の厳しい現状を踏まえ、町内公共交通の総合的な改善を目的に、平成20年8月から阿見町地域公共交通活性化協議会を設置し、具体的な検討を開始したところであります。

さて、議員御質問の地域公共交通総合連携計画策定の進捗状況でありますが、これまで基礎調査としまして、阿見町の現況及び公共交通サービスの現況把握や、交通行動及びニーズ調査を行うとともに、公共交通ユーザーコミュニティーの実態把握や、先進事例の適用可能性の検討などを行ってまいりました。

さらに、昨年10月には町民4,000人を対象とする地域公共交通意向調査や一般公募を含む利用者分科会を設置し、利用者の立場に立った検討を行うとともに、福田工業団地、筑波南第一工業団地、東部工業団地の町内3工業団地の企業を対象に、企業バスのあり方についての企業懇談会を実施するなど、町内公共交通の現状と課題等を整理し、過日開催されました第2回阿見町地域公共交通活性化協議会において承認をいただいたところであります。浅野議員もこの協議会の状況、傍聴されたので、その状況はおわかりかと思います。

したがいまして、平成20年度は阿見町地域公共連携計画の策定に向けた課題整理の段階となります。御質問の事業内容、実施方法、運行計画、実施期日など、実施計画等の内容につきましては、平成21年度中に整理してまいりたいと考えておりますので、現時点では、これまでの課題整理の主な内容につきまして説明いたします。

まず1点目は、荒川沖周辺と中央地区、東部地区、南部地区間の移動における課題が挙げられます。荒川沖周辺と中央地区との間は、現在公共交通の利便性が低いことが原因で、通勤・通学者がマイカー送迎に頼っている可能性があり、これらの人々の交通手段の転換を念頭に置いた利便性の向上が課題となります。

2点目は、各地区内での移動における課題であります。運転ができない、また自転車・徒歩の長距離の移動が困難な高齢者等を対象とした、地域内の所要施設を巡回するような交通手段の整理が必要となります。

3点目は、東部地区・南部地区からの中央地区への公共交通の利便性の課題であります。この地区は、居住地が広がって、需要の発生密度が低く、かつ中心部まで比較的長時間の運行が必要となるため、利用可のニーズをできるだけ顕在化できる工夫を凝らすとともに、利用者や行政の経費負担に配慮した運行の水準を検討していくことが必要となります。

4点目は、近隣市町村への移動に関する課題であります。通勤・通学や買い物では、町内、 土浦市の荒川沖周辺や、土浦駅周辺以外にもつくば市、牛久市、龍ケ崎市などの近隣の都市へ の移動が少なくないことから、荒川沖駅を拠点としたそれぞれの方向へ便利に乗りかえられる システムなどの検討が必要となります。

5点目は、都市整備に伴う課題であります。あみプレミアム・アウトレットが開業すると、 町民や、土浦・つくば方面など高速道路以外の経路でのマイカー利用による交通渋滞が懸念されますが、現在のバス路線では、アウトレット方面への利用に適したものがないため、町民など利用者の動向を把握し、また道路網の状況も踏まえて、公共交通の運行の可能性について検討することが必要となります。

最後に、高齢化に伴う課題であります。一人では公共交通を利用できない高齢者については、施設送迎や福祉有償運送、家族による送迎などを利用し移動していると考えられますが、これらの移動手段による家族負担の軽減や、本人の外出頻度の向上をすべて公共交通の整備によって対応することは必ずしも容易でないことから、継続的にこれらの利用者の動向の把握に努め、今後のあり方について検討していく必要があります。

以上が、これまで調査検討を重ねてまいりました主な課題の内容であります。また、今後のスケジュールにつきましては、平成21年度に阿見町地域公共交通総合連携計画を策定し、阿見町地域公共交通活性化協議会において承認を得た後、議会、関係機関に報告するとともに、町民に積極的な周知を行いながら、平成22年度のできるだけ早い時期には試行運行を開始したいと考えております。

今後も、町内の公共交通サービス向上を目指し、引き続き阿見町地域公共交通総合連携計画の策定作業を進めるとともに、阿見町地域公共交通活性化協議会において検討いただきながら、阿見町地域公共交通システムの構築に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) まず最初に、先進地の実態把握とおっしゃいましたけれども、昨日総務委員長から日立市の実態がありましたけれども、そのほかの先進地はどのようなところを視察したのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長篠﨑慎一君。

○企画財政課長(篠﨑慎一君) 活性化協議会の事務局が企画財政ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

御質問の先進地視察の日立市以外の事例ということでございますが、茨城県におきまして、 やはり同じように活性化協議会というのも立ち上がっております。その中でブロックに分けま して、年に三、四回ほど、そういった中で先進地というのを視察しながら研究を進めていると ころでございます。

近場ですと龍ケ崎ですとか、それから土浦等ですね、が最近は、例えばキララちゃんに乗せていただいたりとか、そういったことを実施しております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それは参考になっているのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) 阿見町の実態といいますか、公共交通につきましては、地域の実情に応じた中でいろんなやり方があるかと思います。その中で、ほかの自治体さんの状況と、それからそれに合わせました運行の仕方、そういった面では成功している事例ですとか失敗している事例等もございますので、そういうことを考えますと大変参考にはなっているというふうに思っております。
- ○議長(諏訪原実君) 浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) マイカーの転換ということがありました。今はどこの家でもマイカーがたくさんあると。それが今、公共交通の減少にも影響している。マイカーの転換を図るということでしたけれども、どのように転換を図っていくのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) 今から,目標としましてマイカーの転換を図っていきたいというふうな,そういったことでございますので,今転換を図っているということではございません。ただいま町長の答弁にありましたように,十分な路線バス等がない関係上,どうしても例えば通勤・通学につきましては,マイカーで送迎というのが,そういったのが多く見られます。アンケートですとか利用者分科会におきましてもそういった御意見が,それからデータが出てまいりました。

ですから、そこをですね、要望、そういった需要に合った路線バスを、例えば路線を変更していくことによりまして、マイカー送迎からですね、そういった路線バス、公共交通へ転換が図れるというような、そういったことで課題として今回まとめてございます。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) マイカーの転換は大変難しいのではないかと思われます。阿見町でも

マイカーデーというのを実施していると、そう聞きますけれども、このマイカー実施へは支障はないのでしょうか。マイカー実施について。あ、ノーマイカーですね。ごめんなさい。

- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) 私が先ほどお答えしましたのは、送迎にですね、マイカーを使っている事例が多いというようなことでございますので、そこに路線バスを走らせることによりまして、その送迎がなくなる。ですから、マイカーの送迎がなくなるということですので、その辺が転換できるのではないかというようなことでございます。

それと、もう1つのノーマイカーデーの実施といいますのは、当町も今年度実施しましたが、 やはりそういったモビリティーマネジメントといいますか、環境を考えた公共交通を考えてい くというような、そういった観点から実施しているものでございます。確かにマイカー、公共 交通がないところからノーマイカーデーの実施というのは、なかなか難しいと思いますが、そ の辺は今後ですね、いろんな形で協力依頼をして、実施してまいりたいと考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 工業団地近くでは、工業団地のための工業バスですか、そういうものを利用するようなお話がありましたけれども、それは企業のところにもお話はしてあるのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) 今,阿見町には3つの工業団地がございます。その中で各企業がですね、単独で企業バスをですね、走らせているというのが状況でございます。例えばキャノンさんあたりは、荒川沖から1日に20本前後の通勤バスを走らせているというような、そういった状況ですので、各企業ばらばらでやっております関係上、荒川沖の駅前広場が大変混雑いたします。

それとですね、そういった環境面もございますので、それにつきまして何とかですね、工業団地ごとに懇談会を開催させていただきまして、その辺について協議をしてまいりました。今まで3回ほど実施しております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それで、企業バスは利用できるような状況に行きそうなんですか。その企業バスに……。企業バスに乗れるんですか。そこまでは、まだ話ができてないんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) 企業バスの実体としましては、町外からの通勤者をJRで利用されて、荒川沖駅ですとか、例えば土浦とかいろいろ駅がございますけども、ここに町内の3つの工業団地は荒川沖からの送迎でございますが……。ですから、例えば朝、荒川沖から福

田の工業団地ですとかに行く場合ですね、それと逆に、当然バスはピストン輸送しますので、帰る場合もございますので、そのときにですね、一般の人を乗せるような、そういったのが企業バスの考え方でございますが、その辺につきまして、町の考えを3つの工業団地の企業様のほうにですね、伝えまして、その中で懇談会を重ねてきたわけでございます。

その企業の中ではですね、実際に走らせている企業さんもですね、加わっていただいた中で、 大変そういうことによりまして経費を節減とかその辺も、あと企業として地域への貢献という、 そういった観点からですね、積極的に今、話を進めているところでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) やはり、この阿見の町の中を通っているバスですので、企業も阿見町にありますので、そういう企業のバスが積極的に利用できるように、企業のほうに申し込みをお願いしたいと思います。

それから、やはり町を走っているバスでは、福祉バスが注目されるところでございます。しかしながら、先ほど申しましたように福祉バスはいつも人影がございません。そのわけはどのように……。福祉バスに乗らないという、そうですね、利用が少ないという、その原因、そしてその対策をお聞きいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。福祉巡回バスのことでございますが、これは今までたびたび利用者数の減とか、そういう運行状況とかいうことにつきまして、いろいろ御質問もいただいているところでございますが、平成8年度までは福祉センターまほろばの利用者、高齢者の利用者を送迎するという目的で運行しておりましたが、やはりその利用者が少ないというようなことで、一般町民も使用できるというようなことで改めまして、それから一般町民も乗れるように改正した――平成9年度から一般町民も公共施設等の交通手段として利用できるように改正して、利用拡大を図ってきたところでございますが、それでもなかなか利用者も増えないというようなことで、過去3年間の利用状況等に見ますと、平成18年度はまほろばの空調設備の改修等もありまして、3,300人程度でございましたが、19年度は5,300人、20年度は2月末現在でありますが、4,400人ぐらいの利用者があるということでございます。

これは1日バス1台で4便の運行をしておりまして、1便当たりの利用者にすると約6.6人 ぐらいというようなことでございます。こういう利用者が少ないというようなことで、各戸に そのバスの利用、周知していただくために、平成18年の4月にダイヤの改正っていいますか、時刻表の改正等も見直して、周知するために平成18年の3月に、各戸に全戸配布で行政区ごと に利用される方のお知らせということで、行政区ごとのバス停の位置と、あと時刻表、全体の 時刻表もあわせて、各戸に周知をしているところでございます。

今後いろいろ,今,公共交通活性化協議会とか,そういうところでそういう部分も含めて検 討しているということでございますので,その中で,その福祉巡回バスについては検討してい きたいというふうに考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) その福祉巡回バス,唯一阿見の中を通っているわけでございますので,また一般の人が乗れるというその意識は,まだないのではないかと思うんですね。18年土日,今,1月末までだと4,080人,平日は3,106人,福祉バスの利用者が,そんなふうにここ出ています。運転手さんに聞くと,やっぱり1日平均8人じゃないかと,そう言うので,町では前にもおっしゃいましたようにPDCAサイクルと——Plan,Do,それからCheck,Action。それを行っていれば,もう少し中を通っているバスを利用するね,人が増えるのではないかと思うんですね。

いつもいつも人数が少ないというのには、やはりこのPDCAのサイクル、そういう機能が、機能していないのではないかと思われます。もう少し周知をする方法をですね、考えていただいて、一般の町民が乗れるように、もう一度周知をお願いしたいと思います。一般の方が乗れると思っていない方が多いような感じがいたします。これは高齢者だけだよと、そのように思っていて乗らない方がいるようなのですね。

ですから、私も乗ってみましたけれども、やはり運転手さんは「あ、ここで乗ったのはあなたが初めてです」と言われたくらいなんですね。ですから、せっかく1年間に546万円をかけてやっているわけですから、もう少したくさんのバス利用ができるようにお願いしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) あと、近隣市町村との連携を図るということなんですけれども、やはり荒川駅に集中するというこの計画の中では、平成20年度は14便、平成25年度の目標は30便と、このようになっておりますけれども、この概算というのはどのように出したものなのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 企画財政課長篠﨑慎一君。
- ○企画財政課長(篠﨑慎一君) ただいまの14便から30便といいますのは、総合計画後期基本計画の指標かと思いますが、こちらにつきましては時間帯をですね、今の倍というようなことで考えていきたいというようなことから、30便というような数字を出したものでございます。ただその中で、詳細なものに基づいたものではなく、あくまでも努力目標といいますか、そういった数字でございます。

今後につきましては、協議会の中でですね、バス会社等と協議を重ねながら路線バスのルー

トの変更ですとか、それから便数について協議をしていきたいと考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 今のお話の中でですね、公共交通の利用、利便性向上という中で、転換方針が書いてあります。ここには、民間事業者のみでは採算がとれない場合においても、最低限の公共交通を維持するため適正な基準を定め、利用者もしくは事業者に助成を行って、この公共交通の活性化を図るという第5次総合計画の中に載っておりますので、それが実行されるようにお願いしたいと思います。

では、最後になんですけれども、やはり交通弱者といわれる高齢者、そして子供、移動手段 の確保というのは、本当に早急にしなければならないと思います。部長さん、課長さんは、実 際にその場所に行って、目で見たことがおありでしょうか。

私,自分で行ってみて、本当にここは僻地だなと。バスもない。ここのお年寄りに聞くと、 もう、じいちゃんがいなければ、私はどこへも行けないんだよと、そのような話をしています。 そういう実態をですね、よく見きわめていただきまして、交通不毛地帯では活性化が生まれま せんから、早急に町民のニーズに合った公共交通の試行を強く、強くお願いいたしまして、第 一問の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。 パスポートは地元で。

2006年3月,改正旅券法施行に伴い,海外旅券——パスポートの申請が,これまで業務をしてきた県から市町村へ権限移譲されました。外国が大変身近な存在となり,修学旅行,卒業旅行,団体旅行など,老若男女,年齢問わず,海外へ渡航する人が増えた現在,遠くまで足を運ぶことなく,身近な場所でパスポートを申請・交付できることは便利でうれしいことであります。

昨年度,県内全体で交付された旅券は,8万7,574件。そのうち阿見町は1,470件でした。多くの町民が外国へ行き,視野を広めるというのは,大変よいのではないでしょうか。県南地区ではつくば市が最も多く9,787件もありました。つくば市は,昨年6月より旅券窓口を設置し発給しています。県内初めてであり,市民から高い評価を得ていると聞きます。

利根町,河内町も4月からの窓口設置を決定したそうです。河内町は成田空港に近いこともあるようですが,来年3月には茨城空港が開港しますので,県南地区でも早急な対応が求められるのではないかと思われます。全国では、岡山、広島、佐賀県の3県が窓口業務を全市町村に移譲し、新潟県でも4月からの移譲を予定しているそうです。

そこで, 我が阿見町では, どのように進めていらっしゃるのか, その対応をお尋ねいたします。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 浅野議員の2点目、パスポート事務の対応についてお答えいたします。 従来のパスポート事務は、外務省の委託事務として都道府県が実施しておりましたが、議員 御質問の中でもありましたように、平成18年3月に旅券法の一部改正により市町村へ権限移譲 が可能となりました。

これまでの経緯について簡単に説明しますと、昨年8月に県から各市町村に対して意向確認がありまして、当町としてはパスポート申請者が身近な窓口で手続ができ、利便性の向上につながることから、昨年9月に移譲希望を決定し、その旨を県に回答したところであります。これを受けまして県では、旅券事務の移譲に関する条例の改正を、この3月議会に提案し、6月1日から阿見町を含めて新たに24の市町村に移譲枠を拡大することになっております。

この移譲事務の内容につきましては、従来県が行っていた事務のうち、パスポート申請受付 と交付について、市町村の事務として取り扱うことになり、パスポートの作成や審査は従来ど おり県が行うことになります。

次に、町の取り扱い窓口について申し上げますと、申請の際に戸籍謄本等抄本を添付することから、効率的な事務処理ができる町民課を窓口といたします。また、パスポートの交付時に必要な印紙類を取り扱うことから、収入印紙等購買基金条例の制定が必要となるため、この議会で提案しているとこであります。

条例制定後には、町民課で直接印紙類を販売できるように、売りさばき所指定の所要の手続を行い、ワンストップサービスを図ってまいります。窓口の手続時間は、平日の9時から16時45分までが申請受付と交付、開庁する日曜日には交付のみを行い、9時から12時までを予定しております。

次に、県の支援内容についてでありますが、町で受理した申請書類と県で作成したパスポートの輸送を行うことと、事務手数料として特例交付金を措置していただくことになっております。さらに、この事務については専門性が高いことから、6月1日に移譲する市町村を対象に、各パスポートセンターにおいて実務研修を実施しているところであります。

今後の予定としては、町の広報やホームページを活用して、十分な周知を図るとともに、身 近でかつ効率的なサービスの提供ができるように進めてまいりますので、御理解のほどお願い いたします。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 現にもう始まった市があるということですが、18年3月の改正旅券法

施行ということで、つくばはもう昨年6月から実施し、河内も利根も4月からということなんですけれども、阿見は6月と。どうして6月なんでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。6月1日から実施ということにつきましては、阿見町でもほかの市町村でも同じだと思いますが、3月から4月、この時期は転入転出、異動の時期がかなり多くございまして、阿見町でもこの2カ月間で年間の大体3分の1の事務量を取り扱うというようなことで、通常の2倍の異動の手続が発生するというようなことも重なりまして、4月からの実施は見送らせていただきたいと。

それと、今回の議会での条例の制定に伴って、町民への周知期間も必要ということで、広報 あみ、またはホームページ等を通して周知していくということですので、そういう周知期間も 含めまして6月から実施したいというふうに考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい、わかりました。

先ほど、ワンストップサービスということで、阿見町でも収入印紙を売ると、そういうお話でしたけれども、大体免許証などにも写真が必要でございますね。で、免許証のときは写真も同じようにそこで撮れると、そういうことですけれども、この写真の件では、やはりそこでできるのでしょうか。写真の件についてお尋ねします。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。今の写真につきましては、ボックス式の写真といいますか、自動販売機形式の写真とか考えられますが、なかなかそういうもので撮ったものについても、県のほうの審査の段階で規格に合ってなかったりとか、そういうことで差し戻しとかそういうこともありますので、それを町が実施して県のほうでそれが戻されたとかいうことになりますと、かえって申請者に不便をかけるということで、これは町内にも写真屋さんがありますので、そちらでちゃんと規格に沿ったものを撮って、添付していただくということでお願いするということで考えております。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それではもう一つ、申請時間なんですけれども、9時から16時45分と おっしゃいましたけれどもね、勤めの方は、役場の勤務時間5時半までですので、その時間帯 ですね、16時45分で切るという、そこのところの説明をお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。旅券の発給システムは、パソコン等で 県と外務省と接続されているということで、そちらと確認後にファクスで市町村のほうに送ら

れてくるというような事務手続上の作業がありますので、5時以降、5時まで受け付けるということになりますと、その時間内に終わらないということが考えられるので4時45分までというようなことにさせていただいているということでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) では、確認させていただきます。日曜開庁のその日は、日曜日でも申請はできるのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 日曜開庁時には交付のみということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) ありがとうございました。阿見町からも国際人がたくさん出るような、 そういう風土がこれから育つのではないかと思います。早速の設置ありがとうございました。 以上をもちまして、浅野栄子、質問を終わらせていただきます。
 - ありがとうございました。
- ○議長(諏訪原実君) これで、7番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の一般質問を行います。

8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

[8番藤井孝幸君登壇]

○8番(藤井孝幸君) 通告に従い、質問をいたします。

阿見町はどんな町かというふうに、私は質問をされたとき、いつも私は災害もなく大変住みよい町ですというふうに答えております。九州出身の私は、各地を点々としてきた者でございますが、胸を張って阿見町に住んでよかったというふうに心から思っております。住みやすいばかりでなく、人情味も厚く、純朴でつき合えばつき合うほど味が出てくる、この町民かたぎが私は大好きです。そして、阿見町民であることに誇りを持っております。

役場に職員として勤務する方々も、日々懸命に町民サービスを行いながらそれぞれ誇り、プライドを持って職務に専念していると確信をしておりますし、そのような多くの職員を私は存じ上げております。

しかし、過去10年間を振り返ると、懸命に努力する職員のプライドを傷つけるばかりでなく、 多くの町民がまさかと驚愕するような町職員の不祥事が、今回を含め5件発生しています。これは2年に1回発生していることとなります。

通告のほうには、私の質問の通告書には4件と書いておりますけれども、私が1件見過ごしておりました。

近隣の市町村に比べて、こんなに不祥事が発生する市町村があるんでしょうか。発生のたび

に新聞やテレビに報道され、著しく町民の信頼を失う結果となっています。阿見役場は何をやっているんだ。全部の職員がそうであるかのように言われ、甚だまじめに懸命に職務に精励している方々に大変悔しい思いをしておるのではないかと思います。また、そのたびに町長がマスコミに謝罪し、再発防止を誓い、みずから処分を受けてきております。

懲戒処分を課せられるということは、上司として管理監督責任を問われたということにはなりますが、今回の質問は、私自身大変気の重い質問です。しかしながら、多くの町民が、なぜだ、どこに原因があるのか、何回繰り返せば済むのか等の疑問を持っていると思います。しかし、多くの職員を抱えております。事件・事故を皆無にするということは非常に難しいこととは私も理解はできます。が、より少なくするということはできると思います。また、そのような努力をしなくては、町民の信頼は回復できないのではないでしょうか。

不祥事が起こるたびに起こったのだから仕方がない、それぞれ処分をして終わりではないんだと思います。そこには、原因を究明をして、具体的に再発防止策を立て、それを全職員に徹底をして実行させる。そしてさらにチェックをするなどを行ってこそ、事件・事故は少なくなるのではないかと思います。過去、そして今回の事件において、真剣に再発防止策を検討し実行したのか、甚だ疑問の残るところでございます。

そこで質問をいたします。過去と今回の事件と分けて質問をさせていただきます。

過去、どのような再発防止策を検討し、どのようなことを職員に徹底したのか。具体的に検 討した再発防止策を挙げ、どのような形で職員に徹底したのかをお尋ねいたします。

2番目に、今回の下水道課長の事案に対しての再発防止策についてお尋ねいたします。その 1つに、事案発生の原因はどこにあったのか。また、その兆候はなかったのか。これが1つで あります。2番目に、この種事案の再発防止の具体的方策はどのように考えたのか。事件発生 以来3カ月が経過しようとしております。

3番目に、管理者はどうあるべきなのか。職員に何を求めるべきか。何を求めたのか。これが3番目の質問でございます。

そして、職員に対し指導徹底をどのようにしたのか、具体的にお願いをいたします。

5番目に、組織として改める事項はないのか。何があるのか。

以上、過去の事案及び今回の事案について、どう対処してきたか、どうすべきかをお尋ねいたします。

多くの職員が、誇りを持ち勤務に精励している中、この誇りを二度と傷つけることのないように、そして町民への信頼回復のため、私の質問の各項目ごとに明確に、そして具体的に御答弁をいただき、その再発防止策をお互いに考えていきましょう。

終わります。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 藤井議員の質問にお答えいたします。まず1点目の過去どのような再発防止策を検討し、どのように職員に徹底したかについてであります。

懲戒処分は公務員としてふさわしくない非行があった場合、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するために科せられる制裁であることから、厳正な懲戒処分を行うということは、再発防止策の1つであります。したがいまして、過去10年間の4件の不祥事に対する懲戒処分について、初めに触れたいと思います。

この4件は、すべて私生活上の非行であり、職務と直接関係はありませんでした。しかし、全体の奉仕者である町職員が起こした事件であり、公務員としての信用を著しく失墜させた行為であったということは明らかで、3件は懲戒免職処分、もう1件は停職処分を行いました。また、職務との関係はなかったとはいえ、管理監督不行き届きであったということで、直属の上司等に対しても戒告や厳重注意の処分を行いました。

今も言いましたように、業務と関係のない個人的な非行、これを対象に、この問題が起こっているわけで、個人の生活そのものを全部把握して、それについてすべてを管理するということは、これはもう無理な話であります。

いずれにしても、そういうことで懲戒処分をし、その他訓示や文書により綱紀粛正を図るとともに、再発防止だけが目的ではありませんが、それも含めた職員の管理・指導・育成を徹底するため、人材育成基本方針の策定や勤務評定制度を導入いたしました。さらには、職員倫理規定や懲戒処分等の基準を制定し、不祥事の防止を図ってきたところであります。

次に2点目の,今般の元下水道課長の収賄事件に対しての再発防止策についてお答えいたします。

初めに事件発生の原因はどこにあったのかという点でありますが、元下水道課長は、平成18年当時、多額の借金をしておりました。かなり生活に困窮しており、借金の返済や生活費を捻出するため今般の事件を起こしてしまったということであります。

また、その兆候はなかったかという点でありますが、当時上下水道料金を滞納するほどの状態であったと新聞報道等がありましたが、当時の上司の指導等により、多少納期は過ぎていましたが完納しており、事件が予測できるような兆候は把握できておりませんでした。

次に,再発防止の具体的方策についてでありますが,最後の質問の,組織的に改める事項は何かとも関連しますので,あわせてお答えいたします。

まず1つ目は、入札・契約事務の総点検であります。再チェックを行い、見直すべき点は見

直していきたいと考えております。2つ目は、職員倫理の向上であります。贈収賄に限らず、 公務員倫理全般について、これまでの研修よりも踏み込んだ内容の研修を、全職員を対象に実 施したいと考えております。3つ目は相談窓口の設置であります。職員の困り事、心配事等の 相談を受ける窓口の設置を検討し、問題点の早期発見と早期対応に努めていきたいと考えてお ります。

次に、管理者はどうあるべきか。また、職員に何を求めるかについてであります。いわゆる 管理職の職員は、部下職員の模範となり、また適切な指導ができる管理者であるべきだと考え ております。また、職員に何を求めるかという点につきましては、法令の遵守、特に職員倫理 規定の遵守であります。

次に、職員に対し指導徹底をどのようにしたかについてでありますが、これにつきましては、逮捕直後、直ちに各部長等を通して、動揺することなく通常勤務を行うことや職務に対する適切な対応について指示するとともに、一般の職員に対しても職員としての心構えや、とるべき行動等について訓示あるいは文書等において指導したところであります。

特に、職員の管理監督に責任のある管理職の職員に対しては、常に私、いい仕事をきちんと 責任を持ってやっていくためには、自分自身がきちんとした生活を確立し、特に家庭内でもき ちんと十分話し合いをして、常に万全の状態で職務に当たれるような、そういうような生活の 確立をするようにということは、毎年のようにしかるべき時期にはくどいほど言っております。 その点は、基本的には理解されていると思っていたわけですが、今度の事態がまさにそういう もので、その事態でありまして、非常に遺憾にたえないところであります。

いずれにしましても、町としましては、今回の事態を重く真摯に受けとめ、町民の皆さんとの信頼関係を一日も早く回復できるよう、全力で取り組んでまいりますので、御理解と、議会側からの御協力もよろしくお願いしたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 本当に町長,私の項目に対して具体的に御答弁をいただきまして,ありがとうございます。私の今までの質問に立って,これだけ細かく言っているのにもかかわらず,細かく御答弁をいただいたということは今までありませんでしたので,大変感謝をしております。

さはありながらですね、まず今までの、下水道課長前のことですね、これは確かにですね、 私的なことなんですよね。それで以前にも、平成11年の9月の議会でも、ある議員が8月に起 こった事件に対して質問をしております。そこには、やはり町長もね、二度と再発しないよう にと、綱紀粛正をというふうに言っているわけです。町長はそれでいいんですよ。親方だから。 指揮官だから。そのあとの人たちが、どういう行動をとったかなんですよ。そこの管理者が。 町長がね、細かいことをごちょごちょごちょごちょ言う必要はないんですよ。極端に言えば 事故起こすな、事件起こすなって言えばいいんですよ。そしたら、そのあと担当部長なりがで すね、しかるべき人たちを集めて再発防止にはどうすればいいんだということを真剣に考えて いたかどうかなんですよ。現実に。

町長は確かに言っているんですよ、それは。それはもう町長はそれでいいんですよ。ただ、 そこにおる部課長が、課員を集めて、今度の事故は、こんな破廉恥な事故が起こったとか、ど ういうところに原因があったんだというような会議を、話し合いの場を設けたかどうかなんで す。それの積み重ねが、反省の積み重ねが町長の言う事故防止、再発防止になるわけです。

それがなされてないということを、私は認識をしております。やった課があったら、ちょっと教えてください。だれでもいいです。消防長も、消防長はちょっと今場所が違うけどもね、 当時は。消防署の中でそういう会議を持ちましたか。持ったら、その議事録とか、その反省し た項目をちょっと見せてほしいです。

ね,そういうことなんですよ。ただ、口頭であれするな、これするなと言ったんでしょう。 だけど、しょせん頭の中には自分の課業外のことだからということで、処分をして終わりの状 況が来たんじゃないですか。そこを私は言っているんです。

まあ、過去のこともそうですし、今回のことはですね、兆候はなかったのかという、まあ18年度多額の借金を抱えているということ、事実を知ってた。それと水道料金の滞納もあった。町長は今、それを指導したと言ってますけども、上司が。本当に突っ込んでやったのかどうかですよ。どういうふうに多額の借金を把握をして、どのようにまず部下を指導したのか教えてください。お尋ねします。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) 18年4月1日から2カ年間,私、古徳の上司でおりました。で、この18年当時といいますか……。

これは公判の証人とか、質問とかありまして、初公判ですね、もちろん。そのときの状況、 人権侵害にならない程度であるならば、裁判所の人に聞いたら、議会でこういうことがあるよ ということがあってですね、事前に、この前判決のときに聞いてきましたらば、こういうこと を言っていましたという程度ならば、それはよろしいんじゃないかという程度の話がありまし たんで、その範囲内だけちょっと話させていただきますと、この18年当時といいますか、これ はもうそういう、つまり3、700万以上。その内容は、ローンの関係もありましたけれども、奥 さんのほうで、消費者金融のほうに相当借金ができてしまったというようなことは言っており ましたけれども。ですから、そういう状態というのはもっと前からだったんですね。そういう ふうに私は感じました。ですから、18年当時には、18年のころには3、700万以上の債務ができ てしまったということなんです。

だからその前、いつごろだかわかりませんけれども、その兆候はなかったかということについては、全くそれは知る由もありません。その債務があったのかということについても当然知る由もない。そういうことが、実際初公判の中で示されたということで、我々は全く知る由がありませんでした。これが実態ですね。この18年当時というのは、これは裁判所でそれが明らかにしたことです。

で、下水道料金、これは実際、台帳等見ますと、17年にはそれなりの、ちょっと長期、丸1年ほどじゃありませんけども滞納がありましたので、それは先ほど町長が言いましたように、そういったことから本人は8月の25日ですか、に、その前の分は全額納付をいたしております。その後は、多少の滞りはあったにせよ、ちゃんと納付はしております。

したがいまして、そこで18年の8月にはきちんと全部は払ったわけですので、なぜそういう 滞納があったのかとか、生活状態がどうなのか。これは、ましてや私生活、プライバシーの問題ですので、そこまで……。よもやこういう状態というのは当然予想できませんから、そういったことまでの突っ込みは全くしておりません。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 総務部長ね、総務部長、私、当初言ったように、非常に気が重いんですよ。この質問ってね。皆さんを前にして。気が重いんだけれども、ここでしっかりしとかないと、原因とか対策をしっかりしとかないと、いつまた起こるかわからないんですよ。私が思うのには、過去の事件から今回にしてもね、対応がまずいし対策も甘い。私からすれば。リスクマネジメントが全然できてないんですよ。
- で、総務部長は運が悪くて、これで2回目なのね、処分。総務課長のときと。この人にね、 おれは傷口に塩を塗るようなことだけはしたくはないんだけども、めぐり合わせが部長になっ てるからしようがないんだ、これね。
- で、私事だから、借金が三千何百万もあったり、下水道料金を滞納してたりというようなことは、やっぱり何でだと、自分の業務以外のことだから知らないよということで、自分で認識して切っているから、指導しないから、こういう大きな状態になったわけでしょう。あのときにもっと踏み込んでおれば、呼んで踏み込んでおれば、服務指導もぴしゃっとやっておれば、それはね、こういう町中、町長がテレビ向かって頭下げんでよかったんですよ。

だって、お金だったら借りる方法だってあるでしょう。共済組合だって。それは間に合わないかもしれませんよ。退職金担保で三千何百万って間に合わないかもしれませんけれども、そういう方法もあったでしょう。

だから、町長もさっき言ってたが、私ごとだから関与できませんちゅうんだったら、管理者は務まらないのよ。何でかというと、ここに地方公務員法あるでしょう。地方公務員の中に服務という条項があるんですよ。30条から35条まで。服務の根本基準の中、何ち書いていますか。全力を挙げて職務を遂行しろということと、35条にですね、これは30条、今言ったのは。二重に職務に専念する義務というのを書いているわけですよ。

そのほか、信用失墜行為の禁止。これは信用失墜行為の禁止というのはね、職務だけの信用 じゃないんですよ。町職員として、職員の町の信用を失墜しちゃいかんということなんですよ。 これは課業外、関係ないんですよ。これは。ね、こういうことを管理するのが管理者なんです よ。だから、私は課業外だし知ったところではないという者は、管理者の管理監督責任を怠っ ているんですよ。入り込めって言ってるわけじゃないんですよ。だけど、そういう兆候という のはあるでしょう。

例えば、時間中に何度も電話がかかってくる。これは借金を三千何百万もしてたらですね、何度も時間中に電話がかかってくるですよ。当然、家にも督促状が来てるでしょう。それともしくは、携帯電話にしょっちゅう出ている、しょっちゅう家をあける。家というか職場をあける。そういうことがあるんでしょう。それが兆候なんですよ。そこを管理するのが管理者なんですよ。

これ,地方公務員法を逆に言えば、その職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないというのを、これを逆に言えば、行為をさせてはならないんですよ、管理者は。そのために何をするかなんですよ。

ただ町長がね、町長はしようがないですよ。これ指揮官だから。もう二度と事故起こすな、 綱紀粛正でいろんな人集めて言っても、その後の問題なんですよ。職務に専念する義務。職務 上の注意力をすべて職務に出せということでしょう。職務に専念する義務というのは。そうし て、そうするということはですね、管理者がちゃんと見ておれば、しっかり部下を把握してお れば、朝、酒のにおいをぷんぷんさせてくる、ぎりぎりにいつも走ってくる、それとか酒のに おいがしたり電話にしょっちゅう出て職場を離れる、部外からいろんな電話が来る、そのたび にどこか出て行って携帯電話を使っているとかですね、そういう兆候というのが必ずあるはず なんですよ。

よく言われるのは、大きな事故を起こす前にはですね、300の兆候があるというんですよ。 ちっちゃいヒヤリハットがね。これ、おれが言うんじゃないんです。専門家が言うんだから。 そういう兆候を見逃さないというのが管理者なんですよ。ね、そういう兆候が、おれは必ずあったと思います。

だけん管理者としてはですね、そこを見るのが、私は管理者だと思うんですよ。おまえ、借

金大分しているが大丈夫かと、どうしたんだと聞くんですよ、それは。そうしないと、それで 今の事態になったわけでしょう。突っ込まないから。管理者というのはですね、だから、じゃ あ何のために管理監督責任で、それぞれの部長、副町長、町長が減給を食らわなければならな いの。私、課業外で破廉恥行為は、仕事の関係じゃありませんのでって言いながら注意処分受 けてるじゃないですか。

じゃ、そこを聞きましょう。何のための管理監督責任上の責任をとらされたか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) まずですね、私は今回の事件に関して、懲戒処分、中でも3番手に重い――4つしかありませんけども、その処分を受けた身。まあ裁判じゃありませんから、私はそれに対して何ら弁明する機会ももちろんありませんでしたけども、あるとすれば処分を受けた日から60日以内に――これ行政処分ですから、不服申し立てすることができるといいますね。

したがいまして、当然処分を受けるときに、その審査するときに、私はそこには同席していませんから、実際その処分の、こういうことだからこうだという説明を受けていませんので、 受けた者がなぜこうなのかというのは、ちょっと私としてはコメントできません。これは、処分された方に伺っていただかないと、私が答えるべきものではないと。

で、ちょっと申し上げますが、先ほど来より、この管理監督責任という部分で私を追及されているように私は聞こえます。かなりのきつい追及だと。で、その多額の、18年度多額の借金があったんだというのは、私が知ったのは、初公判で初めてそういう事実が出てきたと。それも原因は奥さんに、最初は、スタートにあったと。まあ、どういうことでそういうことになったのかというのはありますけれども、ここではあくまでもコメントは差し控えますが。

で、ここにさっき指導とありましたけれども、私は実際にこの滞納、つまり17年、16年から始まった滞納ですけども、主には17年ですね。これは後で見たことです。これについて、私が指導したというよりも、本人が、実際にはどのように金を工面したか知りませんが、そのときの課長補佐の担当からね、あったんですけども、こういうことでそれは全部納付されましたという報告は受けました。ですから、報告を受けたので、なぜそこで、そういうことで滞納をしていたのかと、1年ほどではなかったんですけども、そういう滞納があったのかという追及までは、私はしませんでした。

ですから、私はどこまで実際に、管理監督、今回の事件に関して、責任をそこに追及される のかはわかりませんが、いずれにしても処分という形で今回あらわされたわけですから、それ がその結果だと私はただ受けとめているだけです。

以上です。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) あのね、私はたまたま総務部長がね、担当だったからだけども、私は全管理者に言っているんですよ。それはもう聞こえなかったんならごめんなさいね。おれは全管理者に言ってるの。そういう、ちゃんと再発防止策を各課で、もしくは町全体で検討したかと、そういうことを言っているんですよ。

それで、管理監督責任というのは何だべと。何たることを、どういうことを管理監督責任だというのかということなんですよ。いや、私ごとは一切入りませんということでいいのかということなんですよ。私ごとに入らないがゆえに、入れないがゆえに、町中が、職員が全部が恥かくような形になるわけでしょう。

だから、必要に応じて呼んで、おまえ、大丈夫かと、酒のにおいいつもぷんぷんさせているがとかね、派手な車に乗って分不相応な身支度をしているとか、そういう兆候が必ず出てくるんです。あるんですよ。そういうところを細かく見なさいと言ってるわけ、管理者は。少なくてもね、管理者というのは、課長以上、係長以上は管理監督、管理者手当をもらっているわけですよ。それは仕事だけのことじゃないと思うんですね、私は。職務に専念させる義務もあるし、職務に専念できない要因はどこにあるんだと。

それらの一人ひとりの部下を見て、職務に専念できないような要因があるんだったら、それを1つずつ摘んでいかないとだめなんですよ。その行為をやっているかということなんですよ、全管理者が。それで、職場の中でいろいろ話し合う。それからそんな変な兆候が、いつも職場を離れる、いつもよそから携帯電話がかかってくるというのは、職場の人間は知っているでしょう。必ずそういう兆候があったと思います。過去も。

過去の、公用車で大麻か何か知りませんけども買いに行ったとか、職場でその薬を飲んでいたとか。そういうのは全く知らないというのが、私は不思議でたまらない。そういう管理監督 責任をちゃんと果たしてくださいよということなんですよ。

それで、こういう破壊的なこと言ってもしようがないんだけど、建設的なところで、実際に 今度古徳さんの事件で、町内で再発防止検討委員会なるものを立ち上げたのでしょうか。もし 立ち上げたんだったら、どういうメンバーで、どういう話し合いをしたのか。もう3カ月たっ てますよ。お願いします。

○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。

○総務部長(渡辺清一君) まずその前にですね、管理監督という部分でのお話をされました。 で、いろんな今までので、こういう兆候があったでしょうとか。これはですね、私はプライバシーだからすべてその辺を入ることはできないということを、私は全く申し上げているつもり はありません。当然それはやるべきことです。それが原因になることはいっぱいあるわけです

から。

その辺はね,新しい車を買ったとする「おお,おめえ,いい車買ったな。どうした,金」と,こういう感じからも入っていく必要はある。これは当然上司としてやるべきことだということは,私は十分認識しています。それは全く異論はありません。全く私もそう思っていますから。それまでは,我々の責務だという考えを持っています。

で、この再発防止策について、これを検討し、それをつくらなければならないということは、 町長に私から提言をしたものでもあります。で、これ、いろいろ見ますと、よその事例を見ま すとね、収賄もありますけれども、我々の公務員倫理の部分、こういった部分も当然あります から、その中でいろんな不正の問題もあります。いろいろあるでしょう。こういったものを、 きちんとある程度、今回の収賄の問題、つまり汚職の問題ではなくて、そういったものを全般 的に考えていくにはどうしたらいいのかと。よその事例等も既に収集してありますけども、そ ういうことで部下のほうには、その辺の題材をきちんと整理するようにという指示は既にして ありました。

で、この中にもありますけども、全体的な枠組みとしての不祥事、いわゆる不祥事ですね、 不正の経理もそうですし、破廉恥行為もそうでしょう。それと今回のもすべてそうです。不祥 事です。こういったすべての部分についての、再発防止のための改善プログラムという感覚で、 条例をつくったとか、規定をつくったではなくて、そのためにはどうしたらいいのかという部 分で、3カ月もある、3カ月あると言われますけども、その間にはいろいろあってですね。

でも、そういったことでの踏み込みは既にしておりまして。したがいまして、この答弁書でも、相談窓口という部分も考えましょうかとか。それから具体的には、まだ、例えば入札監視、入札経路の監視員、そういったものも導入するかとかですね、よそ、熊本市とかいろんなとこのやつの事例を、北海道も初め、いろんな関係のやつで導入したかというのを、今資料を集めていまして、そういった不祥事全般に対しての防止のプログラム的な感覚で、やっぱりやらなければならないだろうという私、考え方を持ちましたんで、そういう形でこれから進めていくと思います。やっていきますと私は言えませんから。思います。

ですから、その準備は既にしているということ。検討委員会までは、したがってまだできて おりません。そういった姿勢でいかなければならないという考えを持ってましたから、当然ね。 そういったことの準備は、既にいろいろとしてあります。まだその段階だということで、報告 みたいな形になりますけども、以上です。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) なかなか部長もね、部長の思いはあるでしょうけれども、それを3カ月というけれども、3カ月……。私はこういう事態はね、3カ月もと思うんですよ。3カ月も

あるのにと。いまだにそういう対策検討委員会が、再発防止の検討委員会ができてない。部長 の頭の中だけにあるというのが不思議でならないんですよ。

やはりね,こういうものが起きたら,直ちに。次はどこかの課が起こるかもわからないんだもん。ある程度ちょっと落ちついたら,1カ月もした後,私はそれなりに副町長以下が集まって,町長は綱紀粛正とか再発防止しろって言っているんだから,副町長以下が集まって,どうしたらいいのかというようなことをね,みんなに意見を言わして,箇条書きに書いて,そして具体的にどうするんだということはね,おれはもう既にできているべきだと思うんです。

まあ、それができてないのに、責めてもしようがないんだけども。それは早急に、渡辺部長の頭の中にあるんだったら、私はそういう検討委員会というのも、早急にメンバーを決めて開催をすべきだと思います。

この点, 町長どうでしょうかね。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

〇町長(川田弘二君) 私はこれまでね、何回も言ってきたように、通常の感覚を持ってきちんと勤務している職員、これは当然町民の負託にこたえるべくいい仕事をやろうということでやっている。そういう職員を前提で考えて、それについて、いい仕事をやるための条件としてはどうかと、何回も何回も私が言っている。

そういうことを繰り返し、時々は違った表現を交えながらやってきて、これで特に管理職の 立場にあるような人間は、それで十分理解してくれているというようなことで、まあ、前にあ った4件というのは管理職の人じゃない。また内容も非常に、下着を取ったとか、そういうよ うなもの。こういうことをやるなとか、そういうこと改めて言うようなほどのことじゃない。

そういうことでやってきて、基本的には管理監督というのは、いい仕事をちゃんとやるということ。これが一番基本で、職務を中心に管理監督する。で、今回のような形での、要は金が絡んだ、自分が借金をしてしまって。情報で聞いた限りでは、本人も奥さんの金の使い方については十分つかんでいなかった。こういう話も聞くわけですから、そういう点での管理監督というのは非常に難しい要素がある。

ただ、おっしゃられるように、基本は勤務そのものについて、きちんとした勤務をやっているかどうか、これが一番の基本だけれども、当然そういうものが後々の関連で、いろいろ問題があるなということを感ずる。そういう場合については、やっぱり管理者としても、その上のまた立場の管理者がいるわけだから、そういう点について配慮していろいろと考える。そういう必要性があるということは、認識しました。

そういう形で、今回のこと、こういう形で、普通ではまさにあり得ないようなことが起こったわけなんだけども、やっぱりあり得ないようなことが起こるということを前提にした上で、

検討委員会,こういうものをつくって、さらに踏み込んだ形での再発防止策というもの、これ を検討したいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 町長も本当にこういう事件のたびにね、報道機関からいろいろ取材に来て、対応するというのは大変だと思いますけれども、こういうことがあるたびに、町長が口を酸っぱくして言っているんだから、副町長以下が、町長がこう言っているんだからおれたちはこうしようよという具体的な集まりがないのが、今町長が再発防止の検討委員会なんかを開こうと思いますって言っているんだからね。

それは、町長はもう指揮官だから、起こすなよと言えばいいんですよ。じゃあ起こさないために何するんだっていったら、副町長以下の責任なのよ。部課長が。それを早急にやらないで、ただ再発防止、再発防止って言ったってしようがない話なんです。まあ、今後再発防止のチームをつくるという、検討委員会をつくるということですので、これは早急にお願いをします。それともう1つ、事件・事故の対応の……。防災計画には防災計画ありますね、災害には。その事件・事故に対する対応のマニュアルなんかは庁内にあるんですかね。それをちょっと、あるかないかを聞かせてください。

[「議長何回目だ」と呼ぶ者あり]

- ○8番(藤井孝幸君) いや、あるかないか聞かしてもらえればいいんですよ。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長渡辺清一君。
- ○総務部長(渡辺清一君) ちょっと確認しますが、危険人物者みたいなのが来てね、やる場合の危機管理、そういった意味での対応マニュアルというのはあるわけですけども、今言われている、このマニュアルというのは、こういう事件が起きた場合に対応するマニュアルという意味ですか。
- ○8番(藤井孝幸君) こういう事件・事故全般ね。あ,何かね,言っている意味……。
- ○総務部長(渡辺清一君) あ、だから、ちょっと今はあれですけれども、そういうマニュアルは、答えが出ないということは、ないということです。
- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) あのですね、介護の現場では、ある年寄りが転倒した、もしくは死んだ、そういうときにはどうする。だれに連絡してどうするというようなことがあるんですよ。 それはちゃんと紙の上で書いているの。フローチャートみたいに。介護の現場だけじゃなくて、リスクマネジメントというのはそこにあるわけですよ。

それで、私は、総務部長が、まあ渡辺さんだけじゃなくて、過去の担当部長・課長が、事件 が起こるたびに右往左往するという状況が、私はあったと思うんですよ。で、いろんな事件・ 事故が起こったときには、マニュアルが一応あって――これマニュアルだけでするとね、柔軟性がなくなるから、思考にね。それにとらわれる必要はないんですけども、基本的なことはつくっとかないといかんと思うんですよ。

例えば、事件が発生したらまず現場にだれが行く。情報収集はだれがする。それからマスコミの対応はだれがする。町長にはだれが報告する。現在、今何をしなければならないのか、緊急に対処すべきこと。ね、そういうことをちゃんと文書化して、各部課長に徹底をしておく必要が私はあると思うんですよ。

で、しないから、その場でその場で、ばたばたばたばたしなきゃならんわけ。それで総務部長が一人で対応する。マスコミからも情報収集からも対応するっちゅうようなことではね、適切な対応ができないんですよ。だから、そういうものは1つ1つね、あらゆる事件を想定して総体的にできるようなマニュアルというものを、これは認識の統一なんですよ、部課長の。

こういう事件が起こったら、こんなこと。みんな集まれよ。おまえたちみんな来いっていうような形で、副町長以下が集まって、町長、今こういう事件が起こりましたんで、こうします。だれだれが現場に行ってますとかちゅうようなことを報告できるように、指揮官に。してないと、何もかんも町長が一人で相手せないかん。総務部長が一人で対応しなきゃならんいうことになるわけですよ。

ぜひ、こういう対応のね、事件発生からの。再発防止の対策委員会ももちろん必要なんですけれども、事故が起こったときに、防災計画があるように、その対応マニュアルをぜひつくっていただきたいと思うんですが、これは私の提案ですが、どうですか、副町長。

副町長、この私の意見に対して。提案に対して。

○議長(諏訪原実君) 副町長大﨑誠君。

○副町長(大﨑誠君) お答えいたします。対応マニュアルというのは、確かにあったほうがいいという認識はありますけども、町でも本当に必要なものについては対応マニュアルをつくって対応しているということで、例えば職員が身の危険が及ぶような、そういう外部からの危害が加えられるような場合の対応マニュアルという、警察にすぐ連絡する体制とか、あるいは危険物を持って暴れる場合に、取り押さえるさすまたを用意して、どう対応するかとか、そういうマニュアルはつくって統一の認識の中で対応するような形はとっております。

で、今回の事件に対するようなマニュアルってのは、実際にはありません。これはまず常識的に、こういう事件が発生した場合は、私が中心になって部長を招集して、そこで打ち合わせをして即対応すると。そういうような形で間に合って今までやってきておりますので、これについてのマニュアルまでは考えてなかったというのが実態であります。

まさにこういう事件というのは、本当にまずめったにないことでありますので、この辺につ

いての取り組み,姿勢が,町として危機管理が少し足りないのではないかというようなことであれば,それは反省して今後はそういうものについての体制を,さらに内部で検討してやっていく必要があるというように認識しております。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 一応,めったに起こらない事件だから、事故だからこそ、そういうマニュアルが私は必要だと思うんですが、一応何かこう必要性を認めているようですので、早急に私はすべきだと思います。

というのはね、事件が起こってばたばたばたばたするときにね、なかなか思い浮かばなんですよ。だってたまにしか起こらないから、ベテランがいないんだから。だから、そのときに平素からこういうこと、緊急事態にはこういうと、こうこうこうこうすると言って、その必要なとこだけをピックアップしてアクションを起こせばいいんだから。そういうものがないと、みんなが意思統一できないんですよ。ただ副町長以下集めて、はい集まれ。じゃあどうしようか。ああしましょう、こうしましょうでは。

ね,だから緊急性を,副町長は頭に入っているから必要性はないと思ってるのか知りません けども,私は絶対必要だと思います。みんなが一丸となって,組織が一丸となって,やっぱり 対応するためにはね。で,漏れがないようには,必要だと思います。

で、最後に、管理監督で、現場の人が、現場の管理者が一番責任が重いというふうに、私は 認識はしているんですね。過去、私もそうやって処分受けてきたから。で、一番遠い町長が処 分が一番多いというのは、それは任命責任とかあるでしょうけれども、任命したときと、それ から経年で、年数がたって人がかわってきている。そこまで一番重い処分を受けなければなら ないのかというのが、私もちょっと疑問なんですよ。

それで直接現場で見ておかなければならない人が、処分が軽いという、その考え方がちょっ と私わからないんで、教えてください。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 正直言って、私が3カ月、副町長が2カ月。この分についてはね、どういう根拠に基づいてこういう数字を決めたのかということについては、正直言って明確な根拠というのは示せない。ただ、対外的に、特に町民に対して、町がこういう形で、特に課長という立場である者が事件を起こして非常にイメージをダウンさせた。非常にマイナスの大きなPR効果を持ってしまったわけだね。

そういう結果に対して、具体的にどういう、管理監督責任が足りなかったからこういうこと が起きたという、そこの明確な理由づけはできないけれども、そういう意味で、この前も説明 してあるかと思いますけれども、そういう意味でね、こういうことを二度と起こさないように するために、決意を込めてこういう処置をとったんです。こういうふうに理解してもらいたい。 ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 町長のそういう町民に対するね、決意とか謝罪とかちゅう意味での管理監督責任、一番重いという気持ちはよくわかりました。ただ、私が思うに、町長が四六時中部下を見ているわけじゃないですよね。今後の事故のことで。今後もし発生したときにね、やはり現場の管理監督責任者がしっかりとしとかないと、町長は給料何ぼあっても足りないですよ。何回も処分したら。

だからやっぱり、その現場……。一番遠いんだもん。町長が現場監督するっていう、その距離からいけば。そうじゃなくて、やっぱり現場の管理監督者にしっかりしてもらうように、もしそれがしっかりできてなかってあれば、一番重い処分をという……。上に行くほどだんだん薄くないとね、いかんと私は思うんです。

だから、まあそれは私の感覚ですから、今後そのようにするかどうかは、それは町長以下の問題ですから、していただければというふうに思います。そうしないと、ああ、町長が処分受けて、おれたちは軽いわみたいなそういうことになることはないとは思いますけども、人情として、上がああやってしているんだからいいやという形になる可能性がある。だから、そこの点はしっかりとね、やっていただきたいと思います。

で、時間もちょうど来たようですので、今後ですね、やはり、まず事故防止にはですね、個人が一番自分の身を律するというような、これはもう町長も何度も言っているようですけども、中にはやはりですね、不謹慎な人間が出てくるわけですよ。こんだけの多い人数で。

それで、それぞれの責任を明確にしてですね、信賞必罰で、職員がやる気をなくさないようにですね、一人のために全体が何やってんだというふうに判断されないような体制を、ぜひ職員・部課長一丸となってですね、窓口の職員もそうですけども、一丸となってそのような体制をつくっていただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長(諏訪原実君) これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたしたいと思います。よろしくお願いします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

[18番細田正幸君登壇]

○18番(細田正幸君) 私は、1点についてを質問をいたします。

阿見町内企業の非正規派遣労働者の解雇,派遣切りの実態はどうなっているかという点について質問いたします。

昨年12月よりトヨタ,ホンダ,日産,キヤノン,日立と,日本の代表的な大企業が競って,世界的な不況を口実に不当な非正規労働者の大量解雇が発表されました。そして大きな社会問題になっております。今月末,3月末までに,厚労省の調査でも,15万8,000人の非正規労働者が職を失う調査結果を発表いたしました。これは先月,2月27日に発表をしております。

また、派遣業界団体の予測では15万どころではなしに、40万人以上が職を失うだろうとも言われております。その反面、資本金10億円以上の大企業の内部留保は120兆円と最大になっていると言われております。そのごく一部、1%を使うだけで40万人の雇用が維持できると試算されております。

阿見町でも、問題の大企業キヤノンが操業しております。キヤノンの内部留保につきましては、08年12月の決算で2兆9、000億円の内部留保を持っております。また、キヤノンの系列子会社も含めて3、000人の非正規雇用労働者を解雇する計画を発表しております。この内部留保の1%を使えば、これ1%以下ですけども、90億円あれば、この3、000人の非正規労働者の雇用は確保できるというような試算もされております。

阿見町のキヤノンを初め、町内企業の派遣切りの実態はどうなのか。また、それに対する町 の雇用対策はどうなのか質問いたします。

○議長(諏訪原実君) ただいま13番小松沢秀幸君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 細田議員の質問にお答えいたします。

昨年後半からの、世界的な金融資本市場の危機に伴う景気後退の影響と、急激な円高不況の 進行により、全国的に企業の雇用環境が悪化しております。中でも製造業を初めとする輸出関 連企業の業績の悪化が際立っており、それら企業を中心として非正規労働者等の派遣切り等が 大きな社会問題となっております。

町ではこのような状況にかんがみ、その有効な雇用対策を早急に検討する必要があることから、今年1月に100人以上の従業員を有する12社の町内企業を対象に、雇用実態調査を実施したところであります。その状況について申し上げますと、派遣社員の人員削減を計画中の企業が3社あり、そのうち派遣契約期間満了に伴い派遣社員2名を削減が1社、派遣契約期間満了

に伴い派遣社員32名を削減し、請負という形に雇用形態を変更する企業が1社、派遣契約期間 満了に伴い派遣社員10名を削減するが、技術力の高い派遣社員については試験により契約社員 へ登用するとの企業が1社となっております。

その他のほとんどの企業においては、当面の間は現状維持との状況であります。さらに3月に入ってからも同様に調査を行いましたが、1月調査と変わらぬ状況となっております。なお、従業員100人未満の企業につきましても、個別に聞き取り調査等を行ったところ、一部派遣期間満了に伴う人員削減があったものの大多数において現状維持等の回答を得ているところです。

一部の県内他市町村においては、臨時職員の採用や公営住宅の提供などの緊急雇用対策が行われていますが、阿見町では今申し上げた実態調査等から、非正規労働者等の中途解雇などがほとんど発生してないこと、また雇用に関する具体的相談がないことなどから、町独自の支援策などについては、当面の間実施しないこととしております。

しかしながら、今後雇用に関する相談等があった場合には、県などが実施している臨時職員 の募集や住宅の提供などについて紹介し、あわせて継続的に雇用実態調査を実施し、雇用状況 を把握してまいりたいと考えております。

また、来年度から3カ年にわたり、国などが緊急雇用対策事業として実施する次の雇用までの短期の雇用、就業の機会の創出を図る緊急雇用創出事業や、地域における継続的な雇用機会の創出を図るふるさと雇用再生特別基金事業などの活用を図り、地元の雇用・就業の機会を創出してまいります。

加えてこの夏に、あみプレミアム・アウトレットがオープンし、約700人の雇用――これは 資料によると1,000人という数字も出ておりますけど――が見込まれますことから、これらを 含めて町内企業との連携を図り、求人情報の提供を通し、地元雇用の促進に努めてまいります。 〇議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 今の答弁で、派遣の満了で雇い止めが3社ある。そのうち2名、32名、10名という今、報告がありましたけれども、この32名については請負に変更という話がありましたけれども、派遣で解雇じゃなくて、その人が請負に変更されて、いわゆる雇用としては引き続き同じ会社に働けると、そういう意味なんでしょうか。その点、1つお聞きいたします。

あと、それからこれは今度の補正予算、それから21年度の予算でも、私税収について聞きましたけれども、法人税ですか、それの固定資産に対する比率も結構37%とかと高いわけですけども、この機会に阿見町内の企業の労働者ですか、働いている人がどういう状況にあるのかも、当然派遣切りの問題で調査してあるわけですから、実際の状況をこの場でちょっとお知らせお願いしたいというふうに思います。

まず、その2点お伺いしたいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。 ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。まず1点目の派遣社員32名を請負契約に 変更するという話の内容で、32名の派遣社員そのものが請負契約になるのかどうかということ なんですけども、お聞きしたところ、その人たちが請負契約に変更になるというふうに伺って おります。

それと、2番目の町内企業の労働者の状況ということなんですけれども、今のところですね、町のほうでは町内の働いている方、町外に働いている方もいらっしゃいますけれども、その状況というのは把握してございません。ただ、茨城県のほうで、これは国のほうですね、労働局と県内のハローワークが非正規労働者の雇い止め等の調査を行っております。これは県全体の話になりますけども、それは御紹介いたしたいと思います。

この調査は、昨年10月から今年の3月までに実施済み、または実施予定としている、そういった雇用止めの状況を1月26日時点で調査したものでございます。県内で28事業所で、そういった予定またはされているものは、2,419人。2,419人いるということでございます。

で、その内容なんですけれども、派遣社員が、その中で71.1%が期間満了や中途解除とかで雇い止めになると。そのほか契約、期間で契約している者ですけども、それが6.1%。あ、人数を申し上げます。派遣が71.1%で、1、719人。期間契約の者が6.1%で148人、請負契約が20.4%で493人、その他が2.4%で59人ということで、県全体で10月から本年3月までにそういった状況があった者が以上のようなことでございます。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) これは1つ聞いておきたいと思うんですけども、私は前段でキヤノンという名前を出しましたけれども、これは特に名前を出さなくてもいいと思うんですが、町内にある大企業といえばそこになると思うんですが、この大企業については福田に当然大きい工場を持っているわけですけれども、ここ3年ぐらいの間に、話としては従業員が3分の2ぐらい減って、ほかへ異動したと。主に取手へ異動したって話もあるわけですけれども、私どもとしては、やはりそういう状況をきちんと知っておくっつうことは大事だと思うんですよね。

で、その福田の大企業について、ここ三、四年の間の従業員の変化ですか、それはどんなふ うになっていたのか、わかれば報告してもらいたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。今まで三、四年の間の従業員の変化ということなんですけども、ちょっと今の資料では、昨年の状況と今年1月、3月に調査した状況しか今のところわかりませんので、その分をお答えいたします。

まず、今の調査時点での従業員の数なんですけども、約870名ほどいます。その中には正規の社員とか契約社員等がございます。で、昨年ですね、その期間契約社員という方が、1年間の間に60名ほど期間満了になって減ったということは伺っております。

あと、今後の話なんですけれども、注文ですかね、出荷といいますか、それが昨年期ですね、2008年の12月期で、前年比3割ぐらい減ったと。で、その状況ですね、経済状況が悪い、景気が後退している、円高になっているという状況が続くとすれば、来期、まあ今期になりますけども、もう3割から5割さらに減るおそれもあるというふうに話しております。

それで、そういった状況が続いた場合ですね、会社の中で異動ですね、他の事業所に異動させるという人も100名単位ぐらいで出てくる可能性もあるというふうに伺っております。

今わかっているのは,以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) この製造業における派遣業が解禁されたのは、1999年の派遣労働者 法の改正がきっかけだと言われているわけですけれども、その後、労働者のいわゆる正社員等 の派遣従業員の割合はもう既に派遣労働者が35%を超えていると言われているわけですよね。 そのうち20代の若年労働者に占める派遣労働者は、35%じゃなくて5割ぐらいになっているん じゃないかという指標もあるわけですよね。

これは1999年以来、労働者法の改正でそんなふうになって、企業だけが空前の利益を上げたと。それが働く人には返ってこなかったと。要するに、端的に言えば、労働者を安く使って輸出でいっぱい稼いだと。それが去年のリーマンショック以来輸出が不振になって、不振になった途端に、そのもうけの原資になっていた派遣労働者を直ちに首切ると、そういうふうな事態になったわけですけども、これはいわゆる資本主義の仕組みそのものの腐敗だっつう声もあるわけですよね。きちんとしたルールある経済社会をつくっていかないと、日本の経済事態が底割れしちゃうんじゃないかなと、そういう意見もあるわけです。

また、ここ少子化対策じゃないけれども、若い人が結婚できないでいる。それはきちんと正 規の仕事につけない。派遣では正規じゃないわけですから、臨時でもそういうわけですけども、 そういう傾向が少子化とかそういうのにも影響してるってことを言われているわけですよね。

今,それは問題だっていうことで、派遣法のやつを元に戻そうかっていう話もあるわけですけども、これは町長にお聞きしたいというふうに思うんですけども、この1999年に製造業まで派遣の法が緩和されたということについては、日本の経済にとってプラスになっているのかどうなのか、町長のお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 非常に難しい質問をいただきましたけども,基本的には今問題になっ

ているように、いわゆる自由化というものが進行した中で、格差社会が進行した。そういう1つの大きな要因になっているということでしょうから。やっぱり経済のあり方、あるいは企業社会のあり方としては、やっぱり問題になってきているんじゃないでしょうか。

そういう形で、小泉改革以来の自由主義の進行というものが、そういう形をつくってきた、 それが格差社会を生んできた。一般的にいうとこういう言い方をされる。これはやっぱり問題 だろうと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) この派遣労働者の問題は、これからも問題になっていくと思います。 町長も格差社会をつくってきたっつう点では問題だっつうことで、それは私と同じ考えですけ ども。

町ですね、例えば派遣労働者、臨時従業員が解雇された。この周りでも例えば土浦市なんかは土木現場ですか、そこへ20人ぐらい雇用すると、そういう枠も設けたみたいですけれども、かって昭和30年代ですか、ニコヨンつう言葉がありましたけども、阿見町でも失対事業で長い間そういう制度をとってきた例があると思うんですが、今後そういう点で町が臨時職員ですか、現場職員とか、そういうものを雇用するとか、そういう考えはございますか。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、国のほうで緊急雇用対策事業というのを実施することになりました。で、実際は市町村、県が基金をつくって各市町村に割り振るという、要望したものに割り振るっていうことなんですけども、それで市町村が短期ですね、2つ事業があるんですけども、緊急雇用創出事業が、これが6カ月以内、あと、ふるさと雇用再生特別基金事業というのが1年以上のものも対象になるんですけども、これで当面の雇用をつくっていくということを考えておりまして、今県のほうに7事業と、全部で9事業ですね、を計画しまして要望を出しているところでございます。

あと、町のほうでは、今募集を終了したところですけども、あみプレミアム・アウトレットのコミュニケーションセンター、4人ですけども、募集したところ50名近く応募があったんですけども、そういったものとか、これから予科練平和記念館、ちょっと先になりますけども、記念館のところにも雇用が発生します。それから、随時ですね、臨時職員の募集は行っているということでございます。

また、求人情報をですね、町のホームページのほうに、町内の企業の求人情報を収集しましてホームページのほうでお知らせをしていると。これもホームページばかりじゃなくてですね、新年度は各地区の公民館とかですね、そういったところにも掲示をしていこうというふうに考えています。また、ハローワークの情報も逐次情報提供していきたいというふうに考えていま

す。そういったことで、町のほうの雇用の創出を考えております。

それと、これも先ほど申し上げましたけども、プレミアム・アウトレットのほうで、チラシがまいりましたけど、今週ですね、13日から募集と面接が始まるということで、これが新規に1,000人から700人、700人から1,000人、ちょっと数、正確にはつかめませんけども、そういった雇用も発生しますし、それから町ではないんですが、隣の土浦市でイオンが、やはり今年の夏前だと思うんですけど、オープンすると。その雇用は情報によりますと2,000人ぐらいというような雇用も発生するようですので、そういったもので対応していければというふうに考えています。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 今の部長の答弁で、国の制度ですか、県のほうへ9事業の要望を出してるっつうことですけれども、この不景気の問題はまだ続くと思いますので、そういう点ではきちんと雇用の受け皿をつくっていくということで、今後やってもらいたいなというふうに思います。

また、労働者派遣法については、私は議会でも、やっぱり意見書あたり出す必要があるのかなとも思っておりますので、議会ともども雇用の確保のために頑張っていきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(諏訪原実君) これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

[3番川畑秀慈君登壇]

○3番(川畑秀慈君) それでは、通告に従い、質問いたします。

現在、企業においても、また各行政機関においても、あらゆる分野でIT化が大きく進んできております。時代の変化の中で、新しいシステム、ソフトが導入され利便性が高くなる中、導入し、運用、セキュリティーの問題、保守管理等を含めると事業経費の増加が考えられます。前回の定例会におきまして、阿見町において外部委託する電算システムについての質問があり、町が外部委託する電算システム関連の支出は、平成19年度で36事業3億6,100万円とありました。これからますます少子高齢化が進み、経済状況の明るい展望も望めず、限られた財政状況の中でIT事業関連の運営をしていくことを考えていきますと、いかに無駄を省いて経費を抑えていくか、そして経費を抑制しながら、いかに住民に対してよりよいサービスが提供できるかということが望まれます。

そこで、次の点について質問いたします。

1つ目としまして、過去5年間のIT事業費、外部委託の電算システム関連の支出も含めまして幾らになるのか。この支出以外に学校及びその他の各課のパソコン、デジカメ等の購入及びリース代、IT事業支出は幾らになるか。

2番目としまして、小学校のパソコン教室の整備事業は総額幾らになっているのか。

3番目としまして、町で使用しているパソコンの台数は何台か。また、その保守の費用は幾 らになるのか。

4番目、パソコンのリース料率は何%か。そして、その契約はどういう基準で契約業者を決めているのか。

5番目としまして、阿見町のIT事業費の適正金額は幾らぐらいと考えているのか。また、 これぐらいまでコストダウンすべきというような努力目標があるかどうか。

6番目、ITコーディネーターの仕事の内容を知っているのか。もし、知っていたとしたら ITCの活用を考えたことがあるのか。

以上, 6点について質問いたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇を願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 川畑議員の質問にお答えします。総務省においては、世界規模で生じている情報技術による産業・社会構造のIT革命に、国として戦略的かつ重点的に取り組むことが重要であるとして、官民の力を結集して、戦略的かつ重点的に検討を行うために、平成12年からIT戦略会議を設け、積極的な電子国家への変換を国家目標として定めております。

現在はさらに進んで、山積する行政問題の解決策として、情報通信技術を意味するICTを 基盤とした電子政府の構築を目指しております。

阿見町におきましても、川畑議員の御指摘のとおり、年々歳々、行政事務のあらゆる面での I T化が進行しているのが現状ですが、平成12年に制定した阿見町電子情報処理組織の管理運 営に関する規定に基づき、これまで経費を抑えた効率的な情報政策を展開してきました。

まず1点目の、過去5年間のIT事業費の支出額と、その他の各課の関連IT経費の支出額は幾らかという質問についてお答えいたします。

外部委託の電算委託事業費の支出額は、平成15年度は3億6,027万円ですが、平成17年度までは増額となり3億9,454万円に達しましたが、その後は経営努力により減額に転じ、平成19年は3億6,158万円までの削減を達成しております。また関連する各課等のIT経費は、平成15年度は1,587万円でしたが、平成19年度は1,352万円に削減を果たしております。

次に、2点目の小学校のパソコン教室整備事業の総額ですが、平成20年度実績では、3,168

万円でありますが、平成21年度においては再リース対象のパソコンがあるために、2,193万円になります。

次に3点目の、町で使用しているパソコンの台数は何台か。また、その保守の費用は幾らになるのかという点についてお答えいたします。まず、ネットワーク端末として平成20年度当初において1、197台、スタンドアローンとして18台が稼働しております。次に、その保守費用でありますが、大半のネットワーク端末の保守費用は、委託料の内訳として発生するため、案分による算出になりますが、おおむね年間3、000万円になります。

次に4点目の、パソコンのリース料率は何%か。そして、その契約はどういう基準で契約業者を決めているのかという点についてお答えいたします。パソコンの本体単価にリース料率を乗じた金額が入札する金額となりますが、パソコンのリース料率それ自体は、契約行為の中では明示されるものではなく、入札金額の内訳としてのみ存在するため、阿見町においては特定の基準を定めているものではありません。

次に、契約業者の選定につきましては、町に入札参加指名登録をした物品・役務の有資格者から担当課が推薦し、競争入札の参加資格審査会において選考することとなっております。

次に5点目の、阿見町のIT事業費の適正金額は幾らぐらいと考えているのかという点についてであります。まず、IT関連事業費はネットワークを含めたハードの調達経費とパッケージソフトの調達経費、初期導入及びカスタマイズ経費、保守維持管理経費に大別されます。これらの経費を総合した上での適正金額については、行政需要に対応する開発業者の有無と職員の情報操作能力と、ソフトに対するカスタマイズの必要性等の条件が複合するため、明確な基準化が難しいのが現状であります。

平成19年度の近隣の事例を見ますと、土浦市では約6億5,000万円、牛久市では約4億1,000万円、龍ケ崎市で約3億5,000万円、石岡市3億8,000万円の規模であり、阿見町のIT事業費3億6,000万は、ほぼ適正な金額であると判断しております。しかしながら、経費削減に向けての不断の努力は必要不可欠であり、システムの根幹に遡及する再検討を含めて経費節減に努めてまいりたいと考えます。

次に、6点目のITコーディネーターの仕事の内容を知っているのか。もし知っていたとしたら、ITコーディネーターの活用を考えたことがあるのかという点についてであります。ITC試験は、特定非営利活動法人ITC協会により、ITCを認定するために実施されている民間資格試験であり、産業構造審議会中間報告では、ITCは経営者の戦略的情報化構想の策定を支援し、これに基づく情報システムの企画及び調達を行い、システムの設計者等がシステム構築を実施する場合も支援的に働き、また管理し、これを無事に稼働するまで一貫して関与し続けるような、経営戦略と情報システムをつなぐことを行う人材であると定義していること

は認識しております。

次に、ITCの活用に関してでありますが、県内においては茨城県が研修会講師として活用し、牛久市及び常総市が業務委託を実施して活用しております。牛久市においては、基幹システムの入れ替えにおいて活用し、常総市においては合併後のセキュリティーポリシーの作成とITCコスト診断において活用をしております。

そういった状況の中で、阿見町におきましては、本年2月に平成21年度のサーバー群の同期 一斉交換契約を債務負担行為に基づき締結し、ベンダー管理から独立したネットワーク管理委 託契約を同時に締結いたしました。ITが本来的に持つネットワークの脆弱性の危機管理を強 化するとともに、効率化を指向するものであり、ITC活用と同レベルの効果を果たすものと 考えております。

今後におきましては、町民視点に立ったシステムの改善等を進めるとともに、システム運用 経費の削減や、業務処理時間の削減等の最適化を可能な限り早く実現を図るとともに、さらな る経営効率の効果の向上を図るための具体的な施策を着実に実施するものであります。こうし た成果を確実なものとするために、これからはITCの活用も手法の一貫として検討してまい りたいと考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。今、町長のほうからるる6点にわたって回答をいただきました。
- で、1点は、総額がかなりの額になるんで、システムソフト、ハード面、いろんな形での金額が加算されてきて、その中でも阿見町はかなり抑えられているのかなというのは実感として思っております。思ったよりも。ただ、ちょっとその中で、パソコンに関してちょっとお聞きしたいと思います。

パソコン教室の整備事業に関して、今お答えありましたけども、この機種、どっかの年限の 限定していただいて結構なんで、ある年度の、一斉に入ったわけではないでしょうから、機種、 性能、価格に関してちょっとお教えいただきたいと思います。

- で、それに関係しまして、実勢価格と比べてどうだったのか。それもちょっとお尋ねしたい と思います。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長川村忠男君。
- ○教育次長(川村忠男君) それでは、お答えいたします。まず、阿見町のIT教育。これはですね、経緯から申しますと、小学校で平成6年からで中学校では平成4年からということでパソコンを導入してIT教育をしております。
 - で、ただいまの御質問でございますが、当初は買い取りという形だったんですが、その後は

やはりこういった機器については日進月歩改革があるというようなことで、途中からリースに変更しております。ちなみに今現在整備されているパソコンについては、平成15年度から順次ですね、整備をしたということになります。

その中で、そういったスペックというんですか、仕様なんですけども、まず児童用クライアントとして、まず形式でデスクトップに関しましては、CPUとしてセイロンの2.0ギガヘルツと。それからハードディスクについては40ギガバイトと。それから当初メモリにつきましては128メガバイトということで、平成15年度は整備しました。がですね、やはりこのメモリではやはり不足するということで、当初メモリからやはり増設をしておりまして、今現在は512メガバイトというような形で増をしております。これが平成15年度に整備したパソコンであります。

それから、ノート型のパソコンもございまして、これにつきましてはCPUがセイロンの 1.8ギガヘルツと。それからハードディスクについては20ギガバイトと。それから当初のメモリは128メガバイト。これにつきましてもやはり容量が足りないと、不足するということで、今現在は256メガバイトというようなことで容量の増をしております。これが平成15年度に整備したものであります。

それからですね、平成16年度に整備したもの。児童の、生徒のクライアントということで、これにつきましてはCPUがセイロンの2.5ギガヘルツと。それからハードディスクが40ギガバイト。それから当初メモリが、ここはやはり15年度と同じく512メガバイトで整備をしております。これが平成16年度です。

で、平成17年度に整備したものにつきまして、児童生徒クライアントですけども、これがセイロンDの2.66ギガヘルツと。それでハードディスクについては、40ギガバイト。それから当初メモリが同じくやはり512メガバイトということで整備をしております。

スペック、仕様につきましては以上であります。

これでよろしいでしょうか。

それと値段なんですけども、ソフトと一緒なもんですから、ここでちょっと数字的なものが はじけないんですが、こちら教育委員会サイドとしては妥当だとは思っております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) わかりました。ソフトと一緒ということで、単体ではないと。

もう1点,それにつけ加えまして、その機種の選定に関して、ずっと一人の方が選定して導入していかれたのか、途中で担当が変わったのか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 学校教育課長黒井寛君。
- ○学校教育課長(黒井寛君) はい、お答えします。古いことはわからないんですが、20年度 は私担当いたしましたので、回答させていただきます。

機械ですけども、想定メーカーと型番の指定ではなくて、先ほど次長が申し上げましたよう に、性能の指定で入札を行いました。そういうような形で指定しております。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

以上です。

○3番(川畑秀慈君) わかりました。1点は、機種選定ではなくて性能で全部選ばれてきたということはわかりましたが、これに関して、今ちょっとお聞きしたかったのは、何年間にもわたって、これから将来にもわたって購入するということは当然考えられるわけなんですが、そのときの選定の基準だったり価格的なものであったりというのは、だれが担当になっても同じような形で進められているのかどうなのか、人が変わってその辺のところがぶれてきたりしないのか、その辺がちょっと疑問な点だったんでお聞きをいたしました。

それをお聞きしますと、ちょっと過去のことに関しては御存じないということなんで、知ってるところだけ今、お答えいただきましたが。

次に、町で使用してるパソコンの台数が1,197台プラス18台ということで、保守点検費用が、 先ほど3,000万円ということで、年間ございました。この保守のサービスの内容は、どういう 内容なのか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務課長篠原尚彦君。
- ○総務課長(篠原尚彦君) はい。お答えいたします。保守管理の内容ですが、定期点検と消耗品の交換、それから修理が必要な場合の修理でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。これですね、年間に3,000万円かかって、大体台数が1,200台使ってるって、3,000万円かけて、この1,200台、これは安いのか高いのか、その辺の基準をちょっと見ますと、多分これはベンダー保守になりますかね。どうでしょうか。メーカー保守でしょうか、ベンダー保守でしょうか。それをお聞きいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 総務課長篠原尚彦君。
- ○総務課長(篠原尚彦君) 失礼しました。機器をリースしていますので、ベンダーでもメーカーでもないということになりますが。
- ○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。
- ○3番(川畑秀慈君) 微妙なお答えだったんですが。この保守サービスに関してなんですが、 メーカーの保守で一例を挙げますと、当日オンサイトで1台大体1,000円なんですね。で、翌

日になると1台700円。で、引き取りで保守をするともっと安くなるんです。これを単純計算しますと、1台につき年間2,500円かかっているんですね。ということは、いろいろと附属の保守サービスがかなり高めに設定されているような、パッケージごとを何かやられてるんじゃないかと。

そうなってみますと、単純に消耗品を交換したり、いろんなトラブルがあったとしても、半分は下げられるんじゃないかと、私もプロじゃないんで、素人考えでもそれぐらいの金額の差額は出てまいります。ですから、この保守サービスの種類、またその辺の見直し。過剰な保守はないかどうか、安全にということで、かえってそれが保険料のほうが高くてパーツのほうが安いということも、これ現実に起こり得ますんで、その辺の見直しも、ぜひ、これはしていただいたほうがいいのかなと思います。

当日オンサイトでいきますと、1台1,000円で計算しますと、大体1,200万なんで1,800万の差がそこで出てきます。まあ単純にこれだけというわけにいきませんが。で、翌日オンサイトになりますと、これが700円だと約840万、保守料が。で、これが引き取りになるともっと安くなる。ですから、この1点をとってみてもかなり経費の削減には具体的になってくるのかなと、こう1つ提案させていただきます。

それとですね、先ほど4点目、パソコンのリース料率は何%ですかとちょっとお聞きしたのに対しまして、その点をちょっと……。リース料率、%。

ええ。パソコンのリース料率。さっきお答えのほうでは、パッケージでという話がちょっと、 幾らというのはありましたが、基本的には本体が幾らで、それにリース料率が幾らかかって幾 らっていうのが本来のあり方なんですが、その辺のところは全く、町のほうとしては把握して いるのか、把握していないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務課長篠原尚彦君。
- ○総務課長(篠原尚彦君) はい。お答えいたします。先ほど、学校教育課のほうの所管のパソコンのお話をしたところですけども、そのほかに役場関係で使っているパソコンの部分がありますので、そのほうで申し上げますと、リース料率としては月当たり1.8から1.9くらいのリース料率になりますが、パソコン本体の額としては、平成15年のころで言いますと、1台当たり18万円程度。それが現在だと9万円程度に価格を抑えています。

で、以前だと小口にリース契約をしていたわけですけども、それをなるべく一括でリースで きるような方向にだんだん改善をした関係上、そういう価格の削減ができています。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

以上です。

○3番(川畑秀慈君) はい,ありがとうございます。リース料率,聞いてぴんと来る人もな

かなかいないかと思うんですが、1.8から1.9%というのは、まあ適正な金利の幅であるのは確かです。で、5年間の料率が、そうすると110%ちょっとぐらいになります。これが、物本体とこのリースの業者と、もしこれを別々にして入札をした場合には、もう少し下がってくるような気もいたします。

実際にパソコンの本体と、このリース会社と別々に契約したとしても、パソコンの保守また その性能自体には何ら金額には変わりないわけで、この利率が低ければ低い分だけは、その分 経費の削減というのはできますので、これはぜひ幅広く入札をしていただいて、少しでも安い ところでやっていただければ、経費の削減になると思いますので、この点もひとつよろしくお 願したいと思います。

それで、5番目の阿見町のIT事業費の適正金額に関しては、町長のほうからも答弁ありましたが、現在の段階ではいろいろと削減もしているので、適正な金額ではないかという答弁いただきました。

いただきましたが、今1点、パソコンの保守点検の費用だけ見てもそれだけの差額が実際に出てくる部分も――すべてがそのとおりとは言いませんが、低くなることは、可能性としては十分あり得ますので、あるITCの方に、ちょっと話を聞いたところによりますと、阿見町のIT費用の適正金額というのは、これが本当に適正かどうかというのはちょっと微妙ですが、1つの行政機関の基準としましては一人頭大体5、000円ちょっとぐらいだろうっていう話なんですね。それが、これから将来ずっとそのまま行くかどうかはわかりませんが。

そうしますと、大体阿見町のIT費用の適正金額の総額というのが、コーディネーターによりますと2億4,000万ぐらいなんです。まあシステム替え、いろんな形でこれから改善されるんで、また大幅な削減には町としてはなると思うんですが、この今一人頭換算してみますと7,800円ということで1.5倍強かかっていると考えますと、まだまだいろいろ細かいところ見てまいりますと、削減できるところは、現実問題としてあるような気はいたしますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと町長のほうに一言、先ほども答弁ありましたが、お聞きしたいと思いますが、現在の阿見町のIT事業のシステム関係の担当者の方、大変、お話をお聞きしまして優秀な方だと把握はしておりますが、これからも経費の削減を図りながら、システムの機能さらなる充実に向けて、現実取り組まれております。

確かに周りの自治体と比べましても、非常に頼もしい限りでありますけども、将来にわたって担当者が全く異動しない、そこにずっといるということは、現実問題としてちょっと考えにくい。また、その方もずっと在職し続けるということは、歳が来れば当然定年ということにはなりますので、そうしますと、阿見町のこの専門的な知識を有するIT事業を管理していくこ

と、これは非常に大事になってくると思われます。

で、今やはり取り組んでいかなきゃいけないことは、あらゆる経費削減に取り組みながら、 人がかわることによって、仕事の質、内容、レベルがダウンすることなく、落ちることなく、 将来にわたって継続し、やはり高いレベルの仕事が引き続き行われるように、新しいそういう システムを、また人に仕事がついていくのではなくて、そこに入ったらみんな同じようなレベ ルの仕事ができるような形を構築する必要があると、私は考えております。

また、民間の経営感覚で見た経費削減の手法もいろいろと取り入れ、町の発展のためにさらなる努力をしていただくことを希望いたしますけども、最後に町長のこの辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) これからのIT利用,ますます重要になると思います。そういう点で,川畑議員言うようにね,同じ者をずっと張りつけておくということはできないんで,いわゆるITCですか,そういう形を活用する考え方を導入することは必要なんじゃないかと,私も十分理解はなかったんですが,うしくあみ斎場なんかでも,時々決済のときにそういう話が来て,こういうものをやっぱり有効に活用すべきだと,そういうことを考え伝わったところなんで,ぜひそういう力も活用するようなことを考えていきたいと思います。

○議長(諏訪原実君) 3番川畑秀慈君。

○3番 (川畑秀慈君) 大変ありがとうございました。ぜひ、いろいろ民間のそういう活力、 知恵をかりながら、さらなる削減と、また機能充実、サービス向上へ向けていっていただきた いと思います。大変にありがとうございました。

以上です。

○議長(諏訪原実君) これで3番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時04分散会

第 3 号

〔 3月12日〕

平成21年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成21年3月12日(第3日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 2番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 3番 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁 君 10番 君 久保谷 実 吉田憲市 11番 君 12番 天 田 富司男 君 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 17番 君 佐 藤 幸 明 18番 細 正 幸 田 君

○欠席議員

16番 櫛田 豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 大 﨑 誠 君 長 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 長 渡辺 総 部 清 一 君 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 坪 田 匡 弘 君 都市整備部長 康 司 君 桑 田 教 育 次 忠 男 長 川村 君 防 長 瀬尾房雄 消 君 総 務 課 長 篠 原尚彦君 企画財政課長 﨑 篠 慎 一 君 農業振興課長兼 大塚芳夫君 農業委員会事務局長 商工観光課長 木内良夫君 予科練平和記念館 湯 原 幸 徳 君 整備推進室室長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成21年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成21年3月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成21年第1回定例会

一般質問2日目(平成21年3月12日)

発 言 者	質問の趣旨	答弁	者
1. 久保谷 充	1. 商工観光政策,地域活性化について	町	長
2. 天田富司男	1. 景気対策について	町	長
3. 柴原 成一	1. 遊休農地解消について	町	長

午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(諏訪原実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほど、お願いをいたします。

初めに、2番久保谷充君の一般質問を行います。

ただいま11番吉田憲市君,14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17名です。

はい、済みません。

2番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

[2番久保谷充君登壇]

○2番(久保谷充君) おはようございます。

通告により、商業観光政策、地域活性化について質問をいたします。

阿見町では吉原東土地区画整理事業区内に、今年の7月あみプレミアム・アウトレットがオープンする予定とされております。既に開業しているいずれの店舗も、その後増設を重ね、大きく店舗面積を拡大をさせていますので、あみプレミアム・アウトレットも大きく飛躍するのではないかと期待が高まっているのですが、大きな店舗が開業するとなると、地域の既存の商業施設への影響が心配されます。

異業種が異なるというか、予定されている営業店舗は、日常的な商品を売るというよりは、 営業会社のコンセプトは非日常的な空間で、一日中ショッピングを楽しんでいただくというこ となので、どのような影響があるか予想しにくいかもわかりませんが、地域商業への影響をど のように見ているのか。また、雇用など経済効果をどのように見ているのか、お伺いをいたし ます。

あみプレミアム・アウトレットには、阿見町の特産品、農産物、町内立地企業の製品などが

展示されるコーナーが設けられ、アウトレットに来客する県内外の買い物客に紹介されるということですが、販売はできないということで、残念な気もします。県内外から訪れた来客者は、阿見町の地元産品や企業の紹介をするだけではなく、もっと積極的に販売や誘導につなげるためにはどうしたらよいのか、みんなで知恵を絞る必要があると思います。

よく大都市にアンテナショップを設ける自治体や農協があります。どんな品物がどんな値段ならば大都市の消費者に受け入れられるのか、地域のブランドを確立するために、どのように消費者にアピールするのがよいのかなど、貴重なデータを集める手段になっています。

今回のプレミアム・アウトレットの展示コーナーは、非日常的空間に来客するだろう多くの 消費者に、阿見町の特産品や農産物、観光情報、企業情報などをどのように伝えるのか、今後 の阿見町の特産品や農産物、観光をどのような戦略を立てたら、消費者に大きな支持を得られ るのかなど、大事なテーマがあると思います。

そこで、展示コーナーとスタッフをどのような目的で配置しようとしているのか、その目的 を達成するためのスタッフの採用と教育をどのように考えているのか、お伺いしたいと思いま す。

次に、先ほどから質問しています阿見町の特産品、農水産物等の商品化や育成の件について 伺います。町には霞ヶ浦の魚介類、ヤーコン、スイカ、レンコンなどの農産物、草人形という ものがあります。工場見学など産業観光、梅林やブルーベリーなどの観光農園もあります。し かし、これというものがあるわけではありません。それでも地域活性化には、やはり地域のオ リジナル商品、オリジナルブランドは欠かせない重要な要素です。

宇都宮市の餃子の町、龍ケ崎のコロッケはすっかり定着しています。土浦市のカレーの町は、 まだ認知されてないと思いますが、このように地域全体で取り組むという方法もあります。阿 見町に行ったら、これは必ず買いたいと思うような特産品をつくりたいと思いませんか。

お隣の行方市の商工会には、霞ヶ浦には困りものの外来魚であるアメリカナマズが、低カロリーでコラーゲンたっぷり含まれているなどに注目し、ブランド名「湖ふぐ」という生ハム仕立てにしたり、外来魚であるアメリカナマズを使った行方ハンバーガーをつくり上げるなど、マスコミが注目されている、なかなか元気な企業があります。

アメリカナマズは、御存じのように外来魚で、在来種のワカサギなどを食い荒らすため、駆除対象にも指定されています。地元ではワカサギなどのつくだ煮以来の大ヒットだと言っているそうです。この開発には、特産品の開発などを促す、国の地域資源全国展開プロジェクトで、同商工会が800万円の補助金を受け取ることで決まって、始まったものだそうです。

行方市には、商工会会員間の異なる技術や経営資源の融合化、会員間の共同研究や共同開発、 新分野開拓、地場産品を使用した特産品研究開発などが対象になる行方市異業種地域研究会事 業補助という制度があります。また、市の名所や旧跡、観光資源の開発保存及び特産品の宣伝紹介などを対象にした行方市観光補助という制度もあります。額は大きくないものの特産品開発の動機づけにはなっているのじゃないかと思われます。有効な補助金の使い道だと評価できると思います。

全国には、行政が特産品を育てるさまざまな仕掛けを、積極的に行う自治体があると思われます。県内外の自治体で、地域特産品を育てたり商品化するために、どのような条例や補助制度があるのか、また、補助金額はどの程度なのか伺いたいと思います。

あわせて今後、阿見町ではどのような補助制度を制定する考えがあるのかどうかもお伺いします。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 久保谷充議員の御質問にお答えします。

まず、質問の1点目のアウトレットができたことによる地域商業への影響と雇用等への経済 効果をどのように見ているかという点についてであります。

今年初夏のあみプレミアム・アウトレットの開業は、さきにチェルシージャパンが展開して おります佐野などの例に見られますように、アウトレットの開業後、周辺にその集客力を期待 したショッピングセンターや飲食店、ホテルなどの数多くの施設が立地し、また多くの地元雇 用の創出が図られたなどのことから、阿見町においても同様の効果が期待されるところであり ます。

加えて、議員御指摘のように、アウトレットで取り扱う商品については、既存商業施設のものと異なることや、町内外から訪れる年間300万人から400万人もの多くの来訪者が町内を回遊することなどから、既存商業地の活性化や霞ヶ浦を初めとする観光の振興につなげられるものと考えているところです。

このように町では、アウトレットの開業によるさまざまな効果をより確実なものとする必要があると考え、来訪者を町内へ周遊させるため、アウトレット内へ新たに設置しますあみコミュニケーションセンターにおいて、町内の観光資源等について情報発信を行うとともに、周遊マップの作成や広域観光案内板の設置、収穫体験をテーマにした観光施策の実施、土産品などの地元特産品の開発などにより、商工業や農業、観光の振興を図ってまいります。

また、町商工会やJA等と連携し、アウトレット場外において定期的に物産販売等のイベントを開催することなどにより、地域の活性化を図ってまいります。さらに、雇用につきまして

は、アウトレットの開業により新たに700人から1,000人といわれておりますが、そういう数の 雇用が見込まれますことから、その求人に関する情報提供を行い、地元雇用につなげてまいり ます。

次に、2点目のアウトレットの展示コーナーと職員などを、どのような目的で配置しようと しているかという点についてであります。

アウトレットは先ほど申し上げましたとおり、町内外から多くの来訪者が見込めることから、町ではこれを大きなチャンスとしてとらえまして、開業に合わせ、あみコミュニケーションセンターにおいて町の観光物産等を紹介することとしております。ここでは観光マップや町内の飲食店や土産品等を紹介したパンフレット、草人形を初めとする特産品などについて工夫を凝らした展示を行い、案内係として特別職の非常勤職員を常駐させ運営することとしております。

なお、職員の採用に当たりましては広く公募の上、面接等を経て町の観光知識を有し、接客にたけた人材を決定することとしております。また、教育に当たっては、オープン前から町情報に関する幅広い知識と接遇等についての研修を重ね、オープンに向け万全を期してまいりたいと考えております。

このように、町の玄関口の役割を担うコミュニティーセンターを通し、町の認知度を高め、 イメージアップと誘客の促進を図ってまいります。また、多くの町外からの来訪者と接します ことから、おもてなしの心を持って情報提供に努めてまいります。

次に、3点目の地域特産品を育てる条例や補助制度についてであります。県内外の状況についてでありますが、例えば、県内の地域特産品の中から食に関する特産品について申し上げますと、土浦市のカレー、龍ケ崎市のコロッケ、桜川市真壁のすいとん、小美玉市のプリン、かすみがうら市の焼き芋焼酎などがありますが、いずれの市町村においても単独による条例や補助制度はなく、幾つかの地域特産品において県の補助事業を利用しているのが現状であります。

なお、県の補助事業を利用している例を挙げますと、桜川市真壁のすいとんは、特産品等販路開拓支援事業の採択を受け、平成17年度は150万円、18年度は120万円の補助となっており、加えて市が上乗せ補助をしております。また、かすみがうら市の焼き芋焼酎は、合併新市町村主要プロジェクト支援事業の採択を受け、平成17年度から19年度の3カ年継続事業であります。美味多彩「湖山の宝」発掘プロジェクトの中で開発・商品化され、プロジェクト全体に対して250万円の補助となっております。

一方町では、今年度に県事業、がんばる商店街支援事業を活用し、県補助金200万円、町補助金200万円により、町商工会が行う特産品のヤーコンを使った土産品づくりの開発と商品化に対し支援しているところであります。また、農産物については、県の銘柄産地の指定を受けているスイカがありますが、これについてはマーケティング強化支援事業を活用し、販売促進

宣伝活動費や生産出荷拡大推進費に対し、県補助金20万円を受け、販売の促進や生産量の維持 を図ってまいりました。

その他,特産品に対する支援の取り組みとしまして,ヤーコンフェアの開催やいばらきれん こん広域銘柄化推進会議が行う,日本一のれんこんフェアへの参加協力など,生産振興や販売 促進を図っております。

いずれにしましても、県内において、市町村単独での特産品支援に特化した条例や補助制度がないことから、町としましては、今後これらの制定等につきましてはさらに調査検討してまいりたいと考えています。

なお、現行での支援策としまして、地域産業資源等を活用した新商品の開発などで、専門家 等によるアドバイスや低利融資などが受けられる、国の中小企業地域資源活用プログラムや地 場産業の育成を図るための新商品開発や販路開拓等に助成が受けられる県の地場産業等総合支 援事業などがありますことから、これらを活用し、地域特産品の取り組みに対して支援してま いりたいと考えます。

- ○議長(諏訪原実君) 2番久保谷充君。
- ○2番(久保谷充君) 阿見町には、桜がこれから開花するわけですが、全国的というか、いろいろ旅行行っても、阿見町に、これだけ桜があるところは余りないんじゃないかなというふうに、私は思っています。そこで、桜をライトアップするとか、あと写真で、みんなでコンテストみたいなのを催してやるような考えとか、そういうことは考えてはおられないですか、お伺いします。
- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。

今、桜のライトアップとかコンテストという御提言、御質問なんですけども、桜に限ったことではないんですが、今年観光プロデュース事業というものを行っております。

これ、町に埋もれている観光資源を再発見・再価値化して観光振興のきっかけづくりをつくるという会議なんですけども、そちらのほうで提言いただいたものにつきまして、これからですね、歩き――町内を歩いていろいろ見ようというテーマなんですけども、そういった歩きながら見るということに関しまして、観光用のパンフレットやDVDですね、そういったものを作成して広くPRをしていこうというふうに考えております。

ですので、その中で桜もですね、その中に入れまして、桜も町ではこれだけ多く咲いていると、観光のスポットですよというふうにPRをしていきたいというふうに思っております。

- ○議長(諏訪原実君) 2番久保谷充君。
- ○2番(久保谷充君) あみコミュニケーションセンターに応募した人数は何名だったのか、

お伺いします。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) あみコミュニケーションセンターは、4人募集を行ったんですけども、募集を行いましたところ49名の応募がございました。
- ○議長(諏訪原実君) 2番久保谷充君。
- ○2番(久保谷充君) 商業観光政策の観点から、大変期待をされております、平成22年2月にオープンを予定されている予科練平和記念館についてお伺いをいたします。

この施設は、予科練という歴史的戦争遺産を後世に残すとともに、阿見町の名前を全国に発信する観光資源、教育資源だと考えております。そこで自衛隊への働きかけについてお伺いをいたしたいと思います。

生存予科練同窓に加え、遺族及び一般の方々が設立した財団法人海原会が、全面的に協力してくれることは大変心強いことだと思います。同時に国を守るという共通の意識をお持ちになっている自衛隊への働きかけを強める必要があると考えます。自衛隊組織は全国に24万人の隊員がいます。家族を含めれば、その3倍以上の人数がいると思われます。

自衛隊に対して、あるいは隊員に対しての働きかけや、寄附金の募集、あるいは予科練平和 記念館が開館してからの入館動員などについて、どのような構想をお持ちなのか、あるいは、 実際に働きかけをされているのなら、その内容について伺いたいと思います。

また、既に予科練のシンボルである桜を全国の都道府県に呼びかけて、移植するという構想 をお持ちだと聞き及んでおりますが、その構想が大変すばらしいものだと思いますので、どの 程度まで具体化しているのかも伺いたいと思います。

さらに新たな提案ですが、予科練生の全市町村の木もまた寄贈を受けて移植するようにお願いしたいと思います。出身自治体関係者、そして遺族の方々が必ずや来館するだろうというふうに確信しています。

以上の質問と提案に対してお伺いをします。

予科練平和記念館では、物販スペースは限られ、記念品程度のものの販売というように聞いております。昨年11月に開催された予科練歴史遺産保存委員会議事録を見ると、オリジナルグッズやクッキー等の土産物の販売スペースや方法等はまだ固まってないように思われます。

海原会のグッズや他の記念館等の記念品の例を引きながら議論されているようですが、あらゆる機会を通じて地域活性化のために、阿見町を全国的に発信するためにも、ぜひとも阿見町の特産品、農産物、観光情報、企業情報等も展示できるような方法で考えるべきだと思いますが、どのような方向で考えているのかお伺いをいたします。

よろしくお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 予科練平和記念館整備室長湯原幸徳君。
- ○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) はい、お答えをいたします。

まず1点目の,自衛隊やその隊員に対する働きかけというふうなことでございますが,平成19年の11月から寄附に関しては募集を開始をしておりまして,全国の市町村への広報の依頼だとか,全国の予科練出身団体,もちろん海原会も含めてですけれども,へのお願い,それと県内の事業所,企業所,それと各種団体と,さまざまな形で寄附金のお願いや働きかけはしてきました。

また、今年度におきましては、記念館のPRということで、ポスター等をつくりまして、それは予科練平和記念館の事業の内容ですとか、寄附のお願いを含めたポスターの関係ですけれども、それをまたいろんな各種団体、いろんな可能な限りお願いをしたというふうな経緯がございますし、その中にはもちろん自衛隊の施設も入っております。

で、今後平成21年度は開館の前のPRというふうなことで、さらにポスターやリーフレットを作成いたしまして、全国の自治体あるいはそこの教育委員会等に対しまして、それと自衛隊施設に対しましても、そういうPRはしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後ともその自衛隊、あるいは自衛隊の隊員に対しても寄附のお願い、あるいは記念館への集客等についての働きかけは進めていきたいというふうに考えております。

2点目のですね、桜の木を全国の都道府県に呼びかけて、移植をしてはどうかということと、 予科練生の全国の市町村出身だというふうなことだと思いますけれども、その市町村からの木 を、移植してあった木をいただいてはというふうなことですけれども、全国といいますと、予 科練24万人が入隊しているわけで、ほとんど全国の市区町村が対象になるというふうなことで、 1,800余りの自治体が対象になろうかと思います。

現段階,予科練平和記念館の外構の工事設計を進めておりまして、その中にはもちろん植栽計画というものを進めております。もちろん桜を中心とした植栽計画を考えているわけなんですけれども、全国の自治体からということになりますと、やはりそれを植えるスペース的な問題、あるいは万が一枯れてしまったときの、いただいたところの自治体への対応等、非常に苦慮しなければならないというようなことが思われますので、現段階では、今実施設計を行っている植栽計画の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、記念館の中で、町の特産品の販売あるいは農水産物、あるいは観光情報、企業情報というふうなことですけれども、予科練平和記念館の中には、売店は設ける予定でおりますけれども、売店のスペースが非常に限られております。ただ、やはり来館者に対しまして、来た人に記念となるものの販売ということも非常に重要だと思いますので、キーホルダーだとかスト

ラップだとか,あるいは便せん,あるいは絵はがきという,そういったものの小物類だとか, 町で発行しております阿見と予科練だとか町史,そういった町で発行しております書籍類等の 販売は考えてはおります。

また、商工会のほうでも、がんばる商店街支援事業で予科練の街クッキーというものを製作 しまして、記念館の中で販売したいというふうな希望もあるようですので、そういったものは その記念館の、といいますか町の振興になるものであれば、取り組んでいきたいというふうに は考えております。

その他、特産品、農産物等につきましては、記念館の外のスペースにかなり広い広場もございますし、そういった中で、例えば農協さんだとか商工会さんの御協力を得ながら、特売会だとか朝市だとか、そういったものを展開していただければ、非常に地域の活性化には役立つというふうには考えますし、予科練平和記念館への集客にも非常に効果があるんではないかなというふうなことで考えておりますので、そのような方向で取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 2番久保谷充君。
- 〇2番(久保谷充君) もう1つ、3月4日の茨城新聞によると、阿見町は新たな事業として 竹林を利用した観光を進め、竹やぶを生き返らせ、循環型の観光交流空間をつくる。具体的に は、竹林の整備、タケノコ掘り体験、竹あんどんイルミネーション、阿見レシピの飲食ネット ワーク化などを目標としているとありますが、町としてはどういうふうに考えているのか、お 伺いをいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えをいたします。

今の3月4日の茨城新聞の報道につきましては、先ほども申し上げましたけれども、観光プロデュース事業、今年行ったわけですけども、それで提言をいただいております。その内容と今後の町の取り組みについて、情報を新聞社のほうに提供して報道していただいたものでございます。

まず、観光プロデュース事業の今年度事業の内容なんですけども、この事業を展開するに当たりまして、まず観光プロデュースの会議を実施をいたしました。10名の委員で構成されていまして、大学教授の方や商工会、JA等の代表、それからボランティアの方、学生の方も――茨城大学と県立医療大学の学生の方にも参加をしていただきまして、町内の現地調査を含めて6回にわたる会議を行いまして、その中で町内にある観光資源等の利活用の検討をしていただいたところであります。

その協議の結果をまとめていただきまして、2月の末にですね、この会議から町のほうに提言をいただいたということでございます。その内容が新聞に一部載っていたかと思うんですけども、その提言の内容なんですけども、まず基本コンセプトとしまして「ゆったり自然を歴史を歩く」というコンセプトでございます。次に期待される施策としまして、竹ですね、竹やぶを竹林として生き返らせ、循環型の観光交流空間を創造するという提言をいただいております。

竹に関しましては、具体的には、竹を活かした環境整備として、竹やぶを竹やぶから竹林へ、で、汚染浄化実験。竹を活かした観光としまして竹炭づくり、竹いかだレース、竹あんどんのイルミネーションなどがございます。また阿見のレシピとしまして、タケノコなどを使った飲食店のネットワークをしたらいいんじゃないかと。それから竹林などを歩くマップの製作、それらを阿見観光ホームページに情報を載せたらいいんじゃないかというような具体的な提言をいただいたものでございます。

で、町のほうはこの提言をいただきまして、早期に実現していくために、来年度からこの提言の中のできるところから実施、事業を着手する考えでおります。例えば、今考えていることなんですけども、例えばイベント、まい・あみ・まつり等の時期に合わせまして、竹あんどんイルミネーションをやったらどうかというようなことを考えておりますし、タケノコなどの地場の食材を使った飲食店、これを町内の飲食店に取り入れてもらいまして、それをPRしていくというようなことを、まずできるのかなというふうに考えております。

それと竹林のほうなんですけども、大分荒れている竹林が多いということなんですが、まず竹林がどの程度あるかということにつきましては、昨日雇用の話で出ましたけども、国のほうの緊急雇用対策であります緊急雇用創出事業交付金というのをいただいて、失業された方に雇用を創出する話なんですけども、その事業の中で竹林の調査を行っていきたいと、21年度ですけども、行っていきたいというふうに考えています。

で、その実態を把握しまして、その中でいいものを整備していくということなんですけども、 それにつきましては平地林保全事業でできるかどうかということもありますけども、そういっ たもので関係部署と連携をとりながら整備をしていきたいというふうに考えております。

また、観光プロデュース事業の中では、歩きをテーマにした観光というのをしたらいいんじゃないかという提言をいただいておりますので、歩きをテーマにした観光用のパンフレットやDVDを作成しましてPRしていくというような予定でございます。

以上のようなことを、観光プロデュース事業にかかわりまして考えているところでございます。提言を幾つかいただきましたので、それもさらに具体化していくというようなことで、21 年度も引き続きこの観光プロデュース事業を継続しまして、いろんな観光づくりを目指していくというように考えております。

- ○議長(諏訪原実君) 2番久保谷充君。
- ○2番(久保谷充君) それでは、麻生首相は100年に一度の経済危機と強調していますが、阿見町にとっては圏央道の開通という100年に一度のチャンスを逃すことなく、先手を打って首都圏や全国の観光客を誘致し、交流人口を増やし、町の産業や経済活性化を図っていきたいと期待しています。

丁重な御回答をいただきまして,今後とも地域活性化のために町民の意見をよく聞き,議会 を通じ地域発展のために尽くすことをお約束しまして,終わります。

どうもありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで2番久保谷充君の質問を終わります。

次に、12番天田富司男君の一般質問を行います。

12番天田富司男君の質問を許します。登壇願います。

[12番天田富司男君登壇]

○12番(天田富司男君) 通告をいたしました景気対策について。

私も昨日から景気対策ということを考えると、何か暗い米国発の同時不況または100年に一度の未曾有の経済不況、そういう状況の話を、やっぱりしたのがいいのかという非常に心にそういうものが浮かんでまいりました。

しかし、景気対策というのは財政出動をするわけですね。お金を、皆さんの税金、または国債、やはり国債を使わないと、この景気対策ができない。また阿見町でもやはり、この国の景気対策と同時に、やはり町にとってもいい方向に行かなけりゃならないということで、町も財政出動をしていく。そういう状況の中で、やはり明るくこの景気対策を述べなけりゃいけないのかなと。

そういう意味で、やはり今から日本が本当に今後とるべき道、それはオバマ大統領がグリーンニューディール、そういうことを、この政策の柱にしました。これは日本のおはこなんですね。やはり環境力は、この環境の力というのは、やはり世界で一番のそういうノウハウを持っている国であります。

やはりこの政策主導で国内の世帯とかそういうところに、蛍光灯、LEDの導入、やはり CO_2 削減、これは川畑議員も前回の一般質問等でやっておりました。やはりクリーンエネルギーの太陽光発電、そういうものをやはり積極的に取り入れていって、日本を元気にしなければならない。そういう、やはり考えで今後日本の再生をしていく。これが大事ではないかなと私は思っております。

そこで,質問に入ります。

1点目ですが、国の08年度第1次補正予算においては、皆さんも御存じのとおり、公立学校

の施設約1万棟の耐震化,こういうものがうたわれております。また中小企業向けの信用保証制度を導入していく。当町においては、今回の補正予算において繰越明許費――小学校・中学校の耐震化の繰越明許費が出ております。そして第2次補正、この3月4日に成立しました。これは定額給付金、一人当たり1万2,000円、65歳以上18歳以下2万円を支給する。そして自治体が道路、橋の改修や定額給付金の上乗せ分などに使用する、地方に配る地域活性化交付金、これが6,000万。

これは阿見町でも第2次補正によって、地域活性化生活対策臨時交付金4,181万8,000円の交付金が来ております。この事業は、財産管理費の中で、案内板設置工事をするということになっております。そして、出産・子育て支援、妊婦健診の無料分を5回から14回にすると。そういう中で子育て支援特別手当などは、今回の補正にも出ております。4歳から6歳までの人たち。これに第二子以降ですが、この人たちの給付金ですね。

そして緊急雇用対策。これは先ほども生活部長が言われたそのような対策が練られております。そして私たちが、この本予算もまた、この29日に自然成立するような状況。この状況の中で今何が、そういう政策を遂行していくために必要なのかという、そういうものが国のほうでですね、出ております。

それはまず1兆円の緊急予備費の新設。まだこれは、どうにしろ本予算がきちんと成立しないことにはどうしようもないんですけど、あともう1点は住宅ローンの減税の拡充。特に、私たち地方自治体においては、地方交付税の1兆円の増額。これがどのような形で、町にお金が来るのか。これ非常に興味があるところです。そういう意味でも第1次補正、第2次補正、そして09年度の予算の成立を受けて、やはり阿見町も国と連動した中で当町の景気対策をしていかなければならない。その考え方を伺いたいと思います。

2点目ですが、雇用対策です。

緊急雇用創出事業,ふるさと雇用再生特別交付金事業,こういう事業がございます。昨日ですが、細田議員もこの問題を一般質問されておりました。非常にダブるところがあるとは思いますが、当町の事業所への雇用状況を踏まえた雇用対策についてお尋ねを申し上げます。

あとプレミアム商品券,3点目ですが、やはり地域振興に対してどのような手を打っていくのかということも、やはり叫ばれているところであります。確かにこの、要するに定額給付金を受けたことによる、これに際しての町の地域振興策ということでありますが、これがなくてもやはり町は地域の活性化のために、地域振興策をやはりやらなければならないのじゃないか。そういう中で、商工会とタイアップしての地域の景気振興策について、その内容等、昨日全協においては私たちは説明を受けましたが、町民の皆様方にとっては、まだ説明を受けてないので、この点お願いを申し上げます。

そして、私たちが今大事なのは、やはり町がどれだけの財政力でもって、今後この町の景気対策をしていくか。やはり公共事業のやはり前倒しによる景気対策を考えているのかどうか。 4点目ですが、これは非常に大事な点になりますので、ここ1年ではなく、やはり長い期間、この3年間で景気を回復させるという、そういう麻生首相の考え方であります。そういう中で、どのような考えをもって、この公共事業の前倒しによる景気対策を行っていくのか。

以上4点。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 天田議員の質問にお答えします。

経済情勢につきましては、昨年秋に始まった世界金融危機によって、実体経済が急速に悪化し、世界じゅうの雇用情勢が悪化の一途をたどっている状況であります。当町におきましては、昨日の細田議員の質問にもお答えしましたように、幸いにもそれほどの雇用情勢の悪化は見受けられませんが、今後の経済情勢は不透明であり、予断を許さない状況にあります。

このような中で、1点目の国の予算と連動しての当町の景気対策及び、4点目の公共事業の前倒しについてであります。

まず、国の本年度補正予算及び新年度予算について、当町に関連する景気対策を抜き出し、 その対応状況について説明いたします。

平成20年度補正予算においては、定額給付金の支給、子育て応援特別手当の支給、緊急雇用対策であるふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業及び、地方公共団体支援対策である地域活性化・生活対策臨時交付金の4点が該当します。この中で、緊急雇用対策を除く3点につきましては、本定例会に補正予算として提案させていただきました。残る緊急雇用対策につきましては、支援の仕組みとなる県の体制が整い次第、専決処分等において対応するということにさせていただきます。

また、平成21年度当初予算においては、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税の1 兆円が増額加算され、地域雇用創出推進や地域活性化等に充当することになっております。しかし、詳細が未確定のため、阿見町に該当するものが具体的にあるかどうかについては確認できませんが、確定後、該当する場合には、専決処分等で早急な対応を図ってまいりたいと考えます。

以上が、国の予算に関連した当町の景気対策の対応状況であります。しかし、100年に一度 という大不況の中にあって、国の施策だけに頼っているわけにはいきません。町としましても、 地域の実情を勘案した中での景気対策は急務と認識しております。 そこで、当町の景気対策を公共事業とし、新年度予算に盛り込んだところであります。公共事業費は、近年の財政事情により、ずっと抑制してきておりましたが、新年度におきましては、一般会計の普通建設事業費を前年度比28.6%増の18億4,000万円を計上したところであります。その特徴としましては、町道新設改良工事等の比較的小規模工事を倍増し、小規模事業者の受注機会の拡大を図るなど、受注者の事業規模にも配慮した点であります。

また、請負代金の前払金を3割から4割に拡大し、受注者の資金調達の円滑化を支援してまいります。さらに予算措置だけではなく、議員御指摘のとおり、発注時期をできる限り前倒しして実施することも重要であります。公共事業の発注につきましては、補助金の手続や設計測量等の準備から、下半期に集中するところでありますが、平成21年度につきましては、上半期内の発注率50%以上を目指し、早期の景気底上げを図ってまいる考えであります。

次に、2点目の当町の事業所の雇用状況を踏まえた雇用対策についてであります。昨日、細田議員の質問に答弁したとおり、当町では雇用状況の悪化に対する有効な対策を早急に検討する必要から、町内企業に対し雇用実態調査や聞き取り調査等を実施したところ、非正規労働者等の中途解雇などがほとんど発生していないことや、雇用に関する具体的相談がないことなどから、当面の間、他の市町村で実施している臨時職員の採用や公営住宅の提供などの対応は、実施しないこととしております。

しかしながら、今後雇用に関する相談等があった場合には、県等が実施する臨時職員の募集 や、住宅の提供などの各種支援策について紹介し、対応してまいりたいと考えております。ま た、先ほども説明しました国の雇用対策費には、緊急雇用創出事業費として1,500億円、ふる さと雇用再生特別交付金事業として2,500億円がありますが、これらの事業は職を失った非正 規労働者等の雇用、就業の機会を創出するための緊急支援策であり、地方公共団体が雇用機会 の創出を目的に実施する平成21年度から平成23年度までの制度であり、実施の要件については、 新規に雇用すべき失業者の人数や期間等が定められております。

当町には3年間分の事業費として,緊急雇用創出事業として約2,060万円,ふるさと雇用再生特別基金事業として約4,580万円が配分される予定となっております。その内容でありますが,緊急雇用創出事業については,新たに職につくまでの短期の雇用,就業の機会の創出を図るために,市町村が行う直接事業及び委託事業に対して10分の10補助されるものであり,町では予科練平和記念館資料等整理事業や,先ほども触れました竹林調査業務委託事業などの7事業の実施を予定しております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業については、地域における継続的な雇用機会の創出を 図るために市町村が行う委託事業に対し同じく10分の10補助されるものであり、町では農産物 に関する2事業を予定しております。町としましては、これらの事業の効果的な実施を通し、 地域における継続した雇用の創出につなげてまいります。

次に3点目の,商工会とタイアップしての地域の景気振興策についてであります。全国的に, 国の定額給付金の支給にあわせた景気振興策として,プレミアムつき商品券の発行が計画され ておりますが,当町におきましても町商工会が地元消費の拡大を図るため,商品券の発行を予 定しております。この内容は,昨日説明しておりますけれども,町民の皆さんに対する説明と いうことで,重複しますけれども説明することにします。

その内容につきましては、額面1万1,000円の商品券を1万円で販売し、総額で1億1,000万円分を発行することとしております。また、消費者の利便性を考慮し、商品券の一部は大型店でも利用可能となるように考えております。町としましては、同様に地域の景気振興を図る観点から、商品券の販売総額1億円の10%に当たるプレミアム分1,000万円を商工会に補助することとしており、本定例会に補正予算として提案させていただいているところであります。

なお、商品券の発行に当たっては、商工会が新聞折り込みチラシや取扱店案内ポスターを作成し、商品券の販売等をPRするとともに、町では商工会と連携し、町広報紙やホームページへの掲載などにより、広報につきましても支援してまいりたいと考えております。

さらに、町では商工会と連携し、町内中小企業に対し自治金融のあっせんや国県の金融保証制度であるセーフティーネット融資等の認定事務などを行っておりますが、特にセーフティーネット融資等の認定件数が昨年度18件に対して、今年度は2月までに121件と大幅に増加するなど、町内企業の業況悪化が見込まれますことから、今後とも企業の円滑な資金繰りが図られますよう引き続き支援してまいります。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) どうもありがとうございました。

当町の事業所の雇用状況という形の中で、3年分の事業費として緊急雇用創出事業2,060万, ふるさと雇用再生特別基金事業として4,580万ということでありました。そして、これの補助 が10分の10ということで、まず緊急雇用創出事業においてはですね、2事業は今予科練平和記 念館資料等整理事業や竹林調査業務委託事業、先ほど竹林のほうは生活部長のほうから話があ りましたけど、あと5つの事業はどのような事業があるのか。

そして、ふるさと雇用再生特別基金事業においては農産物に関する2事業を予定していると、 それの、この2事業というのはどういう事業なのか、お尋ねを申し上げます。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) はい、お答えをいたします。

緊急雇用創出事業の御質問でございます。まずふるさと雇用……。あ、こちらのほうがいいですか。順番で行きますと、緊急雇用創出事業の7事業でございます。先ほど申し上げました

のは予科練平和記念館の資料等の整理と竹林調査なんですけども、そのほかにですね、これは 国のほうである程度こういったメニューで使えというふうに示されておりまして、その中での 事業を抽出しております。

1つが墓地の実態調査及び墓地台帳整備事業。それと予科練平和記念館に関しましては3つの事業がございまして、1つ、先ほど申し上げました資料等の整理事業、それから予科練平和記念館の運営事業、それともう1つが清掃業務の委託事業――予科練平和記念館の中ですけども、清掃業務の委託事業の3つでございます。

そのほかに小規模事業の支援強化事業ということで、商工会との連携によって町内の事業者 をいろいろ巡回しまして、いろんな補助金の制度とかですね、そういったものを説明とか、そ の事業所のニーズですね、そういったものを把握するための調査を含めた事業です。

と,もう1つが近代化遺産調査業務委託事業ということで,町でまだまだ埋もれた遺産,資産等があると思いますので,そういったものを調査する事業です。

と、最後もう1つなんですけど、先ほど申し上げました竹林調査の委託事業。以上7事業で ございます。

それと、ふるさと雇用再生特別事業ですか、特別基金事業なんですけども、これは2事業で ございます。こちらのほうは委託事業になっておりますけども、農産物に関するということで、 地産地消の推進ということで考えています。

その1つが米の消費の推進なんですけども、農協のほうに委託をしまして、今JAですね、JAのほうに委託をしまして、今JAが、自分のとこの阿見町の米をですね、町内の方に定期的に届けていこうという商売をしようというようなことを考えておりまして、そういったものに使う事業でございます。

それともう1つが、地場農産物の食育推進の、これも委託事業、JAのほうに委託をする事業ですけども、この内容は直売所ですね、直売所で農産物の紹介とか、それからPRを主にしています。直売所で活躍する人をお願いするというふうな事業の2事業でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) じゃあ、まだ予算の金額的なものは出てないですか。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) 先ほどお答えしましたとおり概算なんですけども、緊急雇用 創出事業が2,060万円ということで、それぞれ割り振りはしているんですが、こちらの要望の 概算だけです。全額で7事業で2,060万、それと、ふるさと雇用再生特別基金事業が2事業で 4,580万円ということでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。

○12番(天田富司男君) 昨日は、細田議員の場合はほら、やはり基本的に内部留保している企業にとってはそれを吐き出してもいいんじゃないかっていうような話がありました。あとは、ほかの広島とかそういう県においては、やはりマツダとかそういう名前言って話しているみたいですけど、やはりその地域で相当の金額を払っている、税金で払っている、そういう企業に対しての助成策とかそういうことを、やっぱり考えているみたいなことがあります。

やはり阿見町においてもですね、やっぱりここでこういう品物を使っていたら、公共で使う ものであったら、その企業の品物を使うと。そういうものを考えておられるのかどうか、その 点もお尋ねいたしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

特にPRということは、町で今やっておりませんけども、新しくですね、来年度企業紹介のパンフレットをつくることは予定をしております。

あと、役場のほうではですね、コピー機とかですね、印刷機械は町内の企業で生産している ものを使っております。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) やっぱり地域の活性化ということになれば、その地域に相当の固定資産税が払われているというのは昨日もそういう話がありましたし、そういう企業の、まあお金を助成するわけじゃなくて、今ここにある企業に対して、やはり製品等は公共の場で使えるものはやはり使っていくのは、これはもう本筋じゃないかなと、そういう思いをしていますので、その点はやはり積極的に図っていってもらいたい。そういうことをお願いしておきます。

それともう1点ですが、セーフティーネットでですね、昨年までは18件だったと。そんで今回は121件。確かに町で認定はしましたけど、じゃあ121件のうち実際すべての零細小企業がお金を借りられているのかどうかっていう、そういうものは把握しているんですか。

- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長坪田匡弘君。
- ○生活産業部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。

セーフティーネット,国と県との融資の事業があるんですけども,こちらのほうはやっぱり 融資対象の要件が決まっておりまして,売り上げが例えば3%以上減少したとか,それから原 材料,原油・石油にかかる価格転嫁が難しいとかいったものの条件の中で融資を受けておりま すので。ですから,売り上げがかなり3%以上減少した企業は優先して融資を受けられるとい うことで,正確には把握しておりませんけど,そういった事業者は対象になるんだろうという ように思います。

それと、別に自治金融制度もございますので、そちらのほうでも融資は受けられますし、利

子の一部は町のほうで補給しております。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) はい、わかりました。もう1点ですが、前倒しでですね、やはり公共工事等町ができるという事業をしていかなけりゃいけないんじゃないかと。やはり、こないだも小松沢議員が実質公債費比率等の問題を出しました。07年度で14.5%の実質公債費比率。将来にわたっての負債の比率が非常に町は低くなっております。

それはまあ、今まで町長を初め職員の皆さんの努力で、少しずつでも財政基盤がいい状況になってきているっていう印だと思いますし、また事業が前倒しで随分、前倒しっていうかそのときそのときできちんと事業をやられていた成果がここに生まれていると思うんですよね。

そういう面では、財政的に少しでも余裕があるのであれば、やはりこの3年間という、そういう話は3年間でやはり景気をもとに戻していくんだっていう思いがあるわけですから、そういう面での財政出動をやはり町はしていくべきではないかと思うんですけど、この点に対してはどのような考えを持っておられるのか。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 全体的な財政状況の話もちょっと出ましたけれども、やっぱりこれまでいろいろ行財政改革をやってきた成果、あるいは議会の提言等を受けてやれることをそれなりにやってきた。それから、従来課題であったものをやってきて、大分期間がたって償還が進んできた。

そういう状況の中で、財政状況は全体としては少しずつ改善されてきていますが、ここへ来 てね、20年度、20年度の終わり近くなってから急激な影響が出てきたということで、3年間と いう話がありましたが、まずはこの3年間を見通してというふうな見方というのはなかなか今 の時点では難しい。したがって、まずは21年度、どういう形でいい形でやっていくか。そのこ とを通じて、次のことを考えながらやっていくと。こういうことだろうと思います。

そういう点で20年度,この前の提案理由の説明のときも多少議論になりましたけれども,全体的な公債残高の問題,公債費比率の問題,こういうものも基本的にあるわけですが,そういうものについては見通しも少しずつよくなってきている。そういう中で,21年度分については,とりあえず緊急的にやるべきものについては,ほとんど織り込んだ形での予算を組んだ。それから道路等についても,何回も繰り返しますが,従来倍増するような形での対応をしている。

そういうことで、今の時点で考えられる、ある意味では財政出動というのは、形での予算編成だろうと、私は思っております。そういう点で、まず、国のほうでも、なかなか正直言って見通しがつけられない。本予算が成立したら、追っかけまた追加をやるとか、そういう議論が出ている。

そういう状況の中ですから、まず最初は、この21年度の予算……。この20年度の決算にして も本当に今見込んでいる形でおさまるかどうか。ある程度の不確定要素もあるわけですから、 そういうこともにらみながら、まずは21年度の事業を適切に執行する、そういう中で状況の変 化を見ながら、できるだけ落ち込むんじゃなくて、できるだけ明るい見方をしながら積極的な 対応をしていくと。そういう基本姿勢でやるということしか今のところでは言えないんじゃな いかと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) 確かに昨年来,今回の補正で出てきているように減収。また,来 年度予算も減収というような形で予算が組まれております。ただ,1カ所だけは,やっぱり水 道事業だけは,もういつも同じような形で利益金の剰余がなっているわけですよね。

やはりそれであるならば、やっぱり水道会計のほうでですね、今ある剰余しているもの、それは、じゃあ、どのぐらい使えるかっていうのは、私もまあ、わからないんで、それはわからないんですけど、ただ市街化区域の中での支線ね、相当まだやってないところがいっぱいあるんですよね。やられてない。そこは本当に水道を待っている、そういう状況なんで、やはり少しでも前倒しができるんなら、水道事業等はやはりやってくべきではないかなと、私は思っているんです。

そういう点では、やっぱり考え方をちょっとお尋ねしたいなと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 水道事業についてはね、提案で、今年度の予算の中でも示したように、今度一応、第二環状線がつながりますので、次の段階としては積極的に普及率向上を図っていく。そういう点で、おかげさまで水道経営の状況は、まずはいい形の経営状況になっていますので、やっぱり要望がきちんとまとまって、地元の体制が固まっているところについては、できるだけ早く用水を供給して、普及率を上げると。こういうことを、ぜひ考えていきたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) どうもありがとうございました。なかなか景気対策といっても、一地方自治体がということがあるかもわかりませんが、まず商品券、また地域振興策としてですね、やはり1回ではなくて、やはりこの暮れ、やっぱり2回、3回と続けて、やっぱりやっていくということが大事だと思うんですよね。

これ,プレミアム10%だ,20%じゃなくて,10%でいいですから,そういう形で2回,3回とやってくことによって地域の消費をやっぱり上げていくという,そういうことが見込まれると思うんで,そういう点もまず要望しておきたい。そしてやはり,今やるべき,やれることを

やっぱりやっていくことが一番大事かなという思いがしています。

今後も積極的な形で、やはり景気対策を、町ができることをやっていっていただきたい。このことを要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで12番天田富司男君の質問を終わります。

次に、6番柴原成一君の一般質問を行います。

6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[6番柴原成一君登壇]

○6番(柴原成一君) 通告に従いまして、質問をいたします。

遊休農地解消ということの問題は、前回の定例会でも質問いたしましたので、重複は避けながら進めたいと思います。ですから、御答弁の方も、前回お聞きした各種団体への活動等への支援については、今回は省かれて結構です。

まず、今回の質問で、積み残しになっていた町内の遊休農地の現況調査、御答弁では早急に 具体的な調査結果をまとめるとおっしゃっておられましたが、いかが相なりましたでしょうか。 12月から年を越してもう3月ですから、早急の期間は得たと思うのですが、改めて伺います。

ちょっと皮肉めいた言い方になってしまいましたが、実はこのスピード感こそが、特に現場の地方行政には大事だと思うんです。といいますのも、前回の質問の後に知ったのですが、国は平成20年度の第1次補正予算で耕作放棄地再生利用推進事業を取り上げ、約200億円規模の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の支出を決めているのです。耕作放棄地の再生利用に向けた体制の整備や詳細調査、障害物除去等の再生実証試験等の支援に全額国費で活用できるお金があるんだそうです。活用できるお金だそうです。

でも、こんな補助金、正式には交付金ですが、あるという話を聞いたのが、今年1月に入ってからです。知り合いの方に一緒に研究しないかという話で調べてみると、平成21年度からは、新対策の実施で全額補助ではなくなるらしいという話も出てきます。じっくり腰を据えて取り組んだら、補助率が下げられていたなんていうことも考えられるわけです。もっと早く情報を得ていたら、また違った展開もあったかもしれないと考えています。

実際には、地域ぐるみで耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、耕作放棄地再生利用実施計画をつくるなど、体制的にもしっかりしたものにしていかないと交付は難しいと考えます。しかし、いずれにしてもその体制づくりの前提となるのは、現状を把握するデータであります。具体的な調査結果が出ているのでしたら、本当に早急にお示し願いたいと思います。

また、やはり前回、農地保有合理化法人を介して、農地を集積する農地保有合理化事業に対して支援を行うことで、担い手農家への土地利用集積の誘導を図るという御答弁がありました。 そのときは、ちょっと聞き流してしまったんですが、これは農林水産省のいう一般企業の農業 参入ができるようになった特定法人貸付事業のことでしょうか。

特定法人貸付事業は、企業やNPO法人が農業に参入しようとする場合、市町村等と事業の 適性かつ円滑な実施を確保するための協定を締結した上で進めるという制度です。農業を行う 農地について、使用貸借による権利または賃借権の設定を受けることの農業委員会の許可等の 手続を経た上で、市町村または農地保有合理化法人から農地を借りることとなります。

御答弁では、地元に農地保有合理化法人を所有組織していこうという趣旨だったのか、あるいは農地を借りようとする企業やNPO法人に向けて働きかけをしていきますよということなのか、その両方だと思いたいのですが、この間、具体的な展開があったのかお尋ねしたいと思います。

私は、農業が持続可能なレベルにまで農産物の価格が安定すれば、遊休農地などすぐに解消するものと思っています。しかしながら、現状は米農家の労働生産性を時給に換算するとたった190円にしかならないなんてことを言われて、惨たんたる気持ちにさせられています。

今,緊急雇用対策が盛んに叫ばれ,その受け皿の1つとして農業,農村が注目されています。 実際に農業に就労の場を求めて来る若者も少なからずいるようです。しかし,現状のままで新 規就農者を受け入れたら,早々に新たな失業者を生み,耕作放棄地をまたまた生み出しかねな い,そんな懸念を持っています。

改めて予算書を見てみましたら、遊休農地に菜種やヒマワリを植えるとあります。私などは 単に景観作物とするだけでなく、菜種油や、前に佐藤議員もおっしゃっていましたが、ヒマワ リ油にして付加価値をつけ、少しでも収入アップを図ったらいいとすぐ考えますが、加工費や 販売の人手を考えたら二の足を踏んでしまうと思います。

農業が農政の枠内だけで考えられているうちは、突破口は見出せないんです。加工や流通、 さらに消費者を巻き込んだ地域モデルをぜひともつくりたいと思います。

とりあえず、以上質問を終わります。次、再質問をします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 遊休農地解消についての質問にお答えいたします。

まず用語の定義をしておきたいと思いますが、昨年12月の議員の一般質問でお答えしている とおり、最近の国・県が示している見解に合わせ、耕作放棄地で統一して述べさせていただき ます。

さて、農地は国民の食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤でありますが、当町においても近年の農業者の減少、高齢化の進行などにより、耕作放棄地が増加し続けております。食料の安定供給や良好な農村環境の保全を図

るためには、優良農地の確保とともに、耕作放棄地を解消することが重要と考えております。

耕作放棄地を解消する対策でありますが、まず現在の状況を的確に把握する必要があることから、平成20年度は、町内すべての耕作放棄地を対象として現地調査を行い、実態を把握する耕作放棄地全体調査を実施しており、最終的な取りまとめ段階に来ております。これまで、市街化調整区域内での耕作放棄地の状況については、調査が終了しましたので、その結果について説明いたします。

この調査では、耕作放棄地の状況に応じて3段階に色分けして区分しております。まず人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地を緑に区分しました。草刈り等では直ちに耕作することができないが、抜根や深耕、客土等の必要な基盤整備を実施することにより利用可能になる土地を黄色に区分しました。また、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地を赤に区分しました。

調査結果では、緑については水田が11.2~クタール、畑が154.6~クタールで、合計165.8~クタールとなっており、黄色については水田が1.24~クタール、畑が215.1~クタールで、合計216.4~クタールであります。赤に区分される耕作放棄地はありません。また、耕作放棄地面積を地区別に見ますと、阿見地区が56.4~クタール、朝日地区は151.5~クタール、君原地区121.7~クタール、舟島地区52.5~クタールで、町内全域では382.1~クタールとなっております。

今回は、国の指針として市街化調整地域の農振農用地内の耕作放棄地に対して、重点的に対策を行うこととしておりますので、市街化区域内の耕作放棄地の調査については、まだ終えておりませんで、順次進めているところであります。

耕作放棄地全体調査が終了した後の,取り組むスケジュールでありますが,地域耕作放棄地対策協議会を立ち上げ,この協議会で具体的な対策を協議し,地域耕作放棄地再生利用実施計画を策定します。地域耕作放棄地対策協議会の構成は,町行政,農協,認定農業者の代表者,農業後継者組織代表者,茨城大学農学部や,本件にかかわる有識者等を考えております。

また、地域耕作放棄地再生利用実施計画には、大字単位など、個々の地区における再生利用 に向けた取り組みの内容及び実施主体、導入作物の候補・選定方法等について盛り込む予定で あります。

町では、このような取り組みを進めていますが、耕作放棄地すべてを一挙に解消するのは困難と考えられますので、まずは市街化調整地域内の農振農用地を重点的に取り組む考えであります。さらに、その中でもある程度まとまりがあり、集団的な営農が図れる農地を優先して、担い手農家にあっせんし、経営の成り立つ作物を耕作できるような、一歩踏み込んだ方策を構築していきたいと考えております。

以上が、現在町で進めている耕作放棄地解消対策であります。

で、国からは20年度の補正予算で金が、10分の10の補助が来ていると、そういう話がありました。そういうこともありますので、国から提示されている耕作放棄地解消のための補助金の内容について説明いたします。

国は、平成20年度1次補正予算で耕作放棄地再生利用推進事業を示しました。この推進事業は、耕作放棄地の再生実証試験に関する事業、詳細調査・農地利用調整に関する事業、協議会の体制や会議費に関する事業、機械器具の購入による体制整備に関する事業が対象で、国の補助が10分の10で受けられます。

それで、今度は21年度の話です。国の平成21年度新規予算では、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に206億5,000万円の予算措置がなされております。この交付金は、賃借等により耕作放棄地を再生利用する取り組みや、これに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取り組みを総合的、包括的に支援するものであります。

具体的には、荒廃した土地を再生する障害物の除去、深耕、整地等の作業に対する面積当たりの定額交付となっておりまして、10アール当たりの工事費の概算が6万円から10万円の場合は3万円が交付され、10アール当たりの工事費の概算が10万円以上の場合は5万円が交付されます。さらに、土壌改良・営農定着に対する支援や用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所、加工施設、市民農園の整備などの施設等を補完整備する事業を対象に、事業費の2分の1が助成されます。

この耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度から展開される耕作放棄地対策の柱となるものと考えております。

以上が、国から示されている交付金などの内容でありますが、著しく変化する農業施策について、情報収集を的確に行い、補助金制度等を積極的に取り入れていきたいと考えております。また、農地保有合理化法人を介して農地を集積する農地保有合理化事業については、農地保有合理化法人であるJA、あるいは農林振興公社が農地を買い入れ、または借り入れ、担い手農業者等へ貸し付けるなどの事業であります。

一方,特定法人貸付事業については,農地法の特例措置により株式会社などの農業参入が可能となるものであり,両事業については別々のものであります。なお,この農地保有合理化事業,特定法人貸付事業については,今年度,具体的な事業の展開はありません。

2点目の,耕作放棄地解消に対する方策についてであります。確かに農産物の価格を上昇させることができれば、農業者の経営も安定し、離農することも回避され、耕作放棄する農地も少なくなると考えられます。そのためには付加価値がついた農産物を創出し、農業産出額を増やすことが重要であると考えます。

ただ、現実問題としては、この価格を上げるということが非常に難しい。その実態はわかると思います。直接的に農産物の価格を上げることとつながらないものもありますけれども、近隣市町村で取り組んでいる事例等について申し上げますと、質問の中にもあった菜種を栽培して、菜種油に精製し、小中学校の学校給食に提供した後、廃油をバイオディーゼル燃料として公用車等の運用に活用する独自の循環型農業を目指す取り組みや、耕作放棄地を利用したブランド化を目指す加工品の創出、また耕作放棄地に牛を放牧し農地を再生させる耕畜連携も合わせた、耕畜というのは耕作の「耕」と畜産の「畜」ですね、連携も兼ねた取り組み等の事例があります。

町では認定農業者などの担い手農業者の意見を伺ったところ、条件のよい集約できる耕作放棄地を再生し、機械で大規模に営農できる作物を選定して、連作障害を避けるため、他の作物に取り組んでいる担い手農業者と農地のローテーションを組んでいくことが望ましいということであります。

具体的な作物としては、キャベツやサツマイモ、ソバ、苗木など。また比較的手間のかからない農地保全やバイオエタノール原料となる緑肥作物等が挙げられております。このように担い手農業者と町が連携して、現実的でかつ効果的な取り組みについて推進していきたいと考えています。

耕作放棄地の増加を放置しておくことは、農業生産の減少による食料自給率の低下や地域の 景観を損なうなど、農地の多面的機能が失われてしまい、多くの問題の発生につながります。 したがいまして、国の支援策などを活用して耕作放棄地の増加を抑制する対策や解消対策に積 極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の理解、御協力をお願いします。

まあ、一応こういう形で答弁いたしましたけれども、どうもすっきりしない話であるということ、私自身も感じております。で、これは耕作放棄地対策の難しさであるとともに、その基本にやっぱり現在の農業の現況があるわけですから、そういう点で、やっぱり長い間に徐々に今の形ができて、先ほど言ったような数字の耕作放棄地ができてしまった。

それに対して、これを一挙に回復するというようなことは、とても無理な話で、さっきも言いましたように、国の助成等を使いながら、まず条件のいいところ、条件がいいところで、省力的な作物を続けられるような、そういうところをできるだけ整備する形で解消しながら、認定農業者と農業を本気でやろうとしている人たち、その人たちの力を結集すると。

それとあわせて、先ほど言った農地法の改正、とにかく利用ということに重点を置いた農地 法の改正とかそういうことが日程に上っていますけれども、やっぱりそういうことも視野に入 れながら、場合によってはそういう条件のいい農地を整備して、そこに場合によっては企業的 な農業者の力も借りるとか、そういうことまで考えていかないとなんないと思うんで、もう一 朝一夕にできる話じゃありませんけども、国もそれなりにやらなきゃならないと、そういう姿勢を示していますし、町としても、農業対策推進会議あたりでも本格的に取り上げようとしてきたときに、そういう流れになってきているわけですから、そういう形で町としても、とにかくやれるところから早急に取り組んで、まず実績を上げていきたい、こう思っております。

○議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) ありがとうございました。町長の答弁の中で、私が言いたかったことが1つ入っておりました。それは、今から意見を述べて最後に言います。

それは、結論からいいますと、付加価値をつけて売るという言葉が入っておりました。そこに、どうしたらいいか。耕作放棄地を解消するにはどうしたらいいかということを、どんどんどんどん突き詰めて考えると、付加価値をつける。そこに行き着いたわけなんですが、そこに行き着くまでの、私の中の過程をちょっと述べさせていただきます。

農業関係の新聞で、日本農業新聞と全国農業新聞。で、日本農業新聞というのは日刊紙なんですが、そこに連載されている小説がありまして樹医、樹木の「樹」の医者の、「樹医の風太郎」という題名の小説があります。ちょっと最初に読ませていただきます。

野菜や果物、日本の農家は優秀な生産技術を持っている。その技術をうまく使っていけば、 もっと自給率も上がるし、安全で安心できる食生活ができる。優秀な農業技術が活かされない のは、政治の失敗と官僚の無策、それが今間違いなく食糧危機を招いている。このままにして いたら、大変なことになる。風太郎は強い危機感を抱いていた。

農産物の輸出国も、世界的な食糧危機が来れば、確実に輸出はとまる。自国民の食料が足りなくなったとき、他国に食料を輸出する国などまずあり得ないことだ。食料の60%を輸入しているこの日本が、食糧危機に陥ることは目に見えている。自給率を上げ、植民の食料を確保することが急務。風太郎は、それが政治の役割だと思っていた。

荒れ放題になっている野や山。田んぼや畑が放置されている。ほとんどこれといった有効な手を打っていない。口では何とも言える。だが、現実には山林や農地の荒廃が進み、再生できないところまで来ている。耕作をやめた土地は、わずか1年で雑草が茂り、3年もすると農地として全く使えなくなる。先祖から脈々と受け継がれてきた農地が本来の機能を失っている。このことが人間や動植物の生態に大きな影響を与える。

今,農地の面積は確実に減少している。農業の衰退が加速しているのは、紛れもない事実な のだ。風太郎は今こそ生産者や消費者が真剣に考える時期だと思っていた。

というのがありました。

で、それからいろいろ、私農協の理事もやっていまして、農協のスローガンとかいろんなところのスローガン、農政の抜本改革とは。WTO、いろんなところで農業問題を論議していま

す。で、一番大きく、主な論点というのは、大体5つですね。経営所得安定対策、米の生産調整、担い手育成、農村政策、食料自給率という5つです。

で、何で遊休農地が増えていくのか。生産したものが安いからだ。高く売れない。生産者が 値段をつけられない。そうするとどうにもならない。認定農業者の方も30名おられますが、若 手ほど今の現場に苦しんでいるというふうに伺っています。

で、耕作放棄地をなくしても、また農家の所得が安定しなければ、もとのもくあみになって しまうということで、今町長がおっしゃったいろんな方策、これはこれでいいと思います。と ころが私が独自でこれもできるんじゃないかと思ったのが、野菜の加工です。

例えば農業関係でいきますと、酪農もありますが、乳製品製造業、食肉製品製造業、食品の 冷凍また冷蔵業、食用油脂製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造 業、豆腐製造業、納豆、麺類、惣菜。それから保健所で、食品関係のどうやったらそういう工 場が、漬物工場ができるんだということを聞きに行ったときに、食品衛生法による許可の種類 がありました。

ですから、もう農業者は自分で値段を、付加価値をつけて――先ほど町長が言った付加価値をつける。これが一番大事なことになってくると思うんです。

ですから、この農業振興というんじゃなくて、こういう製造までを巻き込んだ町の農業振興に対する部門をつくるなりして、結論から言いますと指導ですね。農家の方、まあ年配の方、結構漬物をつくって直売所なんかに卸しています。けれども許可をとってない方もいらっしゃいます。ですから、そういったところに対する許可のとり方、それからその設備を、施設をつくるときの施設費の補助、そういうものもこの農業振興策に含めて考えていただければなというふうに思っておるのですが、私のこの意見に対していかがでしょうか。

要は、加工する製造業に対する補助交付とかですね、そういうことは将来考えられないでしょうか。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 基本的には、農業で生産したものがいい値段で売れる。こういう状態ができるというのが基本だと思います。

それで、私は町長に就任して以来言っていることが、これからの農業の難しさについては十分わかっていて、やはり農業にかかわる者としては、直接農業生産者、農業生産者の組織である農協、その他ある程度の組織等もあるでしょうけれども、それから行政と大きいところでは国、そういう構図だと思うんだけども、町の段階で考える場合には、やはり直接農業にかかわっている農業者あるいは農協、そういうところから具体的な自分たちの農業生産にかかわっていることの中でこういうことができないか、こういうことはやるべきだ。そういう、意見をま

ず率直に出していただきたい。

そういう願いを込めて農業対策推進会議というのはつくったわけで。で、その中でも耕作放棄地の問題なんかに取り組む。そういう動きにもなってきている。その中でやっぱり農産物価格とも関連する話だけども、地産地消の問題なんかを取り上げて具体的に幾らか展開しようとしている。

そういうことですのでね、柴原議員が言われているのは、まず行政がそういうことを具体的に考えて、そういう仕組みづくりなりやったらどうかという、そういう意味に私は受け取ったんだけども、それはやはり行政ではそこまでできない、直接は。具体的にこういうやり方でこうやってやれば。

そういうものについては、少なくとも農業生産者がかかわり、農協等がかかわった形で、こういう形でやるんだ。まあいろんな事例あるでしょう。町でこうやってやったらいいっていう、 そういうような方針を示してやるということは、私はできないと考えている。

ただ,行政の役割として,農業者なり農協等が考えて,こういう形に持っていきたい。で, 行政としては,この部分についてはこういう形で対応すべきだ,対応してくれと。こういう話 であれば,行政としては,できるだけその内容を納得すれば,できる限りのことは対応してい く。

で、今とにかく国がこういう形で、農業政策全体について見直すというような動きが出てきているというのは、もう地方だけではどうしようもない。国が乗り出して、国も必ずしも長期展望をちゃんと持っているわけじゃないんだけれども、ある程度金を出せば何とかなるんじゃないかぐらいの形で、今出てきているわけでね。

そういう流れの中で、私の受けとめ方は、町がそういう付加価値をつけた農業、それを具体化するための青写真をつくり、またそれを具体化するために動き出せと言われても、それは無理だという。だから例えば、農業対策推進会議あたりできちんと議論をして、やっぱり農業者の目線に立った、また農業関係の組織、そういうものを背景とした、きちんと対応策というものを考える。そういうことじゃないと、農産物の価格を上げるような仕組みを町が主導権を握ってやれるんだったら、私は町長なんかやってませんよ。もっといいことやります。

○議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) 確かに、町長のおっしゃるとおりかとも思います。というのは……。 うん、まあそのとおりなんですが。ただ。ただ、ただ1つ。1つというか、可能性の中にね、 例えばですよ、例えばここに酒類製造業というのがあります。町長のお好きな日本酒、漬物、 例えばですよ。町でどぶろく特区を申請すれば、結局、生産者農家と、米づくりの人と飲食店 をやっている人は、どぶろくがつくれるという法律があります。 そういうものは町がやらないとできない。申請しないとできないわけですね。どぶろく特区を申請しなければ。どんなささいなこと、どんな小さなことも可能性があるとすれば、町としてチャレンジしてほしいと。例えばですね、構造改革特区でどぶろくにしてもということです。だから、すべてがすべて農協、生産者に任せるということじゃなくて、何か町がアドバイスできることがあれば、お願いしたいということになるかと思うんですが。はい。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

〇町長(川田弘二君) だから、さっきから常に言っているように、生産者と農協等にすべて 任せるというんじゃなくて、やっぱりそちらの目線に立った形での具体的なね、漬物をつくる なら漬物をつくるでいいんだけども、こういう形でやりたい。それについて、お金の面とかい ろんな面で、町としてこのぐらいは対応してくれよと。そういう形じゃないと、町がその仕事 をやりますちゅうわけにはいかないんだよ、これは。

だから、その辺のところは、本来は農業対策推進会議でね、あれだけ全部集まってそういう 議論はなかなかできないけれども、分科会のような形で、その辺の問題について突っ込んで議 論するような形、こういうのも1つのきっかけになるわけだから、柴原議員なんかも積極的に ね、そういう議論に加わっていただいて、関係者で絞った形で突っ込んだ具体的な議論を進め る。これが大事だと思うんだよね。

- ○議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。
- ○6番(柴原成一君) はい、わかりました。町長の御理解のもとに、そういう形で進めてみんなで陳情なり請願なりをしたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで6番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月13日から3月23日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。 午後 0時00分散会 第 4 号

[3月24日]

平成21年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成21年3月24日(第4日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 2番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 3番 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁 君 10番 君 久保谷 実 吉田憲市 11番 君 12番 天 田 富司男 君 14番 倉 持 松雄 君 15番 大 野 孝 志 君 17番 佐藤 幸 明 君 18番 細 田 正幸君

○欠席議員

 13番
 小松沢
 秀
 幸
 君

 16番
 櫛
 田
 豊
 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 長 渡辺 総 部 清 一 君 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 坪 田匡弘君 都市整備部長 桑 田 康 司 君 教 育 次 長 川村 忠 男 君 防 消 長 瀬 尾 房 雄 君 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 仲 安 夫 君 田 総 務 課 尚彦 君 長 篠 原 企画財政課長 篠 﨑 慎 _ 君 社会福祉課長兼 畄 田 稔 君 福祉センター所長 児童福祉課長 髙 須 徹 君 町民課長兼 松 本 道 雄 君 うずら出張所長 国保年金課長 吉 田 衛 君 障害福祉課長 大 塚 康 夫 君 境 課 利 環 長 大 野 明 君 建 設 課 長 浅 野 耕 一君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

平成21年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成21年3月24日 午前10時開議

日程第1 議案第 2号 阿見町収入印紙等購買基金条例の制定について

日程第2 議案第 3号 阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について

日程第3 議案第 4号 阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第4 議案第 5号 阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制 定について

日程第5 議案第 6号 阿見町環境基本条例の制定について

日程第6 議案第 7号 阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

日程第7 議案第 8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第 9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について

議案第11号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第12号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第13号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第15号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町統計調査員設置条例の廃止について

日程第8 議案第17号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)

議案第18号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第22号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第23号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第25号 平成21年度阿見町一般会計予算

日程第10 議案第26号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成21年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第29号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成21年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成21年度阿見町水道事業会計予算

日程第11 議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の認定について

日程第12 議案第36号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

日程第13 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に

ついて

午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

議案第2号 阿見町収入印紙等購買基金条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,議案第2号,阿見町収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 皆さん、おはようございます。

命によりまして,民生教育常任委員会に付託されました議案について,審査の経過と結果について,会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は去る3月16日月曜日午前10時に開会をいたしまして、午後1時49分までの間、慎重審議を行いました。議長にも御出席をいただき、出席委員は5名で、議案説明のために、執行部より川田町長を初め関係職員20名の出席がありました。また、議会事務局から局長以下2名の出席もいただきました。

初めに、議案第2号、阿見町収入印紙等購買基金条例の制定についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第2号、阿見町収入印紙等購買基金条例の制定については、全委員が賛成し、 原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第3号 阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第2,議案第3号,阿見町障害者施策推進協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第3号,阿見町障害者施策推進協議会条例 の制定についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第3号、阿見町障害者施策推進協議会条例の制定については、全委員が賛成をし、原案どおり可決をいたしました。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決

することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第3,議案第4号,阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第4号,阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入りました。議案第4号、阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について は、全委員が賛成をし、原案どおり可決をいたしました。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町地域子育で支援センターの設置及び管理に関する条例の制定に予 ついて

○議長(諏訪原実君) 日程第4,議案第5号,阿見町地域子育で支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第5号,阿見町地域子育て支援センターの 設置及び管理に関する条例の制定についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第5号、阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定 については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第6号 阿見町環境基本条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第5,議案第6号,阿見町環境基本条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査 の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月17日午前10時に開会し、午後4時11分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第6号、阿見町環境基本条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、14ページの第14条の4項、空き地についての文言で放置された空き地について必要な措置を講ずるものとするとあるが、その内容についての質問があり、答弁では、現在、環境美化条例の中で放置された土地の指導をしていますが、今回の基本条例の中に改めてうたったのは、その後に控えている基本計画の中でより一層皆様の御意見を伺いながら、適切な指導を行いたいとのことから条項に入れました。今回、26条にもあるように、環境審議会をもって15人の委員で適切な方法で改善したいとのことでした。

現段階での町の現状と考え方はとの質問に対しては、現在雑草等の苦情は450件ほどで、今年度職員を1名増員し専属で取り締まり消防署ともタイアップして改善されたのは、そのうちおおよそ400件ぐらいで50件ぐらいが残っている現状ですとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第6号、阿見町環境基本条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第7号 阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第6,議案第7号,阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の 制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第7号、阿見町墓地等の経営の 許可等に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、3年から5年以内に申請があり許可された墓地は何カ所ぐらいあるのか、またそれらしき場所があるのかとの問いに対し、ここ3年での許可・申請はありません。いわゆる墓地ビジネス業者というのが県外、県内から阿見町環境課窓口にかなりの申請が来ているが、許可をするだけの案件には至っておりませんとの答弁でありました。

続いて、これまで県で行っていたものを地方分権の関係でこちらに移管されたということですが、今まで県に申請して許可されていたということになると、書類もすべて以前のものに対して町に移管されるのかとの問いに対し、県からは事務の許可権の移譲だけで移譲されたときの資料はありません。昭和58年に飯倉で1件、寺院墓地の許可がされています。その後は牛久浄苑です。墓地台帳は寺院墓地が13カ所、共同墓地が105カ所、個人墓地が54カ所です。これらの台帳については整備しています。今後県からの書類等についても、県に聞きながら改めて整備してまいりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第7号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第 8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ついて

議案第 9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について

議案第11号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第12号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第13号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第15号 阿見町廃棄物処理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町統計調査員設置条例の廃止について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第7、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、議案第11号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第13号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第14号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について、議案第16号、阿見町統計調査員設置条例の廃止について、以上9件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。 初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月13日午前10時に開会し、午前11時13分まで審議を行いました。出席委員は4名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員16名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、具体的に編成をしたという改正案ですが、何がつけ加えられたのかの問いに対し、今回の改正で附属機関を追加しております。追加した機関はどれかということになりますと、新旧対照表ということで、資料をお配りしていると思うんですけれども、左側が現行、右側が改正後ということになるんですが、その中で右側の改正案の中でアンダーラインが引いてある部分が今回追加になる機関でございます。全部で、12追加になっておりますが、そのうち、総務常任委員会にかかわる部分ということで、まちづくり懇話会が審議の対象になっているというものでございます。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町個人情報保護条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第16号、阿見町統計調査員設置条例の廃止についてを議題にし、質疑を許しましたところ、質疑なし。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町統計調査員設置条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) まず、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管 事項の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。

児童育成指導士,時間給1,100円とありますが,その仕事の内容を説明をしてください。この問いに対しまして,これは放課後児童クラブの事業で,現在放課後児童クラブの指導員は全員臨時職員です。この臨時職員を指導する役割を果たすのが児童育成指導士でありますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町特 別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、うち民生教育常任委 員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に,議案第9号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち,民生教育常任委員会所管事項についての審査経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、民 生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続いて、議案第11号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての審査経 過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。

災害時のお見舞いの貸し付けの返還条件と利子はどうなっているのかという質問がございまして、これに対し、償還期間が10年となっており利率は3%ですとの答弁でございました。

ほかに質疑を許したところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、 議案第11号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、 原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第12号,阿見町介護保険条例の一部改正についての審査経過と結果を報告いたします。質疑を許し、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論がございまして、 採決に入り、議案第12号,阿見町介護保険条例の一部改正については、賛成多数により、原案 どおり可決をいたしました。

続きまして,議案第13号,阿見町国民健康保険条例の一部改正についての審査経過と結果で ございます。

質疑を許しましたところ、次の質問がございました。

この条例の中で、小規模住居型児童養育事業の内容を説明してくださいとの問いに対して、 児童福祉法の一部を改正する法律は平成20年12月3日に公布をされまして、養育困難な状況に ある子供や家庭に対する支援強化の1つとして創設された事業であり、現在里親制度で養育困 難な児童を預かっていますが、里親は委託費の確定申告の必要はございませんが、今回から確 定申告をきちんとして事業として行ってください。また、養育できる人数ですが、里親制度で は4人までですが、それ以上になると小規模住居型養育事業で取り扱われるということになり ますとの答弁でございました。

次の質問で、養育困難な児童については児童養護施設に入るよりも少ないほうがいいのではないかと思いますが、この辺はどうですかという問いがございまして、施設の選択はある程度児童相談所のほうで判断するか、あるいは養育していただく親の希望とかで最終的に判断されると聞いておりますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、阿見町国 民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして,議案第14号,阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正についての審査経過と結果でございます。

質疑を許しましたところ、次の質問がございました。

小学校入学前の乳幼児について医療費は無料,所得制限があったと思いますが,今回所得制限を撤廃するとそれに要する費用は幾らですか。また,小学校卒業するまで医療費を無料にした場合はどれぐらいかかるのか教えていただきたいという質問がございました。

これに対し、今回所得制限を撤廃した場合、680人を見込んでおり、21年度につきましては10月1日から施行と考えておりまして、約1,900万円の支出増となります。また、小学校まで拡大した場合、所得制限ありとした場合は5,500万円、所得制限なしとした場合は9,000万円となりますとの答弁でございました。

ほかに、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論 を終結し、採決に入りました。議案第14号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正に ついて全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上,議案第8号,9号,11号,12号,13号,14号の審査経過と結果を報告いたしましたが, 当委員会の決定に対し,議員各位の御賛同をお願いし申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第8号, 阿見町特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について, うち産業建設常任委員会 所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、観光プロデューサーの人数と仕事の内容、プロデュースの事業内容、観光物産普及推進委員の勤務形態について質問があり、まず、観光プロデューサーは10人で、仕事内容は観光プロデュース事業そのものが観光振興のきっかけづくりということで、町にある観光資源の再発見、再価値化する目的で行っています。その中で、議論を重ねてまいります。

次に、観光物産普及推進員はアウトレット内に設けるあみコミュニケーションセンターで働いていただく係員で、4名考えており、勤務形態はアウトレット開業時間と同じく午前10時から午後8時までの10時間勤務を5時間、5時間でシフトします。4名の人数に対し49名の応募がありました。また、多くの方を採らない理由として、町の観光物産を幅広く紹介していただきたいため、ある程度の知識を持って接客してもらい責任を持ってやってもらいたいという形で考えていますので、余り人数を増やさず4人程度といたしましたとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町特 別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建 設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第9号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について,うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業 建設常任委員会所管事項について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、所有権が町であると明確化したにもかかわらず、持ち去ったものに対しての罰則規定について質問があり、罰則規定は県内で条例化している30市町村のほとんどが罰則を設けていませんが、今回警察のほうで連絡がとれて検挙ができる体制がこの条例でつくり上げられるわけです。それから、持ち去り禁止の看板についても今年度も環境保全阿見町民会議の予算の中で100枚ほど作成し、来年度もまた予算化し、条例化されたときにはその内容を明確にした看板をつくり設置してまいりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町廃棄物処理条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は、議案第12号、阿見町介護保険条例の一部改正について反対討論をいたします。

この介護保険条例の一部改正は3年に一度の介護保険料の見直しで、今年見直しになるわけですけれども、すべての介護保険料が値上げになります。その値上げは17.7%の大幅値上げになっております。介護保険制度そのものはお年寄りの老後の心配をなくす、家族の負担を軽くする、介護の社会化ということで始まった制度です。しかし、現実はどうでしょうか。保険料は上がるけれど介護認定は引き下げられるという状態が続いております。今年の4月から介護認定方法が大きく変えられます。その結果、介護の状態が変わらないのに要介護度が引き下げられ、サービスが減らされるおそれがあります。この背景には社会保障予算の自然増を毎年2,200億円ずつ削減している国の方針があります。これらの社会保障切り捨て路線は直ちにやめるべきだというふうに思います。また、介護保険料の値上げも中止すべきだというふうに思いますので、反対をいたします。

以上です。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号から議案第16号までの9件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 9件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第8号を採決します。

本案については委員長報告は、原案可決であります。議案第8号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第9号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第10号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第11号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第12号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第13号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第14号は委員長報告どおり可決する

ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第15号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第16号は委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第17号 平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)

議案第18号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(諏訪原実君) 次に,日程第8,議案第17号,平成20年度阿見町一般会計補正予算 (第6号),議案第18号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案 第19号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第20号,平成20 年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号),議案第21号,平成20年度阿見町土地区画整 理事業特別会計補正予算(第3号),議案第22号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第4号),議案第23号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号), 議案第24号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上8件を一括 議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに,総務常任委員会委員長天田富司男君,登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 議案第17号,平成20年度阿見町一般会計補正予算 (第6号)うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,12ページ,予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金の内訳と今まで集まった金額の内訳,町内と町外の金額と件数についてお尋ねいたします。

まず,予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金なんですけど,平成19年度804件,寄附金の合計は2,125万2,390円,そのうち,町内が483件,金額が1,486万7,690円,阿見町以外の県内が301件,498万1,700円,県外が20件,140万3,000円,そして,平成20年度ですが,3月4日現在,1,180件,2,817万5,544円,その内訳ですが,町内が115件,977万2,000円,阿見町以外の県内,446件,502万4,000円,県外が619件,1,337万9,544円です。合計で4,942万7,934円です。

次に、17ページ、補正予算工事請負費5、335万3、000円と計上されておりますが、この具体的な詳細、内容をお聞きしたいと思います。あと、20ページの定額給付金事業費について、給付が4月下旬になるということですが、それよりも早めることができるのか。あと、窓口持参について内容をもう一度御説明してください。

この問いに、17ページの財産管理費工事請負費の中の案内板設置工事につきまして御説明させていただきます。案内設置,阿見町のサイン工事ということになります。工事の概要に入る前に財源としまして,平成20年度の国の第2次補正予算に交付金制度というのが創設されまして,そのうち,地域活性化生活対策臨時交付金ということで,4,181万8,000円交付金をいただける内容になっております。交付対象としまして,地域生活基盤の確保ということで医療,福祉,そして情報通信,生活,交通というようなものに使うことができる。そういったことで,今回案内板設置ということで,交通関係の案内板ということになります。この交付金を活用しまして設置するものでございます。サイン工事の概要を説明いたしますと,町内の全域を現行ある既存のサインの現状の見直しを行いまして,昨今の大規模開発,本一とか東部工業団地,荒寺線,県のほうでは追原久野線の整備が進んでおります。そういった道路事情の変化がございまして,既存の案内板等の整理をしなければいけないといったことで計画したものでござい

ます。計画につきましては、現状の状況を確認いたしまして、阿見町に訪れる人が目的地に到 達しやすい。そして、阿見町のイメージアップにつながるような、そういったことを目的とし まして、整理したものでございます。

設置箇所として、新設設置としまして15カ所を予定しております。そして、既存の改修部分、現在あるものにつきましても、道路事情の変化によりまして案内方向が違うものがございます。そういったものの改修が11カ所、そしてこちら新たになんですけれども、ゲートサインとして 9カ所、イメージとしまして、よく温泉地などに行っていただきますと、「ようこそ何々町へ」という、そういうものが掲げられると思います。そういったイメージのものを 9カ所設置 いたします。そして、観光案内として、町内の観光施設を集合的に整理した内容のものを 8カ 所設置する予定でございます。新たにオープンいたします予科練平和記念館の案内板としましても 8カ所、合計51基を設置するものでございます。

定額給付金のほうをお答えいたします。 1 点目ですが、給付がもう少し早くならないかというような質問でございますが、こちら給付方法としまして、返送されました申請書、こちらをある期日を区切りまして、それから給付手続に入っていくんですが、例えば25日に送付しましてもお手元には26日に着くかと思います。それで、すぐ返送していただいて、例えば31日に区切りまして、31日までに到着した分につきましては、次に審査の段階に回しまして、その審査が終了次第、今度振り込み手続に入るわけです。当町は、金融機関が常陽銀行なんですが、常陽銀行さんと取り決めがありまして、事務手続に約2週間を要するようになっております。そういった関係上、3月31日に区切りましてもそれから1週間ですとか、内部の事務がありまして、あと銀行のほうからも月末25日以降、それから月初め5日前につきましては、他の民間さんの給与振り込みなどがありまして大変煩雑になるということなので、その辺の時期は避けてほしいというような、そういった関係上、早くても4月末になってしまうということでございます。

もう1点なんですが、窓口の申請書の提出ということでございますが、原則は同封の封筒に申請書を入れていただいて返送というのが原則でございます。どうしてもその辺ができないといいますか、持ってきたほうがいいというような方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、この前説明会で御説明しましたように、定額給付金対策室というのが1階に設置しておりますので、そちらのほうで受け付けるような方向でございます。

次に関連ですが、やっぱり定額給付金事業について、国が定める2月1日の支給基準日ですけれども、子供たちが同級生でもらえないという不公平感が出てくる、この解消のためにも、常陸大宮市で行うような2月2日から4月1日まで生まれてくる子供に対して、子育て支援の意味合いも含めて給付することがよいのではないかと思いますが、この点についてはどうでし

ようか。

お答えいたします。ただいまのできるかできないかという判断は私にはできませんので、状況だけを御説明させていただきます。ただいまの質問は、今日の読売新聞のほうに掲載されていた内容かと思います。常陸大宮市のほうで、そういった同級生で不公平感が生じるので2月2日から4月1日まで生まれた方につきまして、同額の市独自の2万円を助成するという内容で、常陸大宮市につきましては約60名というような対象者が見込み数として載っておりました。県内で初めてというようなことでございます。当町におきましても、健康づくり課のほうで集計したところ出生児の見込みとしまして、常陸大宮市と大体人口も似ております。当町では62名というような数字が出てきております。これを単純に2万で計算しますと、124万というようなことでございます。今日急に出てきた話ですので、まだ内部のほうでも対応しておりません。県のほうともその状況下、その辺を確認しながら検討していきたいと考えております。

以上質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第17号、平成20年度阿見 町一般会計補正予算(第6号)うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり 可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) では、議案第17号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)のうち民生教育常任委員会所管事項についての御報告をいたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入りました。議案第17号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして,議案第18号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についての報告をいたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第18号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第20号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)についての報告をいたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入りました。議案第20号、平成20年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして,議案第23号,平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての報告をいたします。

質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。

歳入で介護給付費負担金1,800万円の臨時交付金の実際の使い道を説明をしてくださいという質問がございまして、これに対し、これは介護従事者処遇改善対策費とそれに伴う周知するための事務費となっていますとの答弁でございました。この答弁に対し、事務費で1,800万円とは随分多いと思いますが、臨時交付金の内容について説明をしてくださいという質問がございました。これに対し、これは介護報酬に伴う保険料の急激な上昇を避けるために、臨時特例交付金で給与の3%分の1,675万5,000円と広報費の196万2,000円ということでございます。国から21年度以降に想定する介護報酬アップ部分を20年度中に基金として積み立てて、歳入分がそのまま歳出のほうで積立基金ということで支出するようになっています。

また、介護報酬が安く、3%アップでいいのかという議論もあり、十分であるとは思えないので、このことは基本的にお互いに理解しておく必要があると思いますとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、平成20年 度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決を いたしました。

続きまして,議案第24号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての報告をいたします。

質疑を許し、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)ついては、全委員が賛成し、原 案どおり可決をいたしました。

以上,議案第17号,18号,20号,23号,24号の審査経過と結果を御報告いたしました。 当委員会の決定に対し,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第17号、平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、32ページ、商工振興事業の中のプレミアムつき商品券についてでありますが、これはいつごろ発行できるようになるのか、またプレミアムは1割とあるが2割あるいは3割との考えはないのかとの質問がありました。

答弁では,商品券については町の商工会が発行することになっていますが,時期としては定

額給付金支給の時期である4月下旬の予定です。またプレミアの割合についてですが、当初商 工会では5,000万円程度というような話がありましたが、7億来るのでせめて1割ということ で、積極的に1億にいたしました。商工会も初めての試みということもありますが、せっかく やるのだから、少しでもいい形にとの苦渋の選択なのでどうか理解していただきたいとの答弁 でありました。

次に、29ページ、衛生費の塵芥処理費粗大ごみ処理施設運転管理委託料1,470万円の減額理由についての問いに対し、これは入札差金ということになります。内容は19年度中に債務負担行為として行っております。このとき、行政改革特別委員会のほうから、1 者特命でなく入札にはできないのかとあり、債務負担行為から入札に切り替えました。それにより、さらに210万円ほど下がっております。19年度の契約額が6,090万円で、予算額の7,350万円からかなりかけ離れており、21年度予算につきましては是正しております。同じ業務で予算額が6,510万円ということで、より現実の契約額にあわせた見積書の提出を業者に頼み、予算計上をしていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、平成20年 度阿見町一般会計補正予算(第6号)うち産業建設常任委員会所管事項については、賛成多数 により、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第19号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、7ページ、工事請負費下水道工事5,536万9,000円減、調整池整備工事3,481万8,000円減の理由について質問があり、これは荒川本郷地区の調整池整備工事の減額でありまして、主な理由といたしまして、調整池整備に伴います発生土受け入れの取り扱いにつきまして、地権者の同意が得られなかったということであります。発生土搬入後に茨城大学が譲渡を受けることで現在調整していますが、UR都市再生機構から茨城大学に直接所有権が移転する流れが一般的であろうと考えますが、双方との協議が困難であるということで、現在他の手法で検討中のため、それに伴う減額ですとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成20年 度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原案 どおり可決いたしました。

次に,議案第21号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第21号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)に つきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第22号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) について申し上げます。

質疑を許しましたところ、今まで、小池、君島、福田、実穀と完成しているわけですが、それぞれの地区ごとの1戸当たりの分担金と使用料について質問があり、小池地区が1戸当たり40万7、700円、君島、大形あたりが1戸当たり32万4、300円、福田地区が1戸当たり35万8、600円の分担金がかかっております。使用料につきましては、均等割は1戸当たり3、000円、人数割が1人当たり250円です。4人家族だと3、000円プラス1、000円掛ける消費税で4、200円で月4、200円という形になりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成20年 度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第17号から議案第24号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第17号から議案第24号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第25号 平成21年度阿見町一般会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第9、議案第25号、平成21年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。 初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇を願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) それでは、議案第25号、平成21年度阿見町一般会計予算うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、27ページ、総務管理費の中の賃金について、総務管理費の中の図書館事務賃金、調理員、栄養士、学校教育指導員等の賃金が計上されておりますが、事務事業の部門別に計上することによって、費用対効果がわかりやすくなると思いますが、この点についてはどのような考えを持っておられるのか。

ここに計上している理由としましては、任用する手続を総務課のほうが所管しているということと、臨時職員を雇用しますと、社会保険ですとか、雇用保険、労災保険といった事務手続が伴います。それを各部署ごとではなく、雇用者は阿見町町長ということになりますので、一括してやる必要があるということで総務課のほうで一括して上げている、そういう部分でござます。確かに、保育所の関係は児童福祉課ですとか、分散している部分も確かにございます。総務課のほうの予算に組んでいる理由としては、ただいま申し上げたことが理由なんですけれども、今後、議員がおっしゃったことは確かに考える余地があると思います。その辺、今までの流れの中で現在に至っているという部分がありますので、十分検討をいたしたいと思います。次に、132ページ、消防水利事業貯水池について、消防水利事業の内容をと貯水池の耐用年数は50年ぐらいと聞いておりますが、地域の貯水池を解体した場合、今の消防力で補えるのか。

この問いに対し、消防水利事業に計上してあります270万につきましては、消火栓新設工事のみでありまして、21年度計画しているのは中郷地区、荒川本郷地区、3基を計画しております。

それにただいま、消防水利を撤去した場合、後の水利の確保ということで考えているのかということでございますが、これにつきましては今10トンの防火水槽があります。それを消防水利の充足した地域から引き上げましてカバーしていく。それと、平成20年度で8トンの車1台を整備しました。それと今現在、10トンの水槽つき車両が1台あります。18トンと水11型2トンがありまして20トン、以上30トンで対応していくということで考えております。

次に、高速バス運行補助金の737万円、この現在の状況を踏まえて、どのような状況なのか 御答弁をお願いします。もう1点、40ページ公共交通計画策定について、現時点での進め方に ついてをお尋ねしたいと思います。

1点目の高速バスの補てんの部分についての御説明をしたいと思います。昨年の7月,従来 JRと関東鉄道で運用していた内容が不採算というような状況を受けまして,JRさんのほう が撤退がありました。そういうことで,残り関鉄さんのほうの部分で,高速バスにつきまして は、起点終点を江戸崎からスタートしておりますので、稲敷市さん、美浦村さん、阿見町を経由して高速道路から東京八重洲口という経路になりますので、3市町村のほうで協議をいたしまして、やはりエリアとして存続する形が重要であろう。3等分ずつ補てんをして関鉄さんの部分を運営する。そういうことで現行8便運行しております。その費用の負担ですが、こちら新年度予算計上させていただきましたとおり、737万、これは、それぞれの自治体のほうで同じ額を計上しております。

利用の状況でございますが、関鉄さん1社になりまして7月からの最終の集計としまして、1便当たり上りが13.6人、そして下りが16.1人というような状況です。当初、関鉄さんとの調整の中で、大体13人から14人がボーダーラインとしてスタートしたんですけれども、今後関鉄さんの意向とも調節しながら可能な限り運行していく。運行の方法についても工夫ができないか、3市町村で共同で関鉄さんと協議をしてまいりたいと考えております。

公共交通の全般の部分で今進めております内容ですけれども、前段の一般質問のほうでも町長からお答えしましたように、現時点で課題整理段階となります将来の考え方として、先般、総務常任委員会の皆様方と一緒に、日立市にお邪魔いたしまして、その地区負担の考え方、私も一緒に勉強させていただきました。町の中でそういったものをどういうふうに整理するか、非常に大きな課題だと思います。今後町の中で整理する上で、具体的な課題整理ができましてから、地区説明会というものを順次実施していきたいと思います。そういった中で、日立市さんの事例も交えながら、地域の皆さんの意向も十分把握して、そういった実現が可能であれば手法論としてそういうことも1つあるだろうと、そのように考えます。

そして、デマンド交通の東海村さんの事例でいうと、費用負担をかけてかなり精度のいい内容のものをお使いになられていられる状況を確認させていただいております。ただ、町全体の中にデマンド交通ということは当然あり得ません。基本は路線バスを維持するという大前提が1つあって、その空白エリアに対してどういった交通を入れていくか、手法論としてデマンドであったり、コミュニティバスと、そういう選択肢があるわけですが、町内全域の中で、その空白地域におけるどういう形が適切なのか、その辺を見きわめ、整理をしていきたいと思います。

いずれにいたしましても、阿見町の状況の身の丈に合った整理をしていくということになろうかと思います。

次に48ページ,総務管理委託料,町界町名地番整理委託料1,300万の内容ともう1点,消防費,129ページ,負担金補助金及び交付金の中の負担金の賞じゅつ金負担金45万8,000円,賞じゅつ金とはどういう意味なのか,以上2点お尋ねいたします。

まず、町界町名の御質問にお答えいたします。

今回,予算を計上しているのは中郷地区区画整理のエリアでございます。換地処分の日程を見ながら,スケジュールを区画整理と調整しながら,町界町名のほうの整理事業に入っていくんですけれども,今の状況からしますと,見通しとしては21年度の後ろのほうになる見込みなんですけれども,町界町名地番整理事業を進めていきたい。それから委託業務の内容なんですけれども,町界町名の委託事業です。さっきの話なんですけれども,次の段階として,本郷第一地区の区画整理をやっていこうと予定しております。町全体,もっと長期の大きな話になっていくんですが,当面予定しているのが中郷,次には本郷第一地区という状況です。

賞じゅつ金の内容につきまして、消防署員が消防業務にあたって一身の危険を顧みることなく職務を遂行、そのため死亡、障害の状態となった場合において賞じゅつ金が支給されます。 この賞じゅつ金につきましては殉職者賞じゅつ金と障害者賞じゅつ金の2種類があります。

以上,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第25号,平成21年度阿見町一般会計予算,うち総務常任委員会所管事項は,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

以上, 御報告申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) では、議案第25号、平成21年度阿見町一般会計 予算のうち、民生教育常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告申し上げます。 質疑を許しましたところ、次のような質問がございました。

民生費歳出で町単位老人クラブ補助金250万円とあるが、20年度のクラブ誕生の経過と21年度の目標について説明をしてくださいということでございます。

これに対し、現在行政区としてはレイクサイド、中央東、上長の3つが新たに結成をされました。現在、30クラブとなっております。21年度につきましては34クラブを想定をし予算を組んでおりますというような答弁でございました。

さらに、ここ老人クラブの話は消滅の話ばかりで今回は非常に明るいニュースだと思いますが、この教訓はどういうことだったのか御説明をしてくださいということでございます。

これに対し、それにつきましては区長会の方に要請をいたしまして、私どものほうも各行政 区をお伺いいたしまして、老人クラブ結成をお願いをした次第でございますとの答弁でござま した。

次の質問です。障害者基本計画策定事業で、357万5,000円、このほとんどが委託事業料となっていますが、委託しないで町で作成することはできないでしょうかということでの質問でございます。

これに対し、この障害者基本計画は21年度で終了ということから22年度からの計画で非常に ボリュームの多い計画書になるかと思います。町職員が独自で策定するというのは困難である ということから委託を考えていますとの答弁でございました。

次の質問です。難病居宅生活支援事業が新規となっておりますが、この支援事業を難病の 方々に知っていただいて不自由のない生活ができますように、どのような方法で周知徹底をす るのかという問いがありました。

これについては、土浦保健所で一般特定疾患の患者に手当を支給していますので、保健所の窓口に町でつくったチラシを置いて広報をしています。また、町の広報誌でPRをさせていただきたいと考えておりますという答弁でございました。

次の質問です。民生費で保育所整備事業ですが、総事業費が幾らで国の支出が幾らで町の支 出が幾らかということをお伺いいたします。

これに対しまして、事業費としては建設関係の事業費で2億円程度予定していますが、国からの補助金ですが、いろいろと細かい補助基準がございますが、今のところ、8,073万円程度が交付申請予定額となっております。町の単独補助制度では4,036万5,000円程度の内容となっておりますという答弁でした。

次の質問です。第一小学校放課後児童クラブの受け入れ体制ですが、1年から3年生までの 枠を越えて全学年収容できるのでしょうかという質問でございます。

これに対し、受け入れ体制ですが、基本的には1年から3年生までですが、高学年に関しましてはできる範囲の中で受け入れていきたいと思っております。将来的には高学年までの対応ということを目標に考えてございますとの答弁でございました。

次の質問です。養護学校生徒の放課後児童対策で現在週2回となっておりますが、特に、養護学校生徒は家族も大変だと思います。普通の生徒と同じように放課後児童クラブができたらいいと思いますがいかがですかとの質問でございます。

保護者の方からも一般の放課後児童クラブと同じように5日での対応をしていただきたいとの要望もございます。町としてもやはり利用者のニーズにあわせた中で、今後の対応を検討していかねばならないと思います。障害福祉課という専門的な課も創設されたということで、これから障害児童の行政サービスという観点から関係課とも協議しながら、よりより運営を検討することを考えておりますとの答弁でございます。

次の質問です。放課後児童クラブ指導員の賃金が低いのではないかという問題提起をしてまいりましたが、21年度はどういうふうに改正されたのか具体的に説明をお願いをいたしますということです。

これに対し、現在資格保有者は自給920円であり、無資格者につきましては750円であります。

しかし、21年度からは無資格者指導員は860円に見直しをして計上しています。県内の賃金状況、または近隣の市町村の賃金状況とあわせてほぼ同額程度で設定する予定でございますとの答弁でございました。

次の質問です。不妊治療の現状と21年度についての回数と予算をお尋ねいたします。

これに対しまして、今年度の予算規模は50万円、回数は14人、14件の補助申請がございました。新年度は18件分の対象で1人につき1回5万円を年間2回まで、通算5年間補助できるようになっています。今年度は180万円計上していますとの答弁でございました。

次に教育費で、小学校の防犯カメラの設置についてでございますが、どういうふうにカメラ を設置するのか。補助金はどれぐらいあったのかをお尋ねいたしますということです。

これに対しまして、各小学校には基本的には4台のカメラを設置をし、校舎外を監視するカメラで、職員室に録画機とモニターを置きまして、4台のカメラを1週間録画できるような仕様にしたいと思っております。4台のカメラを1台のモニターで4点監視という形になります。なお、防犯カメラの助成ですが、まちづくり交付金の補助金対象となりまして、事業費の4割が補助されまして298万円の交付を見込んでおりますという答弁でございます。

次の質問です。教育費の語学指導授業ですが、ALTは現在何人いるのですか。また平和記念式典派遣式典事業の内容はどのようなものかを説明願います。

これに対しまして、平成20年度ALTは3名、各小学校に1名おります。21年度は4名のALTを予定しています。指導要綱が改定になりまして、小学校から外国語教育が入りまして、21年、22年は経過措置、23年度からは完全実施となります。これに対応するため、21年度には1名増といたしまして、小学校への派遣回数を増やす方針でありますという答えでございます。

平和記念式典派遣事業につきましては、新規事業で先生2名と各中学校から生徒2名の8名を広島平和記念式典に使節団として派遣をしまして、事前研修、事後研修をやり、レポート等提出させ、学校に帰ってきてから平和のことについて報告をしてもらうという事業でございますという答弁でございました。

次の質問です。学校給食について、地産地消の野菜類ですが、21年度については町では地元の野菜類を取り入れる計画はどのようになっているのか。また入札についてはどのようにしているのかの質問がございました。

県のデータでは19年度は茨城県産38%,20年度では63%を県産を使用しています。町としてもかなり地元産を使用しいますということでございます。町として19年度と20年度を比較しますと、十数種類の野菜の種類を挙げまして、19年度、20年度を比較しますけど、主だったものだけを説明をいたします。19年度、20年度比較しますと、キャベツが16%から18%に、それから大根が12%から31%に、白菜が53%から66%と、今年度かなり伸びてきております。来年度

につきましても地産地消の目標でやっていきますので、献立につきましても、地元の野菜を十 分取り入れるような献立を作成をいたします。

入札につきましては、特に阿見産としては入札は行っていませんが、農協さんと阿見産直センターさんが参加しておりますけれども、積極的に参加してくださるようお願いをしているところでございます。

従来からの問題点としては、入札方式でやって品がそろわないというのが1つのネックになっているところで、その辺についても具体的に突っ込んだ方法で、極力阿見産のものを使う仕組みを少しずつ導入するようなことを十分検討していきたいと思いますという答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入りました。議案第25号、平成21年度阿 見町一般会計予算のうち、民生教育常任委員会所管事項については、賛成多数により、原案ど おり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第25号、平成21年度阿見町一般会計予算、うち産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、115ページ、道路整備事業の道路維持補修費9、500万と新設改良の8、370万円、この内容ということで、それぞれ何本ぐらい整備されるのかとの問いに対し、道路維持補修は単独の部分で3路線、まちづくり交付金として4路線、単独3路線につきましては、今のところ、大砂、下島津、三区下を予定しております。あと、大きい工事が3路線、道路新設改良は来年度まちづくり交付金事業が入りますので、新設7本、単独で1路線でありますとの答弁でありました。

123ページ,中郷土地区画整理事業に関し,補助金の確認と保留地処分は進んでいるのかとの問いに対し,中郷の助成金は21年度予算が1億7,000万円,22年度予算が1億円の予定です。保留地は処分済みの区画が95区画で平米数が2万1,852平米です。単価は商業地16万3,000円,一般宅地が16万2,000円で,一般保留地については完売しています。一番直近の販売は昨年11月20日と12月4日の契約です。

次に、106ページ、あみまちを食べよう学校給食推進事業の50万円、この内容はとの問いに対し、これは町で地場農産物活用検討推進会議というのがあります。その中で、阿見町の学校給食において、新鮮・安心・おいしい、地元の農産物を活用いたしまして、子供たちに顔の見える学校給食を提供し、地産地消を推進しています。あわせて、子供の食生活の健全化、食農

教育の推進も目的としています。今年度は6月にスイカ,7月にメロン,今年1月にレンコンとヤーコンを給食に出しました。スイカはモデル校として実穀小学校で行い,栄養士から説明を受けたり,生産者の話を聞いて体験したり等,50万円という金額は1つのきっかけづくりかなと考えております。今後,農業振興課だけでなく給食センターとも連携をとりながらやっていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

次に、116ページ、河川維持管理費についてその場所と内容についての質問があり、これは 準用河川である桂川の改修です。内容は底の部分のコンクリートを打つ作業で、場所は下吉原、 アウトレットのほうですが、その南側部分でありますとの答弁でありました。

次に、110ページ、自治金融制度について、ここ何年間の年度別のあっせん状況と保証残高 についての質問がありました。

1点目のあっせん状況は、商工会に委託しており金融審査会を経ています。平成18年度が132件 5億1,100万円ほど。19年度120件、5億2,000万円程度。20年は106件で3億8,800万円余りです。

2点目の債務保証残高は、18年度496件で11億6,500万円余り、19年度478件の11億5,200万円程度、20年度は最終データが出ていないので、21年1月末現在で、459件10億6,100万円余りです。また、このような景気の中で下がっている理由について再度質問があり、それに対し、まず自治金融の申し込み件数減の要因として考えられるのが、昨年10月末から国で原材料価格高騰対策等緊急保証制度というのを設けているということで、県でもセーフティネット融資、緊急保証枠の創設、対象業種が500から760に拡大したこと、要件緩和がされたこと、この新たな保障が22年3月まで設けられたので、そちらに流れたのではないかと考えられます。実際、3月13日あたりで昨年19件のセーフティネットが本年新たな枠を設けることによって、138件と大幅に増えました。

2点目の債務保証残高の減については、融資の継ぎ足しのような形で運転している中小企業が多いので、その辺が要因ではないかと考えられますとの答弁でありました。

次に、95ページ、霞クリーンセンター維持管理費はマイナスになり委託料が増えているが、 その中で施設技術管理委託料が1,800万円ほど増えている内容について質問がありました。

それに対し、平成19年度に議会の行政改革特別委員会とともに、いろいろなところに研修に行き、町のクリーンセンターの致命的な欠陥は何かということになりました。それは専門の技術者がいないということで、ぜひともこれを確保する必要があると提言を出されました。私どももそれを痛切に感じ、平成21年度から専門の技術者をセンターに張りつけるということで予算を計上いたしました。内容は当該年度の維持工事補修箇所の選定及び見積書の徴取並びに設計書の作成、当該年度の維持補修工事の現場管理及び材料検収並びに竣工検査の立ち会い、あ

と次年度維持補修箇所の選定及び見積書の徴取、緊急工事の見きわめと立ち会い等、技術的な ことに関する全般を、今の会社とは縁を切って町の立場で見てもらう契約をしていますとの答 弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、平成21年 度阿見町一般会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は議案第25号,平成21年度阿見町一般会計予算について反対討論 をしたいと思います。

21年度の予算で前進面,乳幼児の入学前までの医療費の所得制限の撤廃,また各小学校への防犯カメラの設置,中学生の8月6日広島平和記念式典への初めての参加,また道路整備予算の増額など,一部前進面は評価されると思います。しかし私は,今町の大きな事業として進んでおります予科練平和記念館建設について問題点を指摘したいというふうに思います。

今年度の予算で霞ヶ浦平和記念公園整備費 2 億1,300万が計上され、これで 2 カ年にわたる 工事が完成しますが、展示内容について本当に、あの世界大戦を歴史的に反省し、二度と、平 和憲法にのっとり不幸な戦争を起こさないという展示内容になるのか甚だ疑問に感じるところ です。町のホームページを見ても若鷲の像の写真がトップページに載っておりますが、予科練 を賛美するという印象を受けます。予科練展示方針で、公共機関が展示することによって客観 的に展示できるとありますが、甚だ疑問でございます。

戦前,当時の極限状態にあって,多くの若者が二度と帰らぬ特攻という軍の方針によって死なざるを得なかったということは到底肯定できるものではありません。これは,人命軽視の最たるものであるというふうに思います。特攻に関係した大西瀧治郎も,「このようなことは100年経っても肯定されることはないだろう」と言ったと伝わっております。当時の若者の,愛する家族を守る,国を守るという純粋さはそのものだと思いますが,なぜそれしか方法がなかったのかということは歴史的に検証されなければならないというふうに思います。

今,北朝鮮の金正日体制は敬愛する将軍様、偉大なる将軍様の個人崇拝主義、ミサイル軍事外交は日本から、また世界から見ても異様に映りますが、この日本においてもわずか63年前以前は天皇中心主義の軍事国家であったということを忘れてはならないことだと思います。これらの反省の上に立って、予科練の展示は考慮されるべきであり、見る人に、戦争とは、平和と

は何かをきちんと考えさせる施設、展示にすべきだと思います。

現在のところ、そのようになっていないと危惧されております。町内の心ある人たちからそのような危惧が出され、何で今予科練平和記念館なのと言われます。町民の中にそのような声がある限り、この予算に賛成することはできないというふうに思っております。したがって、平成21年度の阿見町一般会計予算に反対をいたします。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 私は賛成討論をいたします。

今回の予算は今まで懸案であった防犯カメラとか、放課後児童クラブ、それから広島の式典 に各中学校から二人ずつ引率者を含めて約10名ですか、派遣すると。これは飛躍した予算措置 になっております。

それから、予科練ですけれども、やはりどこの地域、今まで九州のほうにも見学に行きましたけども、やはり霞ヶ浦においては予科練です。これを今やらなければ、もう過去はないんです。後でやることはできないんです。これも予算づけをして、もう完成の日取りが決まっているわけですから、非常に有益だと思います。

それから、私は霞ヶ浦の予科練平和記念館だけでなく、小学校あるいは中学校の修学旅行は やはり東京見物行って、今何をやっているかわかりませんけれども、靖国神社をこのコースに 入れたほうがよろしいと思います。なぜかというと、これは戦争があるわけじゃないんです。 過去にこういうことがあって、その犠牲者の上に今の日本の国ができているんだということを 知ってもらったほうがよろしいと思います。

それから、今は物が豊富な時期でございまして。何でも御飯の食べ残しは捨てちまうとか、ちょっとぼろくなったら捨てちまうとか、そういうもんでなくして、今は物はたくさんありますけれども、それでもやはり物がなくなったら大変なんだと。昔は米粒1つだって1年かかんなくちゃできないんだと。お米は大事にしろと言って育てられました。今は米なんて余っているから、物は粗末にするようできています。しかし、いずれ困るときもあるんです。やはり、困ったときが一番人間は忍耐、その困ったときを乗り越えるのが本当の人間なんです。ですから、今だけがこの世の中ずっと続くということは考えられませんから、私は本当に物のなかった時代、お国のために死んでいった人、そういう人が過去にあったんだということは、やはり今は学校でも子供たちが大分世代がかわっておりまして、親もなかなか子供に言って聞かせる経験がございませんから、ああいうところに行って、それを見てきたほうがよろしいと。

私は今回の予算に賛成ですけれども、それにつけ加えて、小学校、中学校の修学旅行はやは

り阿見の予科練記念館とあわせて,靖国神社もそのコースに入れたほうがよいと,私はこのように考えまして,この予算に賛成をいたします。

[「そのとおりだ」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。 12番天田富司男君。
- ○12番(天田富司男君) この一般会計に賛成をいたします。

非常に厳しい財政状況,大体5億6,000万からの減額になるような,町税が減になるような 状況の中で,やっぱり1.8%でもやはり前年度より多く予算をつけたと。非常に積極財政の中 で,国も非常に厳しい景気対策をしているわけですから,地方も一緒になって景気対策をする という観点からいっても,普通建設事業も増やしましたり,また先ほど言った子育て支援に対 しても第一小地区においても児童館等も建てられるようになりました。そしてまた,まちづく り交付金によって,やはり社会資本の整備等も進むという,積極的に今回の財政がなっている, その観点からいっても,これはやはりまちづくりの観点からしても町は積極的にやっているん だと。あと,将来負担というものは非常に県の中でも負担は低いです。今からの負担,それは 執行部が健全財政を積極的に今までやってきたその結果があらわれているのかなと,そういう 思いをしております。

また、予科練平和記念館ですけど、やはりあくまでも余りに利益があるとかないとかという そういう時点じゃなくて、町としてこの阿見町がどういう歴史を踏まえている、そういう町な のかといったときに、軍というものに対しての考え方、非常に厳しいものがあるかと思います が、この予科練平和記念館が恒久平和に、そして阿見町としてのシンボルとして今から生き続 けるんだ。そういう位置づけでやはり見ていかなければならない。そういう観点からしまして も、予科練平和記念館建設に対しては積極的に阿見町は取り組むべきであると。そういうこと で、この21年度の予算に対して賛成を申し上げます。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第26号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成21年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第29号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成21年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第33号 平成21年度阿見町水道事業会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第10、議案第26号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第27号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第28号、平成21年度阿見町老人保健特別会計予算、議案第29号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第30号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第32号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号、平成21年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(藤井孝幸君) 議案第26号,平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算の審査経過と結果の御報告をいたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第28号、平成21年度阿見町老人保健特別会計予算の御報告をいたします。 質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第28号、平成21年度阿見町老人保健特別会計予算は、全委員が賛成し、原案 どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算の御報告をいたします。

質疑を許し、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入りました。議 案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算は、賛成多数により、原案どおり可決をい たしました。

続きまして,議案第32号,平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算の御報告をいたします。

質疑を許しましたところ、次の質問がございました。

後期高齢者被保険者に保険料の滞納があっても、お医者さんにかかれるようにするのが政治 の方向だと思うのですが、阿見町は去年どれぐらいの滞納者があって、どうするつもりなのか の問いがございました。

これに対しまして、現在の滞納者の状況は普通徴収分で2月20日現在、99人が未納です。2月21日土曜日に99人のうちに82人につき家庭訪問をし、保険の説明や家庭の状況を把握し、その状況を確認をし、保険料を一部納めていただきまして、30万ぐらい収納されています。今後とも、完納していただくよう説得しながら未納額を減らしていきたいと思います。資格証明書につきましてはなるべく未納がないよう説得し、家庭の事情も当然ありますし、生活に影響が出ない程度に納期はおくれてもやむを得ない話もし、資格証明書交付は極力発行しないような体制にもっていきたいと思っていますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第32号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、議案第26号、28号、31号、32号の審査経過と結果を御報告いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に,産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第27号、平成21年度阿見町公共 下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第27号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員 が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第29号,平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第29号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第30号,平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について御報告申し上 げます。

質疑を許しましたところ、279ページ、実穀上長地区農業集落排水事業 3 億2,426万9,000円とあります。普通建設等事業進捗状況を見ると、9 工区に分けて工事をしているようだが、実穀上長地区の総額は幾らか。また、今年度完成する福田地区の総額は幾らか。君島・大形地区それぞれの総額はとの問いに対し、実穀上長地区は平成20年度までが 7 億5,554万250円です。平成18年度から事業認可をいただき進めていまして、6 カ年の事業で、23年度が事業完了の予定で平成24年度から供用開始という計画です。完了までの概算は18億3,300万円を見込んでいます。福田地区は平成15年から事業開始になり、平成20年度、本年度で事業完了ということで6 カ年です。総事業費は8 億7,515万円で計画戸数は117戸です。小池と君島・大形地区は小池が総事業費14億2,600万円、事業期間が平成5年から9年度の5年間、君島・大形地区が総事業費9億2,510万円、期間が平成9年から13年度までですとの答弁でありました。

続いて、実穀上長地区だが、供用開始の平成24年度からはどのくらいの世帯が接続するのか。 また、ほかの地区も現在接続している戸数はどのくらいかとの質疑に対し、実穀上長地区については計画戸数が302戸、小池地区が128戸、君島・大形地区が111戸が接続されています。福田地区につきましては戸数が117戸で、これから接続をお願いするということになっていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、平成21年 度阿見町農業集落排水事業特別会計予算ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしま した。

次に、議案第33号、平成21年度阿見町水道事業会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、筑見地区が今度接続するとのことで、これはいつごろか。今までの普及率に筑見地区が入ることによりどのくらい上がるのか。料金はどうなのかとの問いに対し、筑見地区は8月1日を目標に準備を進めています。12月の総会で決定し、4月に筑見の管につなぎ込みの工事、メーターも町仕様と異なるため、8月1日までにそれを整備し本開始するということで進めています。普及率ですが、19年度で76.9%です。が、筑見のように専用水道というのが阿見町に何カ所かありまして、それらを入れた数字で18年度78.4%、町の水道が75.8%ということでしたので、2.6ポイントほど上がります。専用水道の中でも筑見は一番大きいところですので、2%程度上がると考えております。阿見町の水道料金は20ミリ基本料金で10立方メートルまで税込み2,047円ですが、筑見は今までで10立方メートルで500円程度でし

たので1,500円ほど基本料金が上がりますとの答弁でありました。

それから、全体的な水道料会計を見ると、ある程度内容はいいが普及拡大と老朽管の布設替えをする必要があり、その中で、前倒しの事業を進めていきながら、同時に事業者の景気回復も図らなくてはいけないが、本年はどうかお聞きしたいとの質疑があり、21年度予算は市街化の中でもつながっていない地域の整備を進めたいと思っています。21年度中に環状管が完全につながります。その環状管から各地域に入っていく幹線を整備していきます。環状管がつながった地点でその近くの集落も含め整備していきます。さらに、21年度はチェルシーでの水需要も見込めますので、収益も上がると思われ、その利益の状況を見ながら整備促進を図ります。

また、本郷小学校等教育機関に対する供給予定はどのようになっているのかとの問いに対し、 水道計画の全体計画では平成32年度までに全体的にもっていく考えでおり、質問の本郷小学校 も、来年度環状管につながりましたら、環状管からシンワ団地の末端のほうでピーク時に水圧 が低くなるということもありますので、来年度、その環状管からシンワ団地までの県道土浦江 戸崎線の設計に入りたいということで委託を予定しておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第33号、平成21年 度阿見町水道事業会計予算にいては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。よろしくお願いいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 日程第10の8件のうち,3件について反対討論をしたいと思います。 議案第26号,平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算に反対したいと思います。

この国保関係予算は45億9,200万円でございます。私は国保税についてはもっと一般会計から繰り入れて税額を安くすべきだと思っております。また、医療費を少しでも少なくするために健康づくりにもっと力を入れるべきだというふうに思います。その2点について、十分だとは思いませんので反対をいたします。

それから、議案第31号、平成21年度阿見町介護保険特別会計予算について反対をいたします。この予算総額は19億7、200万円でございます。この予算には、17.7%の4月1日からの介護保険料の値上げが入っております。この点については認めることができませんので、反対をしたいと思います。

議案第32号,平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算についても反対をいたします。この予算総額は5億7,000万でございます。この後期高齢者医療制度については75歳以上の人を今までの保険から分離をして差別をする医療制度だということで、国民の非難がうんと高まっている制度でございます。一口にうば捨て山の制度だというふうに言われております。この制度自体に問題があるというふうに思いますので、この会計予算についても反対をいたします。

以上です。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号から議案第33号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第26号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第26号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

「替成者起立〕

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第27号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第28号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 異議なしと認めます。

よって議案第28号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第29号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第30号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第31号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[替成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第31号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第32号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第32号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第33号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の認定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第11、議案第34号、町道路線の廃止について、議案第35号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第34号、町道路線の廃止について、議案第35号、町道路線の認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第34号、町道路線の廃止について、議案第35号、町道路線の認定については、 全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第34号から議案第35号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第34号から議案第35号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第36号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第12、議案第36号、町長及び副町長の給料の減額に関する 条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月9日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長天田富司男君登壇]

○総務常任委員会委員長(天田富司男君) 議案第36号,町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第36号、町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定については、全委 員が賛成多数し、原案どおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

14番倉持松雄君。

○14番(倉持松雄君) 委員長の報告,委員会に対して申しわけないんですけども,今回の事件は,これ本当に委員会で話し合うにしても特殊な形態でございます。これまでも既に大分時間が経っておりますけれども,古徳元課長には罰則は裁判所が与えたということでございます。で,町執行部にはだれが罰則を与えるかといいますと,これは町民の代表者である私たち

議会だと思います。それが、今回は町執行部がみずから罪を決めてしまったというわけでございます。他の犯罪においても、犯罪者、被疑者がおれの罪はこのぐらいだ。刑務所にどれぐらい入っていますとか、死刑にしてくださいと言ったって、そう簡単に決まるものではございません。これは裁判所が冷静に判断をしてその罪を決めております。ですから今回、執行部がみずから罪を決めてこうしますということで、それを議会がそのまま同意していましたら、議会は何の判断力もなかったということになります。でありますから、これは議会としても、議長、これは冷静に阿見町議会議員の有能か無能かという分かれ道に来ていると思います。

ですから、ここで執行部の言ったものを同意するんではなくして、早速暫時休憩をして、再 検討する。そうでないと、言われたものをそのまま賛成したんでは。いや十分検討はしました よ。検討はしたと思います。でも、これは特殊なケースですから、総務委員会で十分検討はし たんです。特殊なケースですから、これは再検討すべきと、私はこのように思います。

○議長(諏訪原実君) 倉持松雄君に申し上げます。

ただいま、あくまでも討論ということなので、ね、そういう観点で引き続き、討論ということでね、お願いします。

14番倉持松雄君。

- ○14番(倉持松雄君) 私は要望はいたしません。そういう討論です。反対討論ですよ。反対討論。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第13、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の 閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における 所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 平成21年第1回定例会の閉会に当たりまして,一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成20年度補正予算及び平成21年度の予算が主要な案件でありましたが、各議員には慎重審議の上、全議案とも議決をいただき、まことにありがとうございました。

また,一般質問では今回が2回目の一問一答方式でありましたが,さまざまな角度から貴重な御意見をいただき,ありがとうございました。

また、委員会におきましてもいろいろ有意義な御議論をいただきました。

さて、本定例会初日の施政方針でも述べましたが、我が国の経済はアメリカに端を発した金融危機の影響により、国内の生産活動、雇用、消費などと関連し、景気の状況はさらに厳しくなると見込まれております。そのため、国、地方とも財政状況は極めて厳しく、当町におきましても企業収益減少や大規模法人の組織再編による町税の減収が見込まれ、厳しい行政運営を強いられることは必至であります。

しかしながら、つい先日圏央道が稲敷インターチェンジまで開通し、7月にはあみプレミアム・アウトレットがオープン、来年2月には予科練平和記念館も開館するなど、明るい話題があるのも事実であります。

町としましては、このような町の潜在力が地域特性を最大限に活かし、第5次総合計画後期 基本計画に基づき、着実な事業執行とさまざまな課題に積極的に取り組み、明るく住みよいま ちづくりに向けて引き続き努力する所存であります。

ここで、ちょっと予定外の話題を入れさせていただきますけれども、先ほど予科練平和記念 館の問題についてお話がありました。この件について、長年の検討を加えた結果、いよいよ最 終段階になりまして、来年2月にオープンということになるわけであります。細田議員からは この施設が予科練賛美の形とつながっていくんじゃないか。こういう疑問が提示されましたけ れども、まあ、予科練の問題はいわゆる歴史認識の問題とかかわるわけですから、そういう点で難しい要素があるのは確かであります。しかし、本町で取り組んできました予科練平和記念館との取り組みというのは、最初の予科練歴史遺産保存委員会での検討の段階から、この阿見町の貴重な歴史である歴史遺産、これを正確な形で掘り起こし後世に残す。これを1つの基本的な目標として取り組んできたわけであります。

その結果として、来年2月にオープンという段階に来たわけであります。あくまでも基本は 正確な歴史を残すという、これが基本認識であります。そういうことで、記念館の名称も一時 多少の問題があったんですが、明確に平和記念館という形で歴史の中で平和について考える、 こういうことを明確にさせているわけでございます。

いずれにしましても、戦争の歴史の中に予科練の歴史を正確に位置づけるということが基本であります。そういう点で、先ほども触れましたように、難しい要素があることは事実でありますが、これからの継続的な努力の中で、基本的な理念である平和記念館という役割を十分に果たせるような形で、みんなの努力でそういう形をつくっていくということが大事であることを改めて表明しておきたいと思います。

どうか,議員各位には、町政に対しまして、これまで同様変わらぬ御指導、御協力をお願い申し上げる次第であります。

今年は記録的な暖冬ということで、もう、桜ももうちょっとで咲くような時期になりましたが、まだ場合によっては、少し寒い日もぶり返す、こういう状況であります。まさに季節の変わり目であります。議員各位には健康に十分御留意されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

○議長(諏訪原実君) それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成21年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さま でございました。

午後 1時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 天 田 富司男

署 名 員 小松沢 秀 幸

参考資料

平成21年第1回定例会 議案付託表

	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に			
		関する条例の一部改正について			
		内 総務常任委員会所管事項			
	議案第9号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について			
		内 総務常任委員会所管事項			
公安労任 委員人	議案第10号	阿見町個人情報保護条例の一部改正について			
総務常任委員会	議案第16号	阿見町統計調査員設置条例の廃止について			
	議案第17号	平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)			
		内 総務常任委員会所管事項			
	議案第25号	平成21年度阿見町一般会計予算			
		内 総務常任委員会所管事項			
	議案第36号	町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について			
	議案第2号	阿見町収入印紙等購買基金条例の制定について			
	議案第3号	阿見町障害者施策推進協議会条例の制定について			
	議案第4号	阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につい			
		て			
	議案第5号	阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条			
		例の制定について			
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に			
民 生 教 育		関する条例の一部改正について			
常任委員会		内 民生教育常任委員会所管事項			
	議案第9号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について			
		内 民生教育常任委員会所管事項			
	議案第11号	阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につい			
		て			
	議案第12号	阿見町介護保険条例の一部改正について			
	議案第13号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について			
	議案第14号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について			

	T		
	議案第17号	平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号) 内 民生教育常任委員会所管事項	
	議案第18号	平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4	
	HIJON JULY	号)	
	議案第20号		
	議案第23号	 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
	議案第24号	平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3	
		号)	
	議案第25号	 平成21年度阿見町一般会計予算	
		内 民生教育常任委員会所管事項	
	議案第26号	平成21年度阿見町国民健康保険特別会計予算	
	議案第28号	平成21年度阿見町老人保健特別会計予算	
	議案第31号	平成21年度阿見町介護保険特別会計予算	
	議案第32号	平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第6号	阿見町環境基本条例の制定について	
	議案第7号	阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に	
		関する条例の一部改正について	
		内 産業建設常任委員会所管事項	
	議案第9号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について	
		内 産業建設常任委員会所管事項	
産 業 建 設	議案第15号	阿見町廃棄物処理条例の一部改正について	
常任委員会	議案第17号	平成20年度阿見町一般会計補正予算(第6号)	
		内 産業建設常任委員会所管事項	
	議案第19号	平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4	
		号)	
	議案第21号	平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第	
		3号)	
	議案第22号	平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第	
		4号)	

議案第25号

平成21年度阿見町一般会計予算

内 産業建設常任委員会所管事項

議案第27号

平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第29号

平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第30号

平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号

平成21年度阿見町水道事業会計予算

議案第34号

町道路線の廃止について

議案第35号

町道路線の認定について

閉会中における委員会(協議会)の活動

平成20年12月~平成21年3月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件	
議会運営委員会	12月 9 日	第1委員会室	・平成21年第1回定例会会期日程につて ・その他	
	3月2日	第2委員会室	・平成21年第1回定例会会期日程について ・その他	
総務常任委員会	2月20日	東海村	 視察 ・公共交通全般に係る取り組みの概要について ・日立市パートナーシップ協定について 視察 ・デマンドタクシー「あいのりくん」の導入の経緯について ・デマンドタクシー「あいのりくん」の概要について ・デマンドタクシー情報センターでの具体的な運用について 	
民 生 教 育常任委員会	1月28日	実穀小学校 本郷小学校 朝日中学校	視察 ・学校概要 ・校内視察	

行 政 改 革 特別委員会	1月16日	全員協議会室	・勉強会について・その他
	2月17日	全員協議会室	勉強会 ・行政改革について「地方自治体の役割 とは」
議会だより編集委員会	12月19日	第2委員会室	・議会だより新年号の校正について・その他
	1月15日	第2委員会室	・議会だより第118号の発行について・その他
	2月2日	第2委員会室	・議会だより第118号の校正について・その他
全員協議会	12月19日	全員協議会室	・阿見町第5次総合計画後期基本計画について ・平成20年度上半期阿見町行政改革大綱 実施計画の進捗状況について ・その他
	2月10日	全員協議会室	・平成21年度予算内示について ・定額給付金について ・その他
	2月26日	全員協議会室	・阿見町地域子育で支援センターの設置 及び管理に関する条例の制定について ・阿見町障害者支援施策推進協議会条例 の制定について ・阿見町収入印紙等購買基金条例の制定 について

全員協議会	2月26日	全員協議会室	 ・阿見町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について ・阿見町環境基本条例の制定について ・阿見町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について ・阿見町地域防災計画の見直しについて ・阿見町学校給食センターの建替えについて ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の執行について 	
			・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議 員一般選挙の執行について	
			・その他	

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月 日	事件	議決結果等	出席者
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	2月9日	全員協議会 ・平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計予算について ・土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の解散及び解散に伴う財産処分の意向調査の結果について 1 当組合の解散について 2 当組合の建物及び物品について 3 当組合の平成21年度残金について		浅野栄子 難波千香子
		第1回定例会 ・平成21年度土浦石岡地方社会 教育センター一部事務組合会 計予算について	原案可決	浅野栄子 難波千香子
龍ヶ崎地方衛生 組合	2月16日	全員協議会 ・平成21年第1回組合議会定例 会提出予定案件 ・その他		大野孝志吉田憲市
	2月25日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会会議 規則の一部を改正する規則に ついて	原案可決	大野孝志 吉田憲市

龍ヶ崎地方衛生組合	2月25日	・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員 の議員報酬及び費用弁償に関 する条例について ・龍ヶ崎地方衛生組合特別職の 職員の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条 例について ・平成20年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算(第3 号) ・平成21年度龍ヶ崎地方衛生組	原案可決 原案可決 原案可決	大野孝志吉田憲市
		合分賦金割合について ・平成21年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計予算	原案可決	
牛久市・阿見町斎場組合	2月20日	全員協議会 ・平成21年度第1回組合議会定 例会の議案説明について ・斎場運営状況の報告について ・利用者アンケート調査結果報 告について ・その他		細田正幸 小松沢秀幸
		第1回定例会 ・牛久市・阿見町斎場組合斎場 の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例につい て ・平成20年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計補正予算(第 2号)	原案可決原案可決	細田正幸

牛久市·阿見町	2月20日	・平成21年度牛久市・阿見町斎	原案可決	細田正幸
斎場組合		場組合一般会計予算		小松沢秀幸